

文化情報学

第7巻第2号

2000年12月

駿河台大学文化情報学部紀要

論文

- “特性”の心理学的構築.....岩熊史朗
音楽・音の文化遺産（文化情報資源）の構築（その3）
歴史的な音楽・音を再現する方法の体系化：古楽における再現
.....加藤修子

研究ノート

- 中国の通信情報インフラと情報政策.....杜正文
索引の研究(3)
出版物索引あるいは索引出版物を考える(その3) ...戸田光昭
ホスピタリティ, ノーマライゼーション, 宗教多元主義
について()
自己実現の心理学, 多文化主義, 文明の衝突論西岡久雄

文化情報学：駿河台大学文化情報学部紀要

第7巻 第2号

2000年12月発行

目 次

論 文

- “特性”の心理学的構築.....岩 熊 史 朗 (1)
- 音楽・音の文化遺産(文化情報資源)の構築(その3)
歴史的な音楽・音を再現する方法の体系化：古楽における再現
.....加 藤 修 子 (15)

研究ノート

- 中国の通信情報インフラと情報政策.....杜 正 文 (29)
- 索引の研究(3)
出版物索引あるいは索引出版物を考える(その3) ...戸 田 光 昭 (35)
- ホスピタリティ, ノーマライゼーション, 宗教多元主義
について()
自己実現の心理学, 多文化主義, 文明の衝突論西 岡 久 雄 (43)

“特性”の心理学的構築

岩熊史朗

【要旨】本稿では、特性をめぐる様々な理論を概観し、さらに日常的なパーソナリティ判断に焦点を当て、特性概念に対する新たな視点を提示する。伝統的な特性論においては、大きく分けて2種類の特性概念がある。その1つは、Allport (1937)の個人特性に代表される、個人の行動を決定するような実在的特性である。もう1つは、特性名辞をもとに因子分析によって導出された、因子としての特性である。ところが両者は必ずしも明確に区別されないまま使われてきた。これに対し、Mischel (1968)は、特性と行動との間に明確な関連性がないことを指摘し、これを契機として一貫性論争が始まった。その中から新相互作用論や社会的構築主義といったパーソナリティ研究における新しいアプローチが生まれてきた。特に社会的構築主義は、特性を、認知主体が社会的相互作用の中で構築した構築物と規定し、その構築過程に注目している。科学的な見地からは、特性が実在性や行動の予測力を持つとは言い難い。しかし、日常的なパーソナリティ判断においては、特性が他者の行動を主観的に説明し、他者の同一性を維持する機能を果たしている。そういう意味では、特性を認知過程の所産として捉え直すことが、パーソナリティ研究における更なる可能性を開くものと考えられる。

【キーワード】特性、特性論、パーソナリティ、一貫性論争、社会的構築主義、新相互作用論

1 はじめに

われわれが日常生活において関係を持つ人々はそれぞれ個性を持っている。われわれは相手の個性を多少なりとも理解した上で、相手に働きかけたり、相手の行動に反応したりしている。このような個性は、“人柄”“人となり”“性格”などとも呼ばれる。

このような個性を研究対象とする学問領域が、性格心理学あるいはパーソナリティ心理学である。この領域では、人間の一般的な性質よりも、むしろ個人の特徴や個人差に焦点が当てられており、それぞれの個人を理解すること、あるいは、理解する方法の確立が目的とされる。

パーソナリティ心理学において、最も重要な概念の1つが“特性(trait)”である。ところが、特性の定義は研究者間で必ずしも明確に一致して

いるわけではない。便宜的に簡略化して述べれば、特性とは個人のパーソナリティを構成する要素を指す。裏返せば、個人のパーソナリティは複数の特性の組み合わせとして記述されることになる。例えば、外向性や神経症傾向なども特性として扱われる。また、特性によって、その個人特有の行動傾向が現われることになる。

パーソナリティ心理学者のすべてが、特性という概念を肯定しているわけではない。パーソナリティ研究において、特性概念を用いない立場もある。その代表が類型論である。これは、1人の人間を、特性という要素に分解してしまうのではなく、包括的に扱おうとする。むしろ、個々人を包括的に把握した上で、類似した人々をまとめ、類型論という理念的で抽象的な人間像を作り出す。類型論はドイツを中心に発展し、古典的なものとしてはKretschmer (1921)の精神医学的・体質的

類型論やSpranger(1919)の価値類型論が代表的である。必ずしも学術的な裏付けはないが、最近流行している血液型による性格診断も類型論の1つと言えよう。特性論と類型論は対照的な立場と見られがちであるが、類型論において各類型を説明する際には、特性のようなものが列挙されたり、特性論において特定の特性を持つ一群の個人が類型的に扱われることもある。そういう意味は、両者に共通する点も少なくない。

むしろ、特性論と対立する立場の代表は、状況主義(situationism)であろう。これは、個人の行動が、特性よりむしろ、その個人を取り囲む状況に規定されると見る立場である。Mischel(1968)は、それまでの実証研究を検討し、行動に通状況的な一貫性(cross-situational consistency)がないことを示した。つまり、個人の行動は状況によって異なり、その個人に一貫した行動傾向がないと主張したのである。この主張は、個人の行動に一貫性をもたせんとする、特性概念の有効性に疑問を投げかけたことになる。

Mischel(1968)以後、数十年にわたって“一貫性論争”あるいは“人 状況論争”と呼ばれる議論が繰り広げられたが、明確な決着を見ないままの状態にある。ただし、この議論の中から様々な立場や研究技法が生まれた。例えば、新相互作用論(modern interactionism)(e.g., Endler, 1983)は、行動の規定因として、個人と状況の両者を取り上げ、この両者の間に双方向的な影響関係を想定する。また、社会的構築主義(social constructionism)のように、特性の実在性そのものを疑問視する立場も生まれた。

本稿では、このような経緯を概観しつつ、特性概念についての検討を加える。特に、特性概念の正当性や妥当性そのものよりも、このような概念が、どのような機能を果たしてきたのかという点に焦点を当てる。さらに、心理学という学問領域における意味づけだけでなく、日常的な視点からの意味づけも検討する。

2 心理学的概念としての特性

特性概念は、アメリカやイギリスにおいて発展してきた。これは、理論的な検討、測定技法や分析技法の開発、実証的な知見の蓄積が相互に関連し合うことによってもたらされた。ここでは、この3つの側面を視野に入れつつ、心理学的概念としての特性を検討する。

2.1 Allportの特性理論

特性を最初に体系的に取り上げた研究者は、Allport(1937)である。特性は日常的に用いられており、ある意味でパーソナリティを特性によって記述することは常識的な考え方と言える。例えば、「無愛想」「無口」「潔癖」といった特性を用いて他者を記述することは一般的に行なわれている。しかし、Allportがこの著書を著わした当時、心理学における特性は、科学的な概念としてまだ十分な地位を持っておらず、彼は、特性を精緻化して、心理学的な概念として確立しようとした。

彼が、特性を重視した経緯には、個人を記述するための要素を確定したいという動機があった。彼は、化学における元素や生物学における細胞のような分析単位がパーソナリティの研究にも必要であると考えた。ただし、彼は、パーソナリティを刺激 反応の組み合わせとといった微細な要素に分解することには反対した。多少なりとも統合され、一貫性を持ったものとして、パーソナリティを記述しようとしたのである。

彼は、特性を以下のように定義している。

特性というのは、一般化され、そして焦点を持つ(個人に特有の)精神神経的な体系であり、多くの刺激を機能的に等価たらしめ、適応的・表出的行動に一貫した(等価な)形態をもたらし行なわせる能力をもつものである。(Allport, 1937 詫摩・青木・近藤・堀訳, 1982, p 254)

この定義では、刺激と行動との間を媒介するものとして特性が位置づけられている。特性が「多く

の刺激を等価たらしめ」とすることによって、多様な刺激 反応の組み合わせが少数の特性によって説明され、個人特有の行動傾向（あるいは行動の一貫性）も特性によって説明されることになる。また、ここには因果論的な意味あいも含まれている。つまり、“刺激 特性 行動”という因果図式が示唆されていることになる。

それ以上に重要な特徴は、特性を「精神神経的な体系」としている点である。つまり、特性を生物・物理的実体としていることになる。Allport（1937）は、特性を行動や習慣を分類するための認知的なカテゴリーと見ることに強く反対している。特性を認知的なものとするれば、認知主体が存在しないかぎり、特性が存在しないことになるからである。彼は、特性を認知主体の有無に関わらず存在する、自存的なものと考えた。

Allport（1937, 1961）は、特性概念を様々な視点から分類しているが、特に重要なのは、「個人特性」（あるいは「個人的傾性」）と「共通特性」との区別である。個人特性は、彼が本来特性と考えたもので、定義を見ても特性の定義とよく似ている。彼は、それぞれの個人について、その個人特性を見出すことによって、個人のパーソナリティを記述できると考えていた。一方、共通特性は、個人間の比較のために用いられるもので、行動形態を分類するための認知的カテゴリーである。そのため、個人特性と比べると名目的で、実在性も希薄とされている。それ故、彼は個人特性のみが真の特性で、共通特性は真の特性ではないとしている（Allport, 1937 詫摩他 訳, 1982, pp 257 258）。

ところが、その後の多くの特性論的研究は、むしろ共通特性を中心に行なわれてきた。そういう意味では、Allport（1937）が本来特性とした個人特性は影を潜め、共通特性が特性とされてきたことになる。個人特性は、あくまでも1人の個人を理解するためのもので、多くの人々に一般的に当てはまるものでない。そのため、パーソナリティの一般理論の構築を目指す研究者にとっては、あまり魅力的なものではなかった。また、共通特

性が心理学者が持つ実証的な研究手法に適合していたことも、共通特性が重視された理由と考えられる。

2.2 Cattellの特性研究

特性を最初に実証的に分析した研究者の代表がCattell（1946）とEysenck（1947）である。特に、Cattell（1946）については、その後の特性論的研究のスタイルを確立したと言っても過言ではない。彼の特性の定義を見ると、「比較的永続的で広範な反応傾向」（Cattell, 1965 齋藤・安藤・米田 訳, 1981, p 23）とされており、Allport（1937）のような詳細な規定は為されていない。しかし、特性を「永続的」とする点は、その後の特性論においても重要な意味を持つ。つまり、個人のその時々感情や精神状態は特性そのものとはみなされないことになる。また、「広範な」という記述は、特性が反応あるいは行動のクラスあるいはカテゴリーであることを意味している。これは、彼の言う特性が共通特性に近いものであることを示唆している。実を言うと、彼の理論モデルの中には「独自特性」というAllport（1937）の個人特性に相当する概念が含まれている。しかし、彼の実証研究は、もっぱら共通特性を対象としたものであったと見てよい。

Cattell（1946）の特性概念は、むしろ彼が特性を導出した研究手続きから理解する方がよい。まず彼は、特性を導出するための資料として、特性を表わしていると考えられる用語を収集した。これには、AllportとOdbert（1936）が辞書から収集した特性名辞（trait names）から160語と、心理学文献から収集した用語11語が用いられ、これらは一対比較法等を用いて54にまとめられた。これに基づき、親しい者同士の集団で他者評定（行動評定）が行なわれた。この評定結果に対し因子分析が適用され、12の因子（根元特性）が導出されている。因子分析とは、多数の変数の間にある相関関係を分析して、それらの変動を説明するような少数の因子を数学的に導出する統計的手法である。つまり、多数の変数に代わり、少数の因子

によって測定対象を表現できることになる。結果的に因子は、測定対象を位置づける次元を縮約する機能を果たす。さらにCattell(1965)は、他の研究者の研究結果を検討した上で、質問紙による自己評定と運動・知覚テストを行ない、これらの結果に対してもそれぞれ因子分析を行なった。そして、これらの因子分析の結果や臨床的な症候群を相互に比較検討して、最終的な根元特性を同定している。

以上のような手続きからCattell(1946)の特性概念を簡略にまとめると、特性名辞を意味的類似性と相関関係に基づいてまとめたものということになる。これらの特性名辞には専門的な述語も含まれているが、多くは日常的に使われる性格表現用語である。つまり、彼の特性は、われわれが普段使っている言葉のカテゴリーとも考えられる。

問題はこのカテゴリーがどのような規準に基づいて構成されているかである。ここには、意味的類似性ととともに、相関関係あるいは共変関係という規準が採用されている。例えば、同一評定対象者において、共に高く(あるいは共に低く)評定される傾向のある用語同士は同一の特性に分類され、そうでない用語同士は異なる特性に分類されるということである。しかし、このような相関関係が生じるメカニズムは厳密には特定できない。1つの説明の仕方は、強い相関関係を持つ2つの評定用語に対応する行動や反応が、いずれも評定対象者に内在する1つの特性によって引き起こされているとするものである。この説明には、“特性 行動”という因果図式が含まれていることになる。もう1つは、評定用語同士自体に意味的類似性があるため、評定者はそれらに対し類似した評定パターンを示し、その結果、強い相関関係が現われるとする見方である。この立場から見れば、因子には評定者(あるいは評定者の所属する文化)の言語・認知的な性質しか反映されておらず、評定対象者に内在するとされる特性や性質とは無関係なものとなる。

特性論者は、もちろん前者の立場をとっており、“特性 行動”という因果図式を受け入れている

ことになる。ここで注意しなければならないことは、Allport(1937)の因果図式の“刺激”の項が、この図式から抜け落ちているという点である。Cattell(1965)も、刺激と行動との関係について触れているが、因子分析によって導出された特性と刺激との関係は明示していない。“刺激”の項が脱落した理由には、因子分析に日常的な特性名辞や性格表現が用いられたことが影響している。これらは、一般的に、個人の行動や反応の全般的傾向を表現しているため、刺激特定性が弱い。例えば、「陽気」という用語について、それがあてはまるような刺激状況を想定してみると、多様な状況に適用できることがわかる。裏返せば、陽気な人とは、特殊な状況だけでなく、様々な状況で陽気に振る舞う人のことを指しているのである。結果として、個人にこのような特性が付与されると、その個人の行動が通状況的一貫性を持っているかのようにみなされることになる。

2.3 特性の内容

Cattell(1946)は、実証研究を通じて16の因子を特定した。これに基づき「16PF人格因子質問紙検査」が作成されている。これらの因子はさらに、「内向性 外向性」「低不安(適応) 高不安」「心情的 行動的」「依存的 独立的」の4つの2次因子にまとめられる。また、Eysenck(1947)も因子分析やクライテリア分析という因子分析を発展させた統計的手法を用いて特性研究を行ない、「外向性」と「神経症傾向」という2因子を導出している。少なくとも、Eysenck(1947)の2因子は、それぞれ16PFの「内向性 外向性」「低不安 高不安」と対応している。このように因子分析を用いた特性研究では、相互に類似した因子が得られる傾向がある。そして現在では、多くの実証研究の結果が大きく5因子にまとめられるとする“5因子モデル(FFM: Five-Factor Model)”あるいは“Big Five”理論が、多くの研究者によって認められるようになっている(e.g., Digman, 1990; Goldberg, 1981)。

Digman(1990)にしたがって、5因子モデル

における各因子の内容を見ると、次のようになる。第 1 因子は、「外向性」の因子として一般的な合意ができています。第 2 因子は、一般的には「協調性」とされるが、「友好性」や「社会的規範への同調性」という解釈もある。第 3 因子は、多くの研究者が「誠実性」としているが、「達成への意志」あるいは「意志」とされる場合もある。第 4 因子は、「神経症傾向 情緒安定性」とされ、「否定的情緒性」とされることもある。第 5 因子は、「知性」「知能」といった解釈がある一方で、感情や思考の柔軟性を表わす「開放性」とする研究者もいる。また、文化的関心、教育面での覚えの良さ、創造的関心などをひとまとめにしたものと見る立場もある。このように 5 因子については、完全な合意があるわけではないが、おおそ類似した因子が得られている。

特性としてこの 5 因子を見た場合、まず言えることは、人間のパーソナリティをこの 5 次元で表現し尽くすことはできないということである。因子分析的な研究手法によって、Allport (1937) のいう共通特性しか得られないことを考えれば、当然のことと言える。しかし、この 5 次元は共通特性を表わす次元としても十分とは言えない。Allport と Odbert (1936) が辞書から抽出した特性名辞が約 4,500 であったことを考慮すると、用語間の類似性や相互の相関による重複があるにしても、5 次元は少なすぎるように思われる。したがって、5 次元に制限された他の要因も考慮しておく必要がある。

その 1 つは、因子分析的研究に用いられる変数（項目）の数に制限があるという点である。例えば、4,500 の項目を因子分析するとすれば、評定者は、1 人の評定対象者につき 4,500 項目についての判断を求められることになる。これは、通常の評定状況を考えれば不可能と見るべきであろう。また、評定者数も少なくとも 4,500 名以上必要となる。これも心理学における通常の研究規模よりも遙かに大きい。したがって、研究者は、評定や因子分析を行なう前に、何らかの規準で評定項目を取捨選択することになる。

もう 1 つの要因は、因子分析が項目間の相関関係を分析しているという点である。他と相関関係を持たない変数（項目）の内容は、因子として拾い上げられることがない。因子分析は、いわば項目から“多数決”で代表を選んでいる様なもので、他の多くの項目と強い相関関係（あるいは類似性）を持つ項目内容が因子に現われることになる。そういう意味では、“少数意見”，すなわち、他の用語では表現できないユニークな内容が切り捨てられていくことになる。

しかも、このような切り捨てを行なうことにより、因子分析で得られる因子の寄与率（説明率）は高くなる。したがって、研究者は、見栄えの良い研究結果を得るために、“不純物”を取り除くよう動機づけられることになる。その際、不純物が含まれないようにするための最も容易で確実な方法は、既に因子を構成することが確認されている項目群を用いることである。今まで確認されていない安定した因子を導出することは、既に確認されている因子を再現するよりも遙かに難しい。多くの因子分析的研究が 5 因子に収斂した背景には、このような要因があるとも考えられる。

3 特性論に対する批判

特性論に対しては様々な批判がある。特に、Mischel (1968) の著作を契機として始まった“一貫性論争”あるいは“人 状況論争”においては、特性論にとって中核的な仮定が批判された。本節では、この論争も含めて、特性論に向けられた批判や新たな立場について概観する。

3.1 Mischel の主張

Mischel (1968) がその著作の中で主張したことは、それまでの多くの実証研究を見ると、個人の行動に通状況の一貫性がないということである。2.2 でも述べたように、Cattell (1947) 以降の特性論の中では、個人の行動に通状況の一貫性があると仮定されているが、Mischel (1968) の主張はこれと対立することになる。

彼がこのような主張の根拠とした実証研究は、様々な行動的な指標を用いた研究である。この中には知能検査や認知スタイルに関するものや、パーソナリティ変数に関わりのあるものもある。これらを見ると、全般的に高い反復信頼性や判定者間信頼性が認められる。つまり、一定期間を置いて同一被験者に同一検査を実施した場合や、同一被験者の行動を複数の判定者が判定した場合に、強い相関が認められる。しかし、検査状況が異なると、相関は低下してしまう。これは状況要因が行動に強く影響することを意味している。例えば、HartshorneとMay(1928)の小学生を対象とした「正直さ」についての研究において、教室での不正行為と教室外での不正行為との相関係数は、平均して.167であった(Mischel, 1968 詫摩監訳, p 24)。つまり、個人の行動には状況を越えた一貫性はなく、状況の違いが行動に大きく影響していることになる。

ところで、特性評定では、評定対象者自身、あるいは、対象者をよく知る人物が、評定尺度を用いて評定を行なう。評定尺度は、特性名辞から作られていることが多い。評定結果には因子分析が適用され、特性次元としての因子が導出される。そして、これが対象者内にあるパーソナリティ構造を反映したものと主張される。このような因子構造は5因子モデルにも見られるように、比較的安定して繰り返し確認されている。

ところが、Mischel(1968)は、このような因子構造が対象者の内部に存在する構造とは言えないと主張している。彼が根拠として挙げている点は、評定者が全く知らない対象者を評定した場合にも、よく知っている対象者を評定した場合とよく似た因子構造が得られるということである(Passini & Norman, 1966)。知らない人物についての評定である以上、対象人物のパーソナリティ構造が反映されているとは考えにくい。それにも関わらず、類似した構造が得られるということは、このような構造自体が対象者のパーソナリティ構造以外のものを反映している可能性を示唆している。また、類似した因子構造は、評定に用いられる項目の意

味の類似性の判断(D'Andrade, 1965)や、SD法による意味構造の分析でも得られている(Osgood, Suci, & Tannenbaum, 1957)。

さらに、彼はOverall(1964)の因子分析に関する研究を紹介し、因子分析という技法に対する疑念も示している。この研究では、書籍の物理的な基本構造に基づいて12の変数が設定され、100冊の書籍について因子分析が行なわれた。ところがその結果得られた因子構造は、物理的な基本構造を反映するものではなかった。この結果を見る限り、因子分析が測定対象の基本構造を明らかにするという仮定も、疑わしいものとなってくる。

Mischel(1968)は、以上のような根拠から、特性評定で得られる因子構造が、評定対象者のパーソナリティ構造ではなく、評定者あるいは研究者のコンストラクト(認知構造)を反映したものであるのではないかと主張している。

3.2 相互作用論

Mischel(1968)以降の一貫性論争において、様々な立場が生まれた。その1つが新相互作用論(modern interactionism)である。相互作用論では、個人の行動の決定要因として、個人的特徴(人間変数)とその個人を取り巻く環境(状況変数)を取り挙げ、人間変数と状況変数が相互作用することによって行動が決定されると見る。古典的なものとしては、Lewin(1935)の「行動は人と環境の関数である(i. e., $B=f(P \cdot E)$)」という公式が代表的である。一貫性論争以降の新相互作用論では、相互作用のプロセスに焦点が当てられ、相互作用の影響力の大きさや具体的な内容が検討されている。この中で、特性概念は人間変数の1つとして分析の対象となっている。

Krahé(1992)は、新相互作用論における相互作用の扱い方として、機械的相互作用と力動的相互作用とを区別している。機械的相互作用は、統計的相互作用とも呼ばれるが、分散分析を代表とする統計モデルにおける交互作用を指す。分散分析は、独立変数のパリエーションが従属変数の変動に対してどの程度影響しているかを同定する分

析技法で、交互作用は複数の独立変数の組み合わせによる効果を指す。例えば、ある特性のレベルが高・中・低の3群の被験者を、それぞれ3種類の状況に置き、何らかの行動指標を測定したとすれば、このデータに対して分散分析が適用できる。この場合、行動指標の変動が主に特性レベルの違いによって説明されれば、特性の主効果が大きくなり、状況の違いによって説明されれば、状況の主効果が大きくなる。ところが、特定の特性レベルと特定の状況の組み合わせにおいてのみ、対象となる行動が生じるといった場合、交互作用の効果が大きくなる。新相互作用論の立場では、交互作用変動が、人間変数や状況変数の主効果よりも大きいことを示すことが目的となる。これに対してKrahe (1992)は、分散分析が影響力の相対的な強さ示すだけであって、相互作用の具体的なメカニズムを示すわけではないと指摘している (Krahe, 1992 堀毛編訳, p.102.)。

一方、力動的相互作用は、人間変数および状況変数が行動に及ぼす影響だけでなく、人間変数、状況変数、行動の3者間にある双方向的な影響関係を含んでいる。例えば、個人による状況の認知、状況が個人に及ぼす影響、行動による個人や状況の変化などが含まれることになる。このような理論的な枠組みは多くの研究者によって共有されているものの、実証研究のレベルでは機械的相互作用を扱ったものの方が多 (Krahe, 1992 堀毛編訳, p.97.)。

このような現状に対してBem (1983)は、「3重類型論 (triple typology)」というアプローチを提唱している。彼は、多様な研究アプローチが、個人、状況、行動のそれぞれの変数を、「すべての (all)」、「ある種の (certain)」、「この (this)」という3つのレベルのいずれかで扱っていると見る。「すべての」のレベルでは、その変数は定数として扱われ、研究の関心からは外されてしまう。一方、「この」のレベルは、個性記述的な意味を持つが、一般化が不可能なため、法則定立的に扱うことができない。したがって、対象となる変数を「ある種の」のレベルで扱うことで、法則定立的

な研究が可能となる。このような視点から見ると、特性論を含む伝統的な法則定立的なパーソナリティ理論では、「ある種の人がある種の行動を、すべての状況においてとる」と仮定していることになる。それに対して彼は、「ある種の人がある種の状況において、ある種の行動をとる」という視点から、個人、状況、行動の類型を並行的に構築すべきだとしている。

このように新相互作用論では、状況を変数として導入し、個人、行動、状況の間の相互関係を説明することに主眼がおかれていることになる。

3.3 社会的構築主義

社会的構築主義 (social constructionism) は、必ずしも一貫性論争から生まれた立場ではなく、むしろ、心理学あるいは科学全体に対して批判的な検討を加えようとする立場と言うこともできる。ここでは、この立場から提出されているパーソナリティや特性概念に対する見解を中心に概観しておくことにする。

社会的構築主義の目的を簡潔に述べれば、「人々が自分たちの住む世界 (そこに彼ら自身も含まれる) を記述し、説明し、理由づける過程を詳述すること」(Gergen, 1985, p.266)である。ここで述べられている「世界」には、当然、人間や社会も含まれ、むしろ、それらが主な関心の対象となっている。ここで重要な点は、世界の“真”の姿を想定して、それと人々の知識や理解との違いを比較検討するのではないということである。また、「人々」にはいわゆる専門家や科学者も含まれており、結果として、科学的な成果も含め、われわれが手にしている知識や概念のすべてが批判的な分析の対象となる。そして、これらの知識や概念は、社会過程によって生み出され、維持されていると仮定される。

Burr (1995)は、社会的構築主義の立場から、日常的なパーソナリティの観念を検討している。それによると、パーソナリティは、日常生活において、①個人差を反映し、②恒常性を持ち、③統一性を持ち、④行動に影響を与えるものとして扱

われている。さらに彼女は、伝統的な特性論(e. g., Cattell, 1946)も、このような考え方を採用していると述べている(Burr, 1995 田中訳, 1997 pp 29 30)。それに対して社会的構築主義は、まず、パーソナリティの実在性を疑問視する。パーソナリティが存在する客観的な証拠はなく、単に推測されているに過ぎない。パーソナリティは、他者の内部に実在するものではなく、むしろ、われわれが他者の行動を理解し、他者との社会的相互作用を予知するために用いる理論とされる。また、個人の行動がパーソナリティによって決定されるという考え方が、特定の文化・時代に固有のものである可能性も指摘されている。

Burr (1995) は、社会的構築物としてのパーソナリティを「人びとの内部ではなく、人びとの間に存在する」と述べている(Burr, 1995 田中訳, 1997, pp 41 42)。これは、まず、パーソナリティ記述の多くが、他者との関係を記述したものであることに基づいている。例えば、「人なつこい」「内気な」「愛嬌がある」といった特性も、他者との関係がなければ意味を成さない。また、パーソナリティがどのように見えるかは、見られる側と見る側との間にある関係によって大きく影響を受ける。つまり、A氏が見たB氏のパーソナリティは、A氏とB氏との間にある社会関係の所産ということになる。

一方、Hampson(1988) は、パーソナリティが「行為者(actor)」「観察者(observer)」「自己観察者(self observer)」の3つの視点から構築されると述べている。行為者の要素は、パーソナリティの構築が行なわれる社会状況に持ち込まれる、行為者の性質である。パーソナリティ理論家の関心は主にここにある。観察者の要素は、行為者が他者から観察される際のされ方を指す。ここには、観察者が行為者の生の行動に付与した社会的な意味が含まれることになる。また、このようなパーソナリティ記述において、言語が行動や人々についてのカテゴリーとして機能することが指摘されている。自己観察者の要素は、自己意識の直接的な結果である。われわれは、他者を観察するのと

同じように、自分自身を観察することができるため、自分の行為の社会的意味を推測することができる。社会的相互作用の場面において、これらの3つの要素は相互に不可分であり、これらが効果的なコミュニケーションを可能にしている。そしてHampson(1988) は、パーソナリティが構築されるプロセスは、コミュニケーションの一形態であると述べている。

以上のように、Burr(1995)やHampson(1988)の見解は、伝統的なパーソナリティ理論とは大きく異なる。特に、パーソナリティの実在性やその所在に関しては、個人の内部に物理的実在としてあるのではなく、むしろ、社会関係の中で構築された“理論”として存在するとされている。

4 特性概念の再構築

2と3では、特性概念をめぐる様々な理論や立場を概観してきた。ここでは、これらを踏まえて、特性概念を再検討し、特性概念の再構築を試みる。

4.1 特性概念の多様性

ここまで見てきたいくつかの理論において、特性という概念に対し、同一の意味づけが為されているとは言い難い。厳密に言えば、理論ごと、あるいは、研究者ごとに異なる意味づけやニュアンスを持っているとも言える。しかし、これらは大きく“実在的特性”“言語・文化的特性”“因子としての特性”“関係性としての特性”の4つにまとめることができるように思われる。

実在的特性は、物理的実在性があり、行動を決定する影響力を持ったものである。これは、Allport(1937)の個人特性に代表されるが、新相互作用論の人間変数の一部にも類似したニュアンスが認められる。このような特性概念の背景には、個人の行動を説明し、予測するという目的がある。つまり特性は、このような目的を達成するために要請された概念ということもできる。問題は、このような特性は理論的に要請されてはいるが、その実体は十分に特定されていないということであ

る。かつての天文学におけるブラックホールと同様で、これが存在すると仮定することで、行動に関する様々なことが説明可能となるが、今のところ実在性は証明されていない。

言語・文化的特性は、特性名辞に代表されるような言語カテゴリーである。これは、単に言葉として辞書の中に存在しているだけでなく、同一文化内の多くの成員によって意味内容も共有されている。D'Andrade (1965) の特性用語の類似性判断や、Osgoodら (1957) のSD法による意味構造の分析は、このような特性間にある意味関係を表わしているとも言えよう。おそらくこのような特性概念は、他者や自己を理解したいという欲求、あるいは、他者や自己を含めた世界を意味づけたい (整序したい) という欲求に基づいているものと思われる。

因子としての特性は、因子分析的な特性研究から導出されたものである。Cattell (1946) の16因子や5因子モデルにおける各因子がそれにあたる。前述のように、この特性は、主に特性名辞を相関関係や意味的類似性に基づいてまとめたものである。したがって、言語・文化的特性のメタ構造と見ることも可能であろう。このような概念は、実在的特性のような行動の予測力はない。というのも、基礎となる特性名辞は行動のメカニズムに関して言及しておらず、また、因子分析の過程においても、行動との関連づけが明確に行なわれなかったためである。おそらく、実在的特性と因子としての特性を理論的に区別することが、一貫性論争を解決する上で有効性を持つものと思われる。

最後の関係性としての特性は、社会的構築主義で示唆されているような個人間の社会関係を反映したものである。もちろんこれは、物理的実体を持つものではない。Burr (1995) の表現にしたがえば、これは「人びとの間に存在する」ということになるが、この表現は多分にレトリックを含んでいる。むしろ、社会関係の中で個々人が構築した、概念、知識、理論といった認知的所産と見るべきであろう。そういう意味では、個人内に存在するという事もできるが、重要なのは、認知

対象者内に存在するのではなく、自己観察者を含めた認知主体内に認知的に存在するという点である。

以上のような4つの特性概念は、それぞれ独立に存在するものではなく、相互に関係を持っている。また、日常生活における特性概念は、これらのうちのいずれかというよりも、これらの複合体と見るべきであろう。例えば、A氏がB氏のことを「優しい」と判断した場合には、A氏はB氏から何らかの親切を受けた経験があり (関係性としての特性)、なおかつ、それがB氏の内的な性質によるものと推定し (実在的特性)、その経験を言語カテゴリーによって分類した (言語・文化的特性) ということになる。

4.2 特性概念の役割

このように見てくると、特性概念が多様な役割を果たしていることが理解される。心理学、特にアメリカの心理学では、行動を予測・説明することが、心理学的な概念に要請される重要な役割とされてきた。特性概念に関して言えば、実在的特性は、まさにこのような要請に基づいて生まれたものと見ることもできる。実在的特性が、もし将来特定されれば、行動の予測も可能となるであろう。しかしながら、前述のように、実在的特性は現在のところ実証的に捉えられているわけではない。

一貫性論争は、特性、特に因子としての特性による行動の予測力に疑問を投げかけた。行動指標と明確な相関を持っていない以上、特性は予測力を持つとは言えない。予測力がない以上、科学的な説明力もない。それにもかかわらず、因子としての特性が依然受け入れられているのは、これらが、別な意味で、強い説明力を持っていることによる。つまり、われわれを主観的に納得させる力を持っているのである。例えば、「ある個人が社会的に振る舞うのはなぜか」という問に対しては、「彼は外向性が高いからだ」という説明が為され、われわれはそれに納得する場合が多い。このような説明力は因子としての特性に特有なものという

よりも、その基礎にある言語・文化的特性に備わったものと見るべきであろう。

このような説明が成立する機制を考えてみると、2つの要因が介在しているように思われる。その1つは、根本的帰属の過誤(fundamental attribution error)(Ross, 1977)という人間の認知傾向である。これは、認知主体が他者の行動の原因として、他者の内的な性質を重視し、状況要因の影響を軽視する傾向を指し、人間の一般的な認知傾向として確認されている。つまり、状況論者が、特性に説明力がないことをいくら力説しても、われわれは、自然な認知傾向として、行動の原因を特性のような個人内の性質に求めてしまうことになる。

実は、特性名辞に代表される言語・文化的特性自体に、根本的帰属の過誤が組み込まれているとも言える。われわれは、特性そのものを他者の中に直接見るのではなく、他者の行動を通してそれを見ている。困った人を助ける行動から“親切さ”を、人を殴る行動から“攻撃性”を見るのである。つまり、特性名辞が言語的にカテゴライズしているのは行動ということになる。特性名辞は、それぞれ同一の性質に基づくと推定される多様な行動を内包している。結果的にわれわれは、他者の行動を特性名辞によってカテゴライズすると同時に、特性名辞が表わす内的な性質をその他者に帰属していることになる。

第2の要因は、これらの特性が持つ包括性である。特性名辞は、歴史的経過の中で、文化的・社会的に意味を持つ多様な行動をカテゴライズできるように発展を遂げてきている。したがって、個人の行動のほとんどは、何らかの特性名辞に結びつけることができるようになっている。そのため膨大な特性名辞が存在することになるが、行動のバリエーションに比べれば、わずかのものとも言える。つまり、われわれは、このような比較的少数の特性名辞によって、多様な行動を認知的に処理できることになる。

しかも、これは他者の同一性を維持することにも貢献する。われわれにとって多少なりとも重要

な他者は、すべて同一性を持っている。時間を経て会っても、以前に会った人物として認識することができる。他者の同一性は、名前や容貌などを含む他者の様々な特徴のゲシュタルト構造として維持されている(岩熊, 1998)。したがって、このような他者は、その個人固有の性格や特徴を持ち、多少なりとも統合を持った人物となっている。ところが、1人の個人についてわれわれが観察する行動は膨大かつ多様であり、これらを認知的に統合することは困難な作業となる。これを可能にするのが、特性名辞である。特性名辞によってカテゴライズされることによって、個人の多数の行動は少数の特徴に縮約される。場合によっては、相互に矛盾する特徴が1人の個人に帰属されることもあるが、様々な認知的な機制によってゲシュタルト構造は維持される(岩熊, 1998)。

因子としての特性は、特性名辞をさらに縮約したものである。そのため、因子としての特性には、さらに多くの行動がカテゴライズされることになる。結果として、1つの特性が多くの行動の原因とされることになる。Funder(1991)は、予測を目的とする場合、狭く規定された特性の方が有効であるが、包括的に規定された特性ほど、強い説明力を持つと述べている(Funder, 1991, pp 35-36)。ここで述べられている説明力も、厳密な意味での科学的な説明力ではないように思われる。というのも、彼は一方で、包括的な特性が予測力を持たないことを認めているからである。

このような包括的な特性の存在を科学的に立証することは難しいが、否定することもまた困難である。というのも、包括的な特性と行動とを論理的に結びつける場合、恣意性が存在するためである。例えば、1つの行動の原因として、複数の候補からいずれかの特性が恣意的に選ばれたり、複数の特性の組み合わせによって行動が説明されたりする。そのため、特定の行動の有無によっては、特性が存在する否かを検証できないことになる。結果的に包括的な特性は、仮説として維持され、行動の説明に用いられることになる。

4.3 特性概念の再構築

以上のような考察から、われわれの日常的な特性判断に使われているものを、実在的特性と考えることはできない。われわれの特性判断は、特性論で主張されるような単純な知覚、即ち、実在する特性がそのままの姿で受動的に知覚されるといったものではない。むしろ、われわれが用いている特性は、様々な要因の複合的な所産であり、実在的特性がたとえ個人の内部に実在するとしても、われわれがそれ自体をありのままの姿で捉えることは不可能ということになる。

それでは、実在的特性の概念を放棄した後に、いかなる特性概念を採用すべきであろうか。本稿では、実在的特性以外に、言語・文化的特性、因子としての特性、関係性としての特性を取り上げた。因子としての特性は、心理学者によって構築された、言語・文化的特性のメタ構造に過ぎず、日常的な特性判断との関連は明確ではない。むしろ、言語・文化的特性が、日常的な特性判断の基底構造を成しているように思われる。そして、これが社会的相互作用の中で用いられることによって、個人に特性が付与されることになる。つまり、日常的な特性判断は、言語文化的特性と関係性としての特性が複合したものと見ることができよう。この両者の共通点は、認知主体の認知活動に關与している点である。そういう意味では、特性をわれわれの認知過程の所産として積極的に位置づけ、その持つ意味を拾い上げることが有効と考えられる。

特性を認知的なものと位置づけると、認知主体の性質が重要となる。実際、認知主体の性質によって、認知される特性も全く異なったものとなる可能性もある。認知主体の性質として重要なものを挙げれば、まず、認知主体の言語・文化的な背景がある。これによって、対象者の行動がどのようにカテゴライズされるかが決定される。第2点は、対象者との関係性である。これには認知主体と対象者との間にある社会的相互作用、対象者に対する感情・態度、さらに対象者との相性などが含められるであろう。そして、第3点が認知主

体の性格である。認知主体の性格は、特性認知に影響を及ぼす可能性を持っている。例えば、不安傾向の強い人は、自分と比較することによって、他者を安定していると判断する可能性がある。また、われわれは、自分の持っている態度や性質を、自分自身の中にはなく、他者の中に見る投影傾向を持っている。例えば、意地悪な人が、他者の行動に悪意を感じたりするのも投影の例である。このような自己と他者との対比効果や投影を通して、認知主体の性格が対象者についての特性認知に影響を及ぼす。そして、これには認知主体と対象者の関係性も關与することになる。

一方、当然のことながら、認知対象者も特性認知に対して影響力を持っている。対象者の姿が全く反映されていないならば、特性は認知主体の幻覚に過ぎないことになる。特に、対象者の認知主体に対する言動や、認知主体によって観察された行動は、認知主体がパーソナリティを構築する上での基礎情報となる。さらに、対象者と認知主体を含む集団も重要な要因である。対象者や認知主体が集団内でどのような地位にあるのか、集団内にどのようなコミュニケーションがあるのかといった条件も、特性認知に影響を与えることになる。

ところで、特性論を中心とするこれまでの特性研究は、特性が究極の研究対象であり、個人の内部に隠された特性を捉えることを研究の目的としていた。しかし、特性を認知過程の所産とすることは、このような発想を大きく転換させることになる。というのも、認知された特性は、比較的直接的に把握可能なものだからである。つまり、特性を認知的なものとすれば、特性を捉えることも、もはや、困難な作業ではなくなるのである。一方、特性に関わる変数は多数である。特性は、結局、このような多くの変数を項とする方程式の1つの項に過ぎないことになる。そして、この方程式を解いていくことが、結果的として、対象者、認知主体、集団、社会的相互作用等の理解につながる。ところが、この方程式は、既知数よりも未知数の方が多く、このままでは解を求めることができな

い。ただし、1つ方程式からは解は求められなくても、連立方程式とすれば解が求められる可能性もある。幸いにも、1人の対象者の特性は彼を認知する認知主体の数だけある。そして、方程式も同数だけ存在することになる。したがって、社会的相互作用を持つ集団において、複数の認知主体による特性の認知と、成員間の社会的相互作用を捉えていくことによって、パーソナリティに関わる様々な問題が解明されていくものと考えられる。

5 おわりに

本稿では、特性をめぐる様々な理論を概観し、日常的な特性判断を中心において特性概念の再構築を試みた。

伝統的な特性論においては、Allport (1937) の個人的特性に代表される実在的特性概念が一方にあり、もう一方には、特性名辞をもとに因子分析によって導出された因子としての特性がある。ところが、両者は必ずしも明確に区別されないまま併存してきた。これに対し、Mischel (1968) は、特性と個人の行動との間に明確な関連性がないことを指摘し、これを契機として一貫性論争が始まった。その中から新相互作用論や社会的構築主義といった新しいアプローチが生まれてきた。特に社会的構築主義は、特性を、認知主体が社会的相互作用の中で構築した構築物と規定し、その構築過程に注目している。

全体的に見ると、特性が実在性や行動の予測力を持つとは言い難い。むしろ、日常的な特性判断における特性は、他者の行動を主観的に説明し、他者の同一性を維持する機能を果たしている。そういう意味では、特性を認知主体の認知過程の所産として捉え直すことにより、パーソナリティ研究の新しい方向性が現われてくるように思われる。

既にこのような視点からの実証研究も進められている。その1つが「社会的関係モデル (Social Relations Model)」(Malloy & Kenny, 1986)である。例えば、このモデルを用いた研究として、社会的相互作用がない場合に、認知主体、対象者、

両者の関係性が、特性認知に及ぼす効果を検討したものもある (Albright, Kenny & Malloy, 1988)。また、岩熊 (1999) は、日常的な社会的相互作用を持つ小集団において、成員によるパーソナリティの相互評定を行なっている。このような研究が蓄積されることで、特性やパーソナリティについての新たな知見が生まれる可能性もある。

本稿でも示したように、特性は、多数の相互に関連し合う変数の中の1変数に過ぎない。したがって、特性だけに焦点を当てた研究は必ずしも実り多いものとは言えない。むしろ、様々な変数に焦点を当てた、多様なアプローチこそが必要であろう。このような過程を通じて、これらの変数間の関係も徐々に解明され、パーソナリティや社会的相互作用を統合的に捉える視点も提供されるものと期待される。

引用文献

- Albright, L., Kenny, D. A., & Malloy, T. E. 1988
Consensus in personality judgements at zero acquaintance. *Journal of Personality and Social Psychology*, 55, 387-395.
- Allport, G. W. 1937 *Personality: A psychological interpretation*. New York: Holt. (詫摩武俊・青木孝悦・近藤由紀子・堀正 訳 1982 パーソナリティ 心理学的解釈 新曜社)
- Allport, G. W. 1961 *Pattern and growth in personality*. New York: Holt, Reinhart & Winston (今田恵 監訳 1968 人格心理学(上・下) 誠信書房)
- Allport, G. W. & Odbert, H. S. 1936 Trait-names: A psycho-lexical study. *Psychological Monograph*, 211, 1-171.
- Bem, D. J. 1983 Constructing a theory of the triple typology: Some (second) thoughts on nomothetic and idiographic approaches to personality. *Journal of Personality*, 51, 566-577.
- Burr, V. 1995 *An introduction to social constructionism*. London: Routledge. (田中一彦 訳)

- 1997 社会的構築主義への招待 言説分析とは何か (川島書店)
- Cattell, R. B. 1946 *Description and measurement of personality*. New York: World Book Co.
- Cattell, R. B. 1965 *The scientific analysis of personality*. London: Penguin Books. (斎藤耕二・安藤俊行・米田弘枝 訳 1981 パーソナリティの心理学 パーソナリティの理論と科学的研究 改訂版 金子書房)
- D'Andrade, R. G. 1965 Trait psychology and componential analysis. *American Anthropologist*, 67, 215-228.
- Digman, J. M. 1990 Personality structure: Emergence of the five factor model. *Annual Review of Psychology*, 41, 417-440.
- Endler, N. S. 1983 Interactionism: A personality model, but not yet a theory. In M. M. Page (Ed.) *Nebraska symposium on motivation, Personality: Current theory and research*. Lincoln, Nebraska: University of Nebraska Press. pp. 155-200.
- Eysenck, H. J. 1947 *Dimensions of personality*. London: Routledge and Kegan Paul.
- Funder, D. C. 1991 Global traits: A neo-Allportian approach to personality. *Psychological Science*, 2, 31-39.
- Gergen, K. J. 1985 The social constructionist movement in modern personality. *American Psychologist*, 40, 266-275.
- Goldberg, L. 1981 Language and individual differences: The search for universals in personality lexicons. In L. Wheeler (Ed.) *Review of personality and social psychology*. vol. 1. Beverly Hills, CA: Sage. pp. 141-165.
- Hampson, S. E. 1986 *The construction of personality*. 2nd ed. London: Routledge.
- Hartshorne, H. & May, M. A. 1928 *Studies in the nature of character*. Vol. 1. *Studies in deceit*. New York: Macmillan.
- 岩熊史朗 1998 “意味”としてのパーソナリティ 文化情報学：駿河台大学文化情報学部紀要, 5, 1-14.
- 岩熊史朗 1999 パーソナリティ認知に及ぼす認知対象者と認知主体の効果：小集団における相互評価の分析 社会心理学研究, 15, 1-12.
- Krahé, B. 1992 *Personality and social psychology: Towards a synthesis*. London: Sage. (堀毛一也 編訳 1996 社会的状況とパーソナリティ 北大路書房)
- Kretschmer, E. 1921 *Körperbau und Charakter*. Berlin: Springer. (相場均(訳) 1960 体格と性格 体質の問題および気質の学説に寄せる研究 文光堂)
- Lewin, K. 1935 *A dynamic theory of personality*. New York: McGraw. (相良守次・小川隆 訳 1957 パーソナリティの力学説 岩波書店)
- Malloy, T. E. & Kenny, D. A. 1986 The social relations model: An integrative method for personality research. *Journal of Personality*, 54, 199-225.
- Mischel, W. 1968 *Personality and assessment*. New York: Wiley. (詫摩武俊 監訳 1992 パーソナリティの理論 状況主義的アプローチ 誠信書房)
- Osgood, C. E., Suci, G. J., & Tannenbaum, P. H. 1957 *The measurement of meaning*. Urbana: University of Illinois Press.
- Overall, J. E. 1964 Note on the scientific status of factors. *Psychological Bulletin*, 61, 270-276.
- Passini, F. T. & Norman, W. T. 1966 A universal conception of personality structure? *Journal of Personality and Social Psychology*, 4, 44-49.
- Ross, L. D. 1977 The intuitive psychologist and his shortcomings: Distortions in the attribution process. In L. Berkowitz (Ed.) *Advances in experimental social psychology*. Vol. 10. New York: Academic Press. pp. 174-221.
- Spranger, E. 1919 *Lebensformen*. 5th ed. Halle: Neimeyer.

The psychological construction of "traits "

by Shiro IWAKUMA

[Abstract] This paper reviews theories of traits and presents an alternative perspective, focusing on daily personality judgments. The traditional trait-theories assume two kinds of traits. One is substantial traits, including individual traits proposed by Allport (1937) which determine individual behaviors. The other is traits as factors, which are extracted by factor analyses based on trait-names. But these two concepts have been used without clear distinction. Mischel (1968) argues that there is no evident relationship between traits and behaviors, and this gives rise to the consistency controversy. Out of this controversy emerge new approaches to personality, such as the modern interactionism and the social constructionism. The latter views traits as constructed by cognitive subjects through social interactions, and pays attention to the process of such construction. Although it is impossible to assert that traits have substance or predictability of behaviors from the scientific viewpoint, they explain others' behaviors subjectively and maintain their identities in daily personality judgments. Therefore regarding traits as products of cognitive process provides personality researches more possibilities.

[Key Words] traits, trait-theories, personality, consistency controversy, social constructionism, modern interactionism

音楽・音の文化遺産（文化情報資源）の構築（その3）

歴史的な音楽・音を再現する方法の体系化：古楽における再現

加藤修子

【要旨】本研究は、音楽・音の文化遺産（文化情報資源）を構築することを最終的な目的とする。歴史的な音楽・音を記録した場合、記録された情報を「再現する」ことが必要不可欠である。歴史的な音楽・音を再現するには、次のような三つの方法が存在する。

- ① 歴史的な録音（音響メディア）を再生する
- ② 歴史的な録音（音響メディア）を復刻し再生する
- ③ 古楽器（時代楽器）により再現する 古楽

本稿では、③の古楽器（時代楽器）により再現するという方法（古楽における再現）を取り上げ、その特徴と意義及び問題点を明らかにした。さらに、①、②、③の方法を比較して評価を行った結果、次のことが明らかになった。

- (1) 歴史的な録音（音響メディア）の再生あるいは復刻の再生は、演奏（家）の記録の再現である。
- (2) 古楽における再現は、作曲（家）の記録の再現である。
- (3) 歴史的な音楽・音を情報資源として活用するとき、記録された情報を再現することが必要であり、また再現するための方法が非常に重要である。従って、古楽は音響アーカイブ研究の一つの方法論と位置づけることができる。

【キーワード】歴史的な音楽，歴史的な音，再現，古楽，古楽器，音響アーカイブ

目次

- 1 はじめに
- 2 歴史的な音楽・音の記録を再現する方法
- 3 古楽における歴史的な音楽・音の再現
 - 3.1 古楽器（時代楽器）とは
 - 3.2 古楽における歴史的な音楽・音の再現とは
 - 3.3 古楽における歴史的な音楽・音の再現の実際
 - 3.4 古楽における歴史的な音楽・音の再現の意義
 - 3.5 古楽における歴史的な音楽・音の再現の問題点
- 4 歴史的な音楽・音の記録を再現する方法のまとめ
- 5 おわりに

1 はじめに

約9000年前の音色が現代に蘇った。タンチョウの骨を刻んでつくられた横笛6本が、中国河南省にある新石器時代初期の遺跡から、ほぼ完全な形

で発見された。遺跡は紀元前7000年から5700年の間のもので、見事な出来ばえの完全な横笛6本が、30個以上の破片とともに見つかった。これらの笛はタンショウの尺骨からつくられたもので、長さは17～24センチ、指穴の数は5～8個で一列

に並んでおり、横笛のように吹いていたようである。6本のうち保存状態の最もよい長さ20センチの笛で実際に音を出して分析し、約9000年前の楽器について音階が解析された。この音の出る最古の楽器の発見と音の解析については英科学誌『ネイチャー』に掲載された¹⁾。

新石器時代初期にすでに楽器が存在したという事実は、考古学上貴重な発見である。保存状態が良かったことから、ほぼ完全な形で楽器が後世に伝えられ、その楽器から実際に音を出すことにより、約9000年前の音が現代に再現されたのである。このように、古代の楽器の存在は、歴史上の音楽や音を再現することを可能にし、重要な役割をもつ。

本研究は、音楽・音を後世に伝える方法及び再現する方法を体系化することを目的としている。これらの方法論が体系化されてこそ、音楽・音は文化遺産(音響アーカイブ)としての価値をもつのである。

先に、最古の楽器の発見と音の再現について紹介したが、本稿では、歴史的な音楽・音の記録を再現する方法について取り上げる。今回は、「古楽」という方法論と古楽器を中心に論じる。古楽とは、基本的に古楽器を用いて時代時代の音楽を再現するものである。音楽学分野では、「古楽」という考え方はすでに定着し、古楽演奏家により様々な実践が行われている。

本稿では、「古楽」における音楽・音の再現を、音響アーカイブの観点から考察する。音響アーカイブにおける古楽の位置づけを明らかにし、その価値を検討することを試みる。音楽や音の記録は再現されてはじめて意味をもつ。このため、古楽は歴史的な音楽・音の記録を再現する方法の一つとなり、音響アーカイブの一つの方法論となりうると考える。

2 歴史的な音楽・音の記録を再現する方法

歴史的な音楽の演奏や音の記録を再現するには、

次のような三つの方法が存在する。

- ① 歴史的な録音(音響メディア)を再生する
- ② 歴史的な録音(音響メディア)を複製し再生する
- ③ 古楽器(時代楽器)により再現する
(古楽における歴史的な音楽・音の再現)

この内、①と②の方法は、音楽や音の実演が録音という方式で記録され、音響メディア(音盤)に保存されている、すなわち、媒体内に固定化されている時に可能な方法である。

音楽・音を録音から再現する方法については、「音楽・音の文化遺産(文化情報資源)の構築(その2):歴史的な音楽・音を再現する方法の体系化:歴史的な録音からの再現」ですでに述べた²⁾。ここでは、音響アーカイブの構築においては、音楽・音を再現するという過程が非常に重要であることを明らかにし、①と②それぞれの方法の特徴と意義及び問題点を追究した。さらに、歴史的な録音の再現がデジタル化されることにより、デジタル・アーカイブが作られる。歴史的な音響メディアのデジタル・アーカイブ化における課題を明らかにした。

本稿では、上記の歴史的な音楽の演奏や音の記録を再現する三つの方法のうち、③の古楽器(時代楽器)により再現するという方法を取り上げ、その特徴と意義及び問題点を追究する。古楽器を用いて音楽を再現する試みは、「古楽」という領域に含まれる。

最後に、前稿で述べた①と②の方法と、今回検討する③の方法を比較・総合して評価を行い、歴史的な音楽・音を再現する方法の体系化を試みる。

3 古楽における歴史的な音楽・音の再現

録音という技術が発明される前、すなわち音響メディアが登場する以前の音楽・音の記録は、もっぱら楽譜という手段によって行われていた。楽譜に記録されたものは、現存する様々な楽器を用いて、楽譜の指示に従い再現されている。しかし、その再現の方法は、たとえばバッハの作品で

あれ、バッハ以前のバロック時代の作品であれ、現在使用されている楽器（モダン楽器）により再現するのが慣行となっていた。しかし、そこに作曲された当時の楽器で、当時の演奏様式にのっとして再現しようとする動きが現れたのである。この動きは古楽と言われ、古楽は20世紀における古楽器（時代楽器）の再認識から始まる³⁾。

3.1 古楽器（時代楽器）とは

3.1.1 古楽器の定義と特徴

古楽器とは、現在ある楽器の前身であり、楽器が発展する一過程において使用されていたものである⁴⁾。作品が作曲された当時の楽器の構造を再現し、当時の音を追究したものを古楽器と呼んでいる。つまり作品が作曲され演奏された時代の状態に忠実な楽器であり、時代（ピリオド）楽器とも呼ばれる。ある時代の音楽は、その時代の楽器で演奏するということになる。

西欧で器楽が流行し、楽器が発展するのは16世紀以降であるが、現在もその当時から使われていた楽器が、ある程度残されている。これは実物そのものが残されている例であり、古楽器の「オリジナル」である。しかし、オリジナルそのものは残されていないことも多々ある。その場合は、楽器を修復・復元することにより古楽器を蘇らせることができる。これは古楽器の「レプリカ（複製）」である。古楽器を復元するためには、復元できるだけの十分な資料が残されていることが重要である。古楽器の構造を正確に把握して忠実に復元製作した楽器は、現在製作されたものであっても当時の音の記憶を回復するのである。

しかし、古楽器のオリジナルとレプリカは分ける必要があるとする見解も多い。一般にレプリカの方が音量が大きく、音が滑らかで歪み感が少ないとされているからである。

一口に古楽器といっても様々なものがあり、明確な定義があるわけではない。古楽器が時代を経て変化し、現代使用されている楽器（モダン楽器）へと発展したものもある。ある時代のみ使用され、現在は使用されていないものもある。また、ある時

代からほとんど変化しないで使用され続けているものもある。尺八などは三番目の例で、起源は非常に古い、単純な構造の楽器なので古代も現代も大きな変化はないとされている。

古楽器と称されるものの内、時代を経て変化し、現代使用されている楽器（モダン楽器）へと発展したものでも、その過程でかなり外形が変わったものと、あまり変わらないものがある。外形が変わったものとしては、フルートやトランペットといった管楽器があげられる。外形があまり変わらないものとしては、ヴァイオリンがそうであるが、古楽器と現代の楽器では様々な点異なる。以下にヴァイオリンの古楽器と現代の楽器を比較し、古楽器の特徴を明らかにする。

バロック時代に用いられた古楽器であるバロック・ヴァイオリンは、まず、弦の材質が異なる。現代の楽器は金属弦を用いているが、バロック・ヴァイオリンはガット弦と呼ばれる羊の腸をよじったものを使用している。現代の楽器は弦が非常に強く張っており、それに対応できるよう楽器の補強材が頑丈にできている。弓の毛の張り方も強く、それにより大きな音が出る。それに対して、バロック・ヴァイオリンはネック（棹）は平らに近く、ブリッジ（駒）の形も異なる。そのため弦の張力は弱く、弓の毛の張り方も軽い。また、バロック・ヴァイオリンは肩当ても顎当ても使わずに演奏される⁵⁾。

ピッチに関しても両者は異なる。ピッチとは音の高さで、現在は調律に際して基準となる周波数が定められている。現在の国際的な標準音高は「ラ（a'）=440ヘルツ」である。最近のオーケストラではそれより少し高い442ヘルツで演奏するのが一般的な傾向となっている。

それに対し、古楽の場合一般に現在の国際標準より半音低い「ラ（a'）=415ヘルツ」で演奏されていた。実際には時代や場所によっても異なり、410ヘルツ、392ヘルツなど様々であった⁶⁾。

演奏に対する考え方も、現代とはかなり異なる。録音の無かった時代には、音楽は一回性のものであったので、小さなミスに気を使うよりも、どの

ように表現するかということの方が大事であった。従って、バロック時代には、現代ほど技術的な完璧さは求められていなかった。バロック・ヴァイオリンはそのような演奏にあった楽器なのである。

3.1.2 古楽器の復元

ロンドンでは19世紀末からリュート、チェンバロ、リコーダーなどの古楽器の復元や製作が行われた。古楽器の実物が博物館等に残っていたものもあり、復元における手がかりとなった。20世紀になって古楽器の再認識が本格的に始まる。最近の古楽のブームとともに、様々な古楽器を復元しようとする運動が、西洋東洋を問わず盛んに行われている。

西洋の古楽器復元は、古楽人気とともに衰えを見せない。珍しいものでは、スペインのエドゥアルド・パニアグア率いる古楽団は、13世紀のカステーリャ・レオンの賢王アルフォンソ十世が編纂した「聖母マリア公歌集」の再現を中心にすえ、古写本の細密画から数十種に及ぶ楽器を復元している⁷⁾。パニアグア族は、学問的な研究を重ね、大きな工房をもち種々の古楽器の復元を行っている。

古楽という考え方は、元々西洋音楽の中で起こった現象であり、それに伴い西洋音楽の発展の過程の中で現れた多数の古楽器が復元されてきた。この現象は西洋音楽のみでなく、東洋の音楽においても同様の試みが行われている。東洋の古楽器復元の例として、中国敦煌の莫高窟の壁画からの復元がある。1996年に北京の中国歴史博物館で「敦煌芸術展」が開催され、その模写壁画と莫高窟の壁画から復元された古楽器が日本でも披露された。この復元楽器は1988年頃から、北京でつくられており、1992年には中国内外で演奏会が開かれた⁸⁾。

日本でも、正倉院に伝わる楽器などが復元されている。日本雅楽会が1970年からこれまでに復元した楽器は、方響、阮咸、箜篌、五弦琵琶、瑟など十数種類である⁹⁾。また、札幌大学では、これらの復元した楽器を用いて天平文化の音楽の再

現を試みている。復元の対象となった古楽器の多くは、聖武天皇の遺品を納めた奈良の正倉院に伝世している楽器である。これらの大部分は唐から伝わった音楽の楽器であるが、現在では中国でもほとんどの楽器が失われている。正倉院に伝わる楽器は、8世紀に作られた実物の楽器であり、1200年もの間、木造建築の中で保存されていたのである。楽器の一部は破損してはいるものの、この事実は奇跡に近い。これらの楽器は、出土品と違って接着の痕跡などが確認でき、考証するための貴重な資料となっている。

3.2 古楽における歴史的な音楽・音の再現とは

古楽における歴史的な音楽・音の再現とは、現在ある楽器ではなく作曲された当時の楽器、すなわち古楽器を用いてその楽曲を演奏することにより、音楽を再現するものである。しかし、ただ古楽器を用いれば良いというものではない。西洋音楽における18世紀以前の音楽は、演奏家の即興が尊ばれた時代であった。古楽の演奏家は、作曲家の自筆譜に戻り、その時代の演奏習慣を研究し、その時代の楽器を使って、作曲家が求めた音楽を追究する。その営み全体が「古楽」であり、古楽器による歴史的な音楽・音の再現なのである。

作品は作曲家の自筆譜として記録された後、様々な演奏家により様々な解釈のもとに再現されるものである。現代の楽器を用いての再現も多数なされている。作曲家のオリジナルの記録に基づいて多数の演奏家が介在し、多種多様の解釈を生み出す。演奏家の解釈すなわち演奏は、録音という技術が発明されて以後は、音響メディアにより記録され、再現することが可能になる。それにより、演奏史という一つの領域が確立されたのである。音響メディアの登場により、演奏の記録が可能となり、それまで歴史的なコンテクストとなりにくかった演奏史という新たな研究分野が生まれ、演奏家が着目されるようになる。

それに対して、古楽における歴史的な音楽・音の再現は、作曲家に遡る試みなのである。作曲家のイメージした音楽は楽譜(自筆譜)となって記

録されている。そこで、作曲家がイメージした音楽を再現するのであれば、作曲家が知っていた楽器や奏法を用いることにより、作曲家のメッセージを再現できるのである。古楽器による再現は、時として作曲家の生涯を明らかにすることにもなる。その例として、ベートーヴェンのピアノ作品とピアノという楽器の発展から、彼の人柄を垣間見ることができる。

ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェン（Ludwig van Beethoven, 1770-1827）の生涯は楽器の発展とともに歩む。ベートーヴェンのピアノ曲の「発展」の歴史が、ピアノをめぐるテクノロジーの発展の歴史を物語っていることが最近の研究で明らかになった¹⁰⁾。ベートーヴェンは新しい物好きで、新しいピアノが改良されると、それを最大限活かしたピアノ曲を作曲し、新しい表現を生み出したのである。ベートーヴェンのピアノソナタを、作曲された順番にその当時使われていた歴史的ピアノを用いて演奏することは、古楽器による再現である。そして、ベートーヴェンという作曲家自身の記録の再現なのである。

ベートーヴェンは、ピアノソナタを32曲残している。その作曲の間に使ったピアノの特徴が、ソナタの内容にそのまま反映されている。その一例がピアノの鍵盤の数（音域）であり、ベートーヴェンは、そのときどきに使っていたピアノの鍵盤を目いっぱい使って作曲したのである。初期（1782～1802年頃）の作品は、ワルター製（音域： $\text{♭F} \sim \text{f}^3$, 61鍵）のピアノを使用している。最高音の半音上が足りないため、作品の中では意図的にその音を避けている。中期（1803～16年頃）はエラル製（ $\text{♭F} \sim \text{c}^4$, 68鍵）のピアノを使用している。初期のものに比べて高音域が広がっている。そこで、早速これらの音域を生かした作品がつくられている。後期（1817～23年頃）はブロードウッド製（ $\text{♭C} \sim \text{c}^4$, 73鍵）のピアノを使用している。中期のものに比べて低音域が広がっている。すると、最後の三曲のソナタでは、この低音域を存分に用いた作品となっている¹¹⁾。

ピアノソナタNo. 29「ハンマークラヴィア」(作

品106)の作曲中にブロードウッドの新製品のピアノが届いたらしく、最初の楽章と最後の楽章では使われている音域が異なっている。その前に使っていたピアノとブロードウッドの新製品ピアノはともに音域は6オクターブであるがブロードウッドの方が低音に4度ずれている。そのため、それぞれのピアノの音域を目一杯使った二つの楽章は一台のピアノでは弾けないという事態が生じた。一台のピアノで弾くためには次の時代の新しいピアノの登場を待つことになったのである¹²⁾。

ピアノの音域の他にも、ペダルという新機能の使い方の実験の様子が、ピアノソナタに示されている。このようにベートーヴェンのピアノ作品（特にピアノソナタ）は、そのままピアノという楽器の歴史である。作曲家が求める音楽に沿うようピアノ製作者も意欲をかきたてられ、そうして作り出されたピアノに、また作曲家が刺激を受けて音楽の世界を広げるという時代であった。このようにして、ベートーヴェンの時代に楽器としてのピアノは急速な進歩をとげたのである。

ベートーヴェンは楽器の進歩と同じように自身の作風をその時代のピアノに合わせて変えていった。ベートーヴェンのピアノソナタをそれぞれ作曲された当時に使われていたピアノを用いて再現することは、当時の音楽を再現するとともに、ベートーヴェンの作曲及び音楽に対する姿勢を明らかにすることなのである。

3.3 古楽における歴史的な音楽・音の再現の実際

最近の古楽のブームにより、日本においてもほとんど毎日のように、古楽の演奏会が行われている。また、毎年いくつかの古楽音楽祭も開催されている。代表的なものをあげると、都留音楽際（山梨県、8月）、栃木「蔵の街」音楽祭（栃木県、10月）、おぐに古楽音楽祭（熊本県、8月）、札幌古楽の夏音楽祭（8月）、福岡古楽音楽際（9月）などである。また山梨県甲府市では、「古楽コンクール」が1987年から行われている。

1987年には、日本唯一の古楽情報誌「アント

レ¹³⁾が創刊された。1998年夏に創刊100号が刊行され、古楽演奏会の情報や、古楽奏者へのインタビュー、CD新譜紹介等が掲載されている¹⁴⁾。

このような中で、多数の古楽演奏がCD化されており、それを紹介する『200CDクラシック音楽の探究：古楽への招待¹⁵⁾』や『古楽CD100ガイド¹⁶⁾』というような図書も刊行されている。

このような古楽演奏会やCDにより、様々な古楽器の音と、古楽器が使われていた当時の演奏を聴くことができる。一般によく聴かれる古楽器の演奏としては、オルガン、チェンバロ、フォルテピアノ、リコーダー(ブロックフレーテ)、フラウト・トラヴェルソ(フルート)、バロック・ヴァイオリン、ヴィオラ・ダ・ガンバ、リュートなどである。またこれらの古楽器のアンサンブルも頻繁に行われている。

現在、古楽演奏家及び演奏団体は多数存在する。その中からほんの一部であるが、顕著な活躍をしている演奏家とその活動を紹介する。

まずは古楽の旗手、ファビオ・ピオンディ(Fabio Biondi)が率いるエウローパ・ガランテ(Europa Galante)をあげる。日本人になじみの深いアントニオ・ヴィヴァルディ(Antonio Vivaldi)のヴァイオリン協奏曲「四季」の演奏を、古楽のエウローパ・ガランテと、モダン楽器のイ・ムジチとで聴き比べてみると様々な違いがわかる。

ヴィヴァルディの「四季」は、なんとってもイ・ムジチの演奏が有名である。イ・ムジチ(I Musici)とはイタリアの室内合奏団で、1951年結成、1952年にデビューしている。指揮者をおかず、自発的で完成度の高いアンサンブルを保ち、ヴィヴァルディをはじめとするイタリア・バロックの演奏に高い評価を得ている。今までに「四季」の演奏を数回録音しており、その売り上げも驚異的である。そこで「四季」の演奏といえば、まずイ・ムジチの名があげられるといっても過言ではない¹⁷⁾。イ・ムジチの演奏はモダン楽器を用いている。

それに対して、エウローパ・ガランテの「四季」

は古楽器を用いて演奏されている。イ・ムジチのモダン楽器による演奏と比べると、まず響きが違う。また、古楽の方がテンポが速く、緩急の差も大きい。ピオンディは1961年イタリアの生まれで、はじめはモダン・ヴァイオリンの演奏家として活躍するが、後に独学でバロック・ヴァイオリン奏法をマスターする。数多くの古楽アンサンブルでの活躍の後、1990年にエウローパ・ガランテを結成する。ヴィヴァルディの「四季」の古楽による解釈の名演で、衝撃を与え一躍有名になる。1991年には「四季」の録音CDを制作する¹⁸⁾¹⁹⁾。「四季」の演奏を成功に収め、ヴェネチアのチーニ財団から、オントニオ・ヴィヴァルディの作品の最も優れた録音に与えられる最優秀賞を贈られる。ちなみに、ピオンディの弾く楽器はパオロ・アントニオ・ペストーレ作の1750年ミラノ製である。

次に、古楽や古楽器の詳細な研究を続けながら、演奏活動を行っているエンシェント・コンソート・ブラハを紹介する。エンシェント・コンソート・ブラハは、古楽解釈の正統派を代表するグループである。オリジナル・ヴァイオリン奏者のヴァーツラフ・ナーヴラットをリーダーとし、チェコのボヘミア地方の最高の古楽器奏者達によって構成されている。ナーヴラットは、チェコの古い文献に通じ、自身の詳細な文献目録をもつ音楽学者でもあり、一切の妥協を拒絶し、作品そのものと向き合い古楽の新しいグループを発足させた。彼らは古文書を絶え間なく研究し、事実に基づく詳細を出来る限り捜し出し、それに自分たちの演奏を結びつける努力を続けている。メンバーは、バロック様式、古典様式のあらゆる楽器を使用しているが、当時の楽譜、楽器、弓、ガット弦、旧式の調律法を使用し、細部まで丁寧な装飾を施すことによって、正当性を追求することを心がけている。エンシェント・コンソート・ブラハの究極の目的は、音楽をその当時最高のプロフェッショナルな演奏家が演奏していたように再現することであると述べている。

日本を代表する古楽演奏グループとしては、バッハ・コレギウム・ジャパン(BCJ)やトウキョ

ウ・バロック・トリオ等がある。バッハ・コレギウム・ジャパンは鈴木雅明を音楽監督とする古楽の器楽・声楽団体で、1990年に結成される。バッハの「マタイ受難曲」等、バッハの作品を中心に演奏活動を行っており、現在は教会カンタータ全曲の録音に取り組んでいる。

トウキョウ・バロック・トリオはヨーロッパで活躍中の古楽器の若手演奏家により、1988年に結成されたバロック・ヴァイオリン、ヴィオラ・ダ・ガンバ、チェンバロによるトリオである。バッハをはじめとするドイツ音楽、イタリアのヴァイオリン・ヴィルトゥオーゾの音楽、ガンバを中心とするイギリス音楽など、幅広いレパートリーをもつ。古楽器による数少ない常設のトリオである。

日本を代表する個人の古楽演奏家としては、フラウト・トラヴェルソの有田正広などがある。有田は演奏家としてのみではなく、古楽器、特にフルートの指導者としても活躍しており、公開講座等も精力的に行っている²⁰⁾。彼の最新のCD『有田正弘ノパンの笛～フルート、その音楽と楽器の400年の旅²¹⁾』は、ルネサンスから現代まで、13本の古楽器（時代楽器）を駆使してフルート音楽の歴史をたどるというものである。たとえば、ルネサンス・フルート（1530年頃製作）、バロック・ピッコロ（1735年頃）、フリユート・ダムール（1740年頃）、フラウト・トラヴェルソ（1760年頃）、フルート（1859年製）、フルート（1913年製）等の楽器を用いて演奏した、当時の作品がおさめられている。フルートの歴史を遡りながら、時代時代の楽器の音色を比較して聴くことができる。

貴重な古楽器のコレクションを有する古楽器博物館もいくつか存在する。その中からフィンチコックス（Finchcocks）楽器博物館を紹介する。フィンチコックス楽器博物館は国際的な評価を得ている音楽センターでもある。ピアニストのバーネット（Burnett）により設立され、1977年より歴史的価値のある鍵盤楽器のコレクションが一般に公開されている。フィンチコックス楽器博物館の特筆すべき点は、コレクションとなってい

る楽器のほとんどが、すぐに演奏できる状態で管理されていることである。

フィンチコックス楽器博物館の古楽器を用いての演奏をCD化したものが存在する。英国アモン・ラから出た『キーボード・コレクション²²⁾』という作品である。フィンチコックス楽器博物館の館長であるバーネットによる歴史的な鍵盤楽器の演奏である。ここに所蔵される1611年製のヴァージナルから1840年製（推定）のグランド・ピアノまで、様々なタイプの鍵盤楽器の演奏がCD化されたのである。録音もすべてフィンチコックス内で行われた。CDの中で使われている楽器とその特徴を表1に示す。鍵盤楽器の変遷とともに、その音色と当時の演奏様式を比較しながら聴くことができる。

古楽における歴史的な音楽・音の再現は、西洋音楽のみでなく、日本の古典音楽の世界でも行われている。その一つとして、正倉院に伝わる古代の楽器を復元し、失われた古曲を再現するとともに、伝統に基づく新しい音楽を創作する試みが、国立劇場を中心に行われている。その試みの一つとして「方響^{ほうきょう}」の作品が最近CD化されている²³⁾。方響はいわば古代のチャイムと言える楽器で、金属板16片を木枠に並べてつるした打楽器である。正倉院に良質の鋼製のものが1セットが残されている。これは、正倉院の楽器の中で、唯一固定した音高を持った楽器である。一つの金属板から一つの音しか出ないので、音列を作るには複数の発音体を並べる必要がある。正倉院に伝わる方響の金属板は9片しか残っていないが、文献によると方響は16片で1セットであった。残存している9片について容量や周波数を測定し、これに基づいて欠落している箇所を補って音列を推定、さらに自然倍音列による音列に修正し、古代の楽器、方響が復元された。

正倉院に伝わる古代の楽器を復元し演奏する試みを、「伶楽」と称している。古楽の中の一つの領域であるといえよう。

表1 CD『キーボード・コレクション』に収められたフィンチコックス楽器博物館所蔵の鍵盤楽器(古楽器)の変遷と特徴

鍵盤楽器の名称	創作年	鍵盤の数	特徴
①ヴァージナル(virginal)	1611年	4 オクターブ	音が小さい, 個人の練習用 様々な音色が出せる
②スピネット(spinet)	1700*1頃	4 5	
③クラヴィコード(clavichord)	1807	4 5	
④ハーブシコード(harpshichord)	1756	5	
⑤チェンバーオルガン(chamber organ)	1766 1793		
歴史的ピアノ(historic piano)			*2モーツァルト音のしかけ ショパン使用
⑥スクエアピアノ(square piano)	1800 頃 1795	4 5 5	
⑦グランドピアノ(grand piano)	1800 頃 1801	5 5	
	1814 頃	6	
	1825 頃	6	
	1826	6 5	
	1840 頃		
	1825 頃	6	
⑧小型キャビネットピアノ (small cabinet piano)			

注 *1頃: 推定年

*2モーツァルト音のしかけ: モーツァルト作曲の『トルコ行進曲』の中で, 打楽器が鳴る音のしかけがピアノに取り付けられている。

3.4 古楽における歴史的な音楽・音の再現の意義

古楽の活動を通して, 古楽器は重要な音の文化遺産(アーカイブ)である。それでは, 古楽器の存在は音楽・音の再現ということに, どのように貢献するのであろうか。

まず第一に, 録音という技術が発明される以前の楽器の音色と音楽のあり方が明らかになる。たとえば, 17, 18世紀の楽器は, 現在の楽器と比べると概して音が小さいが, これは演奏の場所が宮殿等のサロンが中心で, 音量をあまり必要としなかったからである。

第二に, 楽譜や様々な資料と照らし合わせることにより, 楽曲の音のつくり, 楽曲の雰囲気, 演奏スタイル, 及び演奏様式が推定できる。そこで, どのような演奏が行われていたかがわかる。また, どのような演奏が可能であったか, すなわち演奏上何が可能で, 何が不可能であったかがわかる。例えば, 歴史的なピアノは, 鍵盤の数が現在ほど多くない。そこで, 鍵盤にない音域の音は演奏で

きないことになる。また, 歴史的なフルートでは, 奏するのが非常に困難な音があり, そのような音を使った曲は事実上演奏できないことになる。

古楽器の存在で, 現在ではほとんど行われぬ演奏スタイルもわかる。たとえば, ヴォルフガング・アマデーウス・モーツァルト(Wolfgang Amadeus Mozart, 1756-1791)の時代には, トルコ風の演奏が流行し, そのためのしかけがピアノに取り付けられていた。当時のピアノのペダルの数はふつう3~6と現在のものより多く, ペダルのいくつかは, ピアノに取り付けられた打楽器を奏するためのものである。モーツァルト作曲の有名な『トルコ行進曲』では, 曲の途中で打楽器が鳴るという音のしかけが加えられた演奏がなされた。これは, このような歴史的ピアノ(古楽器)が残されていることによって, 当時の演奏スタイルが裏付けられたのである。

第三に, 楽譜や様々な資料と照らし合わせることにより, 作曲家のメッセージと作曲家の人物像が明らかになる。これは「3.2 古楽における歴史

的な音楽・音の再現とは」の中で、ベートーヴェンの例として述べたとおりである。

従って、古楽器は発音体（楽器）そのものが音の文化遺産である。当時の音が再現でき、その音が文化遺産である。そして、当時の演奏（様式）が再現でき、その演奏（様式）が文化遺産である。この場合、「当時の演奏」そのものは記録されていないが、「当時の演奏にかなり近いもの」を再現することができるという意味において、文化遺産となりうる。しかし、「当時の演奏」の「時空」そのものは決して再現できないのである。

3.5 古楽における歴史的な音楽・音の再現の問題点

古楽器を復元する場合、正当な資料に基づいた正当な復元が必要である。近代的に手を加えたものは、正真正銘の古楽器ではない。このような正真正銘の古楽器による演奏が、「オーセンティックな（歴史的に正しい）演奏」なのである。古楽の動きが発展する過程では、それが正しく行われていなかったものもある。その例として、チェンバロが古楽器として復活する過程を紹介する。

チェンバロは16世紀から18世紀に広く用いられた鍵盤楽器の総称である。その発音機構は、鳥の羽軸や革などで作られた小さな爪が、金属製の弦をはじくというものである。ヴァージナル、スピネット、ハーブシコードなど様々な名称で呼ばれている。チェンバロは独奏、協奏曲、通奏低音²⁴⁾など様々な場面で用いられてきた。しかし、18世紀末からフォルテピアノと競合するようになり、次第に姿を消していく。

19世紀末にバッハをはじめとする古い時代の音楽への関心が高まり、楽器の復元が始まる。その気運に乗り、チェンバロを復活させたのが、ポーランド出身のピアニスト、ヴァンダ・ランドフスカ（Wanda Landowska）である。ランドフスカはバッハの作品を当時使われていた楽器で演奏することを試み、ピアノ製作会社にチェンバロを作らせる。しかし、それはピアノの骨格をもった鉄骨入りの楽器で、爪は金属製でペダルを付け、音

域も拡張したものであった。構造的にも音質的にも、歴史的チェンバロとはまったく異なるものであった。

その後、オランダのチェンバロ奏者であるグスタフ・レーオンハルト（Gustav Leonhardt）は、当時の楽器や楽譜に忠実に戻ることを提唱し、博物館に残されていたオリジナル楽器の研究を始め、古楽器に近代的に手を加えることを一切避け、オーセンティックな楽器と演奏を提唱したのである。現在は、製作当時の構造、発音機構および音質を忠実に復元したヒストリカル（歴史的）チェンバロが使われている^{25 26)}。

チェンバロの復元過程の例は、古楽器を復元する場合の多くの問題点を示唆している。復元に必要な様々な資料に基づき、詳細な研究を行った上で、古楽器本来の形を復元することが必要不可欠である。資料や研究が十分でない、後世の影響を加味した楽器が誤って作られる場合が起こりうる。オリジナル（現物）そのものが残っている場合は、比較的忠実な復元がしやすいが、資料のみからの復元は多くの困難を伴う。そして、ある種まやかしもののような楽器で、当時の音楽や音を聴いたつもりになるのである。

しかし、歴史的な音楽・音を再現するために、オーセンティックな古楽器を用いさえすればそれで良いというわけではない。楽器の選択よりさらに重要なのは、当時の歴史的背景や当時の音楽観、演奏習慣を知ることである。当時の楽譜は、演奏上の指示や約束がすべて記録されているわけではない。それをいかに解釈して当時の演奏を甦らすが重要なのである。古楽解釈には、古文書を絶えず研究し、作曲当時の楽譜を用い、オーセンティックな古楽器を用いるのであるが、弦楽器であれば楽器のみならず弓、ガット弦、調律法等の細部まで研究する必要がある。

古楽器による演奏には、いくつかの制約がある。まず、当時なかったものは使わないということである。また、現在失われたものは復元して演奏をすることになるが、どうしても復元できないものもある。声楽におけるカストラートは復元できな

いものの代表である。声楽は人の声帯という楽器を用いる演奏である。

カストラートとは男性歌手が去勢して、声変わりをしないようにし、成人になってもボーイソプラノの独特の音を出すものである。音域は子供の声の高い音域を保っているが、成人して肺活量が増え、独特の音色をもつ。16世紀から18世紀にかけてイタリアを中心に活躍した。特に17世紀から18世紀のオペラ・セリア(正歌劇)では、男性の主演はほとんどカストラートによって歌われた²⁷⁾²⁸⁾。しかし、倫理的な問題から、1903年に教皇庁はカストラートを禁止した。現在もカストラートは禁止されている。このような声(広い意味で楽器である)は復元できない種類のものである。

そこで、カストラートに代わって古楽の広がりとともに脚光を浴びたのがカウンターテナーである。カウンターテナーは男性歌手でありながら、ファルセットにより女性の声域の音を出す²⁹⁾。バロック時代には高い音が尊重され、バロックオペラの主演はカストラートであった。20世紀後半にバロックオペラが復活上演されるようになってから、失われたカストラートに代わり、カウンターテナーが高い声をだす主演を歌うことが多くなっている³⁰⁾。

古楽が作曲家の作品の意図を忠実に再現することを求めるとき、作曲家の自筆譜の存在が重要である。古楽の演奏家は、まず自筆譜に戻って研究を進める。しかし、自筆譜が存在しない時は問題も多い。ヨハン・セバスチャン・バッハ(Johann Sebastian Bach, 1685-1750)の「無伴奏チェロ組曲」を例に述べる。この6曲の組曲には、バッハ自身による自筆楽譜は残っていない。伝えられる写本として、バッハの後妻のアンナ・マグダレーナ作成のもの、ほか数種が現存する。そのため、演奏解釈の上で様々な問題が発生する。写本の作者は、チェロの演奏技法についての知識があまり豊かではなかったようで、細かいフレージングなど曖昧な点がある。作曲家の自筆譜が存在しない以上、原典版に戻って確認するという古楽の基本

作業ができない。現存するどの写本楽譜も、後の批判校訂版も「これが正しい」とは最終的に主張できない状況である。このように作曲家の自筆譜の存在は非常に大きい。

「無伴奏チェロ組曲」の自筆楽譜は残っていないものの、バッハの他の作品の自筆譜は数多く残っている。ドイツ国立図書館ではバッハの自筆による300曲の楽譜を所蔵している。ところが、バッハが使ったインクに酸性物質が含まれていたため損傷が激しい。そこで、ドイツ国立図書館の修復室では、これら自筆楽譜の修復作業が本格化されることになった³¹⁾。このような取り組みは、古楽を行う上での貴重な資料である自筆譜(原典版)を守り、保存継承していくことに大きく寄与する。古楽にとって自筆譜の存在は必要不可欠なのである。

作曲家の作品を演奏する場合は、まず楽譜を頼りに弾いていくわけであるが、楽譜は自筆譜といえど音楽そのものではなく、音楽を記号化したものに過ぎない。そこでどれだけ正しく楽譜を読み解いていくかが重要である。その場合の正しさとは楽典の問題を解く正しさとは異なる。すると解釈は一つではないということになり、そこに演奏家による様々な個性の違いというものが出てくる。その場合の解釈の助けとなるのは、最後には「作曲家のことをよく知る」という事に行き着く。つまり、その作曲家の生きていた時代背景や生活環境に触れたり、他の作品を知ることによって、最も適切と思われる解釈を見つけるのである。

オーケストラの楽器のほとんどが、いわゆるモダン楽器に機能進化してもう一世紀半を超える。その一方で、モーツァルトやベートーヴェンなども、それらが作曲された時に使われていた楽器、すなわち古楽器で演奏するのがいいという主張がある。しかし、古楽器の復元及び音・音楽の再現は、今日の感性や意識というフィルターがかかるのであるから、純粋な復元や再現というものはないだろう。

4 歴史的な音楽・音を再現する方法のまとめ

歴史的な音楽・音を再現する方法として、①歴史的な録音を再生する、②歴史的な録音を復刻し再生する、そして③古楽における歴史的な音楽・音の再現について述べた。本稿の③の方法は、①②の方法と、再現の仕方および何の再現であるかというところが根本的に異なる（図1参照）。

歴史的な録音（音響メディア）の再生あるいは復刻の再生は、演奏（家）の記録の再現と行うことができる。もちろん、作曲家の残した楽譜に基づいて演奏家が演奏しているのであるが、作曲家まで遡ることは難しい。一方、古楽における再現は、あくまで作曲（家）のメッセージ（記録）の再現を追求したものである。

歴史的な音楽・音の記録は、再現されなければ意味はない。作曲家のメッセージを含んだ作品は

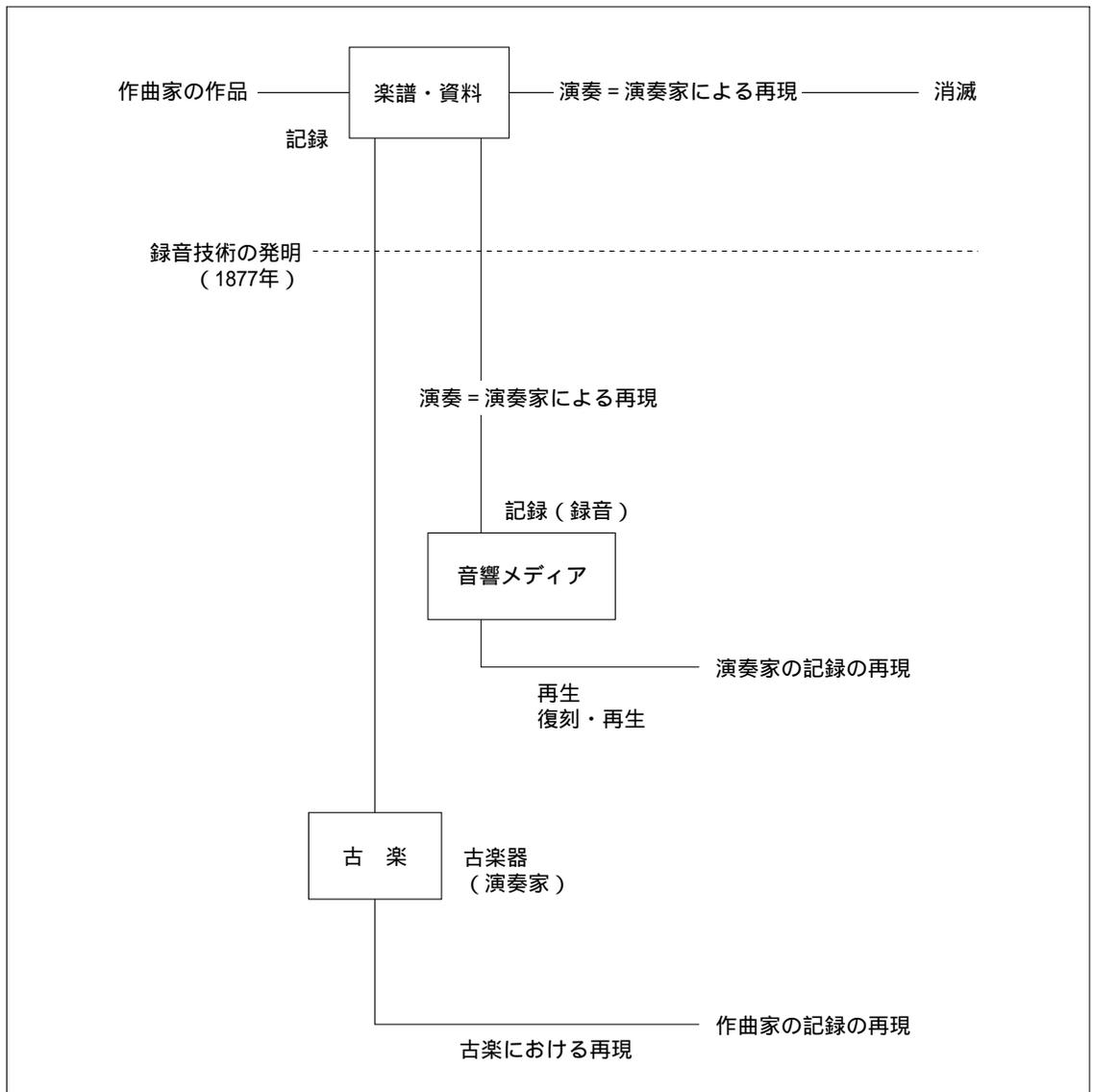


図1 歴史的な音楽・音の再現の方法とその特徴

多くの場合、一旦楽譜という形で記録される。それをもとに、多くの演奏家はその作品の楽譜をもとに、それぞれの解釈により多くの演奏を再現する。演奏家の演奏は、録音技術が発明される以前と以後で情報としての価値が大きく変わる。録音技術が発明される以前は、演奏はその場限りで消滅してしまい、記録として残ることはなかった。録音技術が発明されてから、演奏は多くの場合音響メディアという媒体内に記録される。その音響メディアを再生する、あるいは復刻して再生した場合、直接的には個々の演奏家の演奏の記録の再現となる。もっとも、間接的には作曲家の作品の記録の再現ではあるが。従って、音響メディアの出現により、演奏史という一つの分野が確立したのである。

演奏家による演奏は、その作品が作曲されてから時代がたてばたつほどオリジナルの作品の音楽から遠のく可能性がある。それは多くの場合、楽器の発展がもたらしたものである。事実、楽器が発展したために、その楽器が最も効果的に演奏できるように、オリジナルの楽譜を編曲するということは、歴史上頻繁に行われていた。そこで、もともとの作曲家の作品に戻って再現する方法が、古楽に求められたのである。故に、古楽は作曲家の記録の再現である。

しかし、古楽は現在の演奏家が古楽器を用い、当時の演奏様式をできるだけ忠実に守りながら再現するものである。そこには、やはり古楽の演奏家の主観が介在することは否めない。また、同じ作曲家の作品であっても、古楽の演奏家が異なれば、異なった再現がなされるであろう。それでも、古楽における歴史的な音楽・音の再現は、作曲家に忠実に、作曲された当時の様式に忠実に再現することが根本として求められるものなのである。

現在は、多くの古楽の演奏が音響メディアに記録されている。一旦音響メディアに記録された古楽は、その古楽の演奏家の記録となり、作曲家の記録ではなくなるのであろう。

5 おわりに

歴史的な音楽・音の記録は文化遺産であり文化情報資源である。しかし音楽や音を情報資源として活用するとき、記録された情報を何らかの方法で再現しなければならない。そして、この再現の方法が非常に重要であり、大きな意味をもつ。古楽は歴史的な音楽を再現する方法の一つとして位置づけられる。音・音楽が再現芸術であるという特徴をもつことから、古楽は音響アーカイブの重要な要素となるのである。

古楽は一般に音楽学の分野で研究され、また現在広く古楽の演奏活動が行われている。本稿では、古楽及び古楽器の存在を音響アーカイブの観点から追究した。

音響メディアが発明されたのは、1877年であり、それ以前の音楽や音は、メディアを再生するという方法で再現できないのは当然である。音響メディアが登場してから、高々120年程の歴史しかないのである。それ以前の音楽や音を再現する方法として、古楽は重要な役割を担っている。

その一方で、古楽に対する反論も存在する。コンサートホールも、聴衆が音を感じ取る感覚も、17、8世紀とは違う。そんな中で古楽が時間を逆行させることになるという危惧もある。

しかし、古楽における再現から歴史的な楽器を知り、当時の演奏を追求していくと、当時の美学や音楽に対する考え方、さらに社会情勢すべてが明らかになってくるのである。古楽器は楽器の発展過程の一時期に存在した楽器であるが、決して楽器が未熟であったわけではない。その当時の美学にあった音楽表現をするための楽器なのである。それは時間の逆行ではないのである。

[引用文献・注釈]

- 1) Zhang, Jushong et al. "Oldest playable musical instruments found at Jiahu early Neolithic site in China." *nature*, Vol. 401, 23 September 1999, p. 366-367.

- 2) 加藤修子「音楽・音の文化遺産（文化情報資源）の構築（その2）：歴史的な音楽・音を再現する方法の体系化：歴史的な録音からの再現」『文化情報学：駿河台大学文化情報学部紀要』Vol. 6, No. 2, p. 23-33 (1999)
- 3) Harnoncourt, Nikolaus. Musik als Klangrede. Wege zu einem neuen Musikverständnis. Salzburg, Residenz Verlag. c1982.
アーノクール, ニコラウス; 樋口隆一訳 『古楽とは何か：言語としての音楽』東京音楽之友社 1997 p. 326.
- 4) 佐藤千晴「知りたい古楽の世界1：作曲当時の響きを探究」朝日新聞 東京 1999 03 13 夕刊第11面.
- 5) 「バロック・ヴァイオリン奏者：寺神戸亮」インタビュー 『Music Town』Vol. 21, No. 8 p. 14-19 (1998)
- 6) 200CD古楽への招待編集委員会編 『200CDクラシック音楽の探究：古楽への招待』東京立風書房 1996 p. 115.
- 7) 「音楽の風景：古楽ファンタジーに満ちた復元」朝日新聞 東京 1998 6 25 夕刊第18面.
- 8) 松村崇夫「砂漠の美術館：5 敦煌・莫高窟はいま：古楽器復元悠久の調べ」朝日新聞 東京 1996 10 26 朝刊第16面.
- 9) 国立劇場芸能部編著 『古代楽器の復元』音楽之友社 1994 175p
- 10) 渡辺裕 『音楽機械劇場』東京 新書館 1997 293p.
- 11) 「音楽を読む本」編集委員会編 『ピアノを読む本：もっと知りたいピアノのはなし』ヤマハミュージックメディア 1994 p. 54-56.
- 12) 渡辺裕 『音楽機械劇場』 p. 56.
- 13) 『Entrée：古楽情報誌アントレ』アントレ編集部
- 14) 佐藤千晴「知りたい古楽の世界7：広がる想像・創造の楽しみ」朝日新聞 東京 1999 04 24 夕刊第9面.
- 15) 200CD古楽への招待編集委員会編 『200CDクラシック音楽の探究：古楽への招待』東京立風書房 1996 246p.
- 16) 谷戸基岩ほか 『古楽CD100ガイド』東京 国書刊行会 1996 237p.
- 17) 浅香淳編 『新訂標準音楽辞典』音楽之友社 1991, p. 117-118.
- 18) 谷戸基岩ほか 『古楽CD100ガイド』 p. 233.
- 19) Vivaldi, Antonio. Le Quattro Stagioni: The four Seasons. Europa Galante. Fabio Biondi (violino solo) Vol. 21 L'Artedi Fabio Biondi. Opus 111. MOPS 56 9120 1991
ヴィヴァルディ『四季』ファビオ・ピオンディ(ヴァイオリン), エウロパ・ガラランテ オーパス111 MOPS 56 9120 1991
- 20) 有田正弘の最近の活躍については：
「名手が奏でる銘器の世界：フルート：有田正弘」インタビュー 『レコード芸術』Vol. 49, No. 593, p. 255-259 (2000)
等に詳しい。
また、公開講座に関しては次のようなビデオの記録がある。
有田正弘 公開講座「17～18世紀の音楽演奏法について：音楽の裏に潜む情感を訪ねて」特別講座/フルート・その歴史と音楽 全2巻 収録1966年10月12日
- 21) La Flûte de Pan: Portrait of the Flute and it's Music. Arita, Masahiro; Arita, Chiyoko; Hirao, Masako. DENON COCQ 83281 82.
『パンの笛～フルート、その音楽と楽器の400年の旅』有田正弘(フルート), 有田千代子(チェンバロ, フォルテピアノ, ピアノ), 平尾雅子(ヴィオラ・ダ・ガンバ) デンオン COCQ83281 82 1998
- 22) Keyboard Collection. Instruments from the Finchcocks Collection. Richard Burnett. Amon Ra Records, England. 1982. Stereo. CD SAR 6.
- 23) 循環するシルクロード実行委員会編 『甦る古代の響き方響』コジマ録音 ALCD2003.
- 24) 通奏低音とは、古楽器が演奏されていた当時

- の演奏様式である。17～18世紀のヨーロッパで広くおこなわれたもので、鍵盤楽器奏者、またはハープ、リュートなどの弦楽器奏者が、与えられた低音の上に、即興で和音を補いながら伴奏声部を完成させた方法、およびその低音部をさす。独奏パートが休む場合も、低音は楽曲を一貫して演奏されるところから「通奏 continuo」とよばれる。18世紀なかば以降、通奏低音はしだいに用いられなくなる。
- 25) 佐藤千晴「知りたい古楽の世界2：復活したバロックの華」朝日新聞 東京 1999 03 20 夕刊第11面。
- 26) 200CD古楽への招待編集委員会編『200CDクラシック音楽の探究：古楽への招待』p. 81。
- 27) Barbier, Patrick. *Hisotire des Castrats*. Paris, Grasset & Fasquelle. c1989
バルビエ, パトリック 野村正人訳『カストラートの歴史』筑摩書房 1995 260p.
- 28) 浅香淳編『新訂標準音楽辞典』音楽之友社 1991, p. 391。
- 29) 浅香淳編『新訂標準音楽辞典』音楽之友社 1991, p. 372。
- 30) 佐藤千晴「知りたい古楽の世界6：性差を超えた「甘さ」の魅力」朝日新聞 東京 1999 04 17 夕刊第13面。
- 31) 「バッハ楽譜、修復本格化」朝日新聞 2000 01 08 朝刊第8面。

The Constructing Cultural Heritages (Cultural Information Resources) of Music and Sound (3) :
The Systematization of the Ways which Reproduce the Historical Music and Sound: Reproduction
in the Early Music,
by Shuko KATO

[Abstract] The final purpose of this study is to construct cultural heritages (cultural information resources) of music and sound. In case of recording the historical music and sound, it is necessary to reproduce them. In order to reproduce the historical music and sound, the following three ways exist:

- ① playing back the historical recordings (audio media)
- ② reprinting and playing back the historical recordings (audio media)
- ③ reproducing by early (period) musical instruments early music

This paper focused on the way of ③, and clarified the characteristics, significance and the problems of the way. As the result of comparing and evaluating these three ways, the following points are clarified:

- (1) Playing back, and reprinting and playing back the historical recordings (audio media) are the reproduction of the musical player's records.
- (2) Reproducing in early music is the reproduction of the composer's records.
- (3) Utilizing the historical music and sound as information resources, it is necessary to reproduce the recorded information, and the ways of reproduction are very important. Therefore early music is assigned to the one of methodologies on the study of sound archive.

[Key Word] historical music, historical sound, reproduction, early music, historical musical instruments, sound archive

中国の通信情報インフラと情報政策

杜 正文

【要旨】 アジア諸国の多くは、政府が中心となって情報化を推進しており、情報サービス産業の動向はこうした政府施策・政策に大きく依存している。例えば中国の社会主義市場経済の導入、ベトナムのドイモイ政策の開始等である。情報化の進展は国民生活向上と経済発展のための不可欠な要素であるという共通認識のもと、中国、韓国、ベトナム、タイ、そしてマレーシアがそれぞれの国家情報化プログラムを策定・発表した。本研究は、主要国におけるインターネット情報規制に関する政策形成過程の国際比較を目的とし、研究の第1段階として、中国の情報産業の現状と情報化推進の発展過程を考察し、マルチメディア事情と情報通信インフラの発展過程について考察する。

【キーワード】 情報産業、情報化、情報サービス、情報通信、情報インフラ、「金」プロジェクト、マルチメディア、インターネット、ChinaNet、CANET、NCFCプロジェクト、CHINAPAC

1 はじめに

アジア諸国の多くは、政府が中心となって情報化を推進しており、情報サービス産業の動向はこうした政府施策・政策に大きく依存している。例えば中国の社会主義市場経済の導入、ベトナムのドイモイ政策の開始等である。情報化の進展は国民生活向上と経済発展のための不可欠な要素であるという共通認識のもと、中国、韓国、ベトナム、タイ、そしてマレーシアがそれぞれの国家情報化プログラム（金系統情報化プロジェクト、超高速情報通信基盤構築計画、マスタープラン、IT 2000、マルチメディア・スーパー・コリドー）を策定・発表した。本研究は、主要国におけるインターネット情報規制に関する政策形成過程の国際比較を目的とする。本稿では、研究の第1段階として、中国の情報産業の現状と情報化推進の発展過程を考察し、マルチメディア事情と情報通信インフラの発展過程について考察する。

2 中国の情報産業と情報化

中国電子工業部計算機・マイクロエレクトロニクス産業研究センター（CCID）によれば、中国の1996年における情報産業の売上高は920億元に達し、前年比49.6%増の高い伸び率となった。そのうち、コンピュータ産業は715億元、情報サービス産業は250億元である。市場構造にも変化が生じ、コンピュータ産業の比重が1.3%上がった。これは、製造業の発展により各種ハードウェア製造に必要なコンピュータ関連部品の市場が大幅に拡大したため、コンピュータ産業の発展が促進されたことになる。

2.1 中国の情報産業

- コンピュータ産業の96年の特徴としては、
- ① 輸出製品を形成する周辺装置と部品市場の成長が著しい。
 - ② 本体のうち大中型機、ワークステーション、小型機など製品の市場規模が減少または伸び悩んでいる。

③「金」プロジェクトによって利用が期待された専用機などの特定用途向け製品、とくに、商業専用機がまだ広範囲に使用されておらず、特定用途向け製品の伸び悩みを生じ市場シェアを下げている。

などがあげられている。

コンピュータ本体の市場シェアでは、パソコンが85.2%、大中型4.1%、小型7.2%、ワークステーション3.5%となっている。最大のシェアを占めるパソコンの販売額は248億元、販売台数は210万台であった。内訳では、国産製品の市場シェアが95年の50.4%から96年の56.0%に上昇し、海外ブランド機のシェアが49.6%から44.0%に減少した。中国パソコンメーカーの聯想が年間販売量において20万7,000台を記録し、初めて中国パソコン市場の首位に立った。第2位はIBMで、販売量は16万台である。主流製品としてはPentium機が市場の85%を占めるようになった。また、パソコンの年間輸出台数は22万7,000台、輸入台数は3万台である。主な輸入先は、香港、アメリカ、台湾で、輸入総台数に占めるシェアはそれぞれ32.6%、17.0%、16.2%である。主な輸出先は香港で、輸出総台数に占めるシェアは82.6%である。

一方、中国におけるパソコン設置台数は96年末現在で累積510万台に達している。家庭向けの売上台数が34万台で前年比54.6%の増加となり、パソコンの総売上台数の27%を占めた。ノートブック型パソコンの販売台数も13万5,000台で前年比87.5%の増加となった。さらに97年の中国におけるパソコンの販売台数は340万台となり前年比62.0%の増加、売上金額が410億元で前年比65.3%の増加となると予測されている。また、家庭向けのパソコンの販売台数は56万台、ノートブック型パソコンの販売台数は25万台に達し、パソコン市場がコンピュータ市場全体の4分の1以上を占め、引き続き市場の主力製品の地位を保持するものと予測されている。

2.2 中国の情報サービス

中国の情報サービス市場は、96年は安定的な発

展を維持している。そのうち、伸び率が高いのは、アプリケーションソフト市場である。この市場のポテンシャルは非常に大きい、今のところ発展途上でまだ開発されていない。生産側とユーザー側の協力や、ユーザーの意識改革により、アプリケーションソフト製品の市場は急速に発展するであろう。また、システムインテグレーション業務も急速な発展を示し、前年比46.8%の伸びである。このほかに、メンテナンスサービスが普及台数の急速な拡大に伴って増大し、専門化するところも出てきている。

2.3 中国の情報化

中国の情報通信の発展は目覚ましい。全国政治協商会議胡副主席(前電子工業相)は「情報化こそ中国経済の躍進を支える」と強調している。とくに第9次5ヶ年経済発展計画中の発展状況は急速である。1996年は、この第9次5ヶ年経済発展計画の実施1年目にあたる。この1年で国民経済の各分野、社会の各領域において「九・五」経済社会発展計画を実施するための準備が進められている。コンピュータおよび関連製品は近代社会を建設するために必要な基礎ツールであり、社会生活の各領域でさらに広範に利用されるようになった。これにより、中国のコンピュータ製品および情報サービス市場に新たな高度成長をもたされた。

中国では、国家の統一的な計画と組織のともで、農業、工業、科学技術、国防および社会生活などの各方面で情報化が著しく進んだ。96年に重点において進められたのは、税金徴収管理システム、科学研究教育情報ネットワーク、商業貿易自動化システム、経済情報システムなどで、これらは段階的な成果を収めた。深州市では、2000年までに情報通信端末の普及率を100人当たり60台まで高め、政府機関のオフィス、貿易業務、治安管理、医療衛生、労働保険などすべての電子自動化管理を実現し、情報カードの利用を普及するなどの目標を挙げた。

中国の情報ネットワークは94年に正式にインターネットに接続している。中国ネットワークの

接続情報センターの資料によると、97年10月現在の状況は、インターネットに接続しているホストコンピュータが4万9000台、パソコンが25万台、アクセスユーザー数が62万人、接続ネットワーク数が1,000強、制作されたホームページ数が1,519、営利情報サービス企業数が100社強となっている。また、97年12月には中国でインターネット接続業務に従事する機構と個人の行為を規定する行政法規「計算機情報ネットワーク・インターネット接続安全保護管理法」が施行された。この法規の適用範囲と対象、インターネット接続の管理は公安部、計算機管理監督機構が所管すること、およびインターネット接続業者と個人の安全責任、義務と法律責任などを明確にしている。

3 中国のマルチメディア事情

中国は従来からメディアに対する規制が強い国と見られていた。1995年にインターネット接続サービスが始まったが、その後社会的な影響の大きさが問題となり、様々な規制が導入された。しかし、改革・開放政策がメディアにおよび、まさにマルチメディアの産業化が大きく進展しようとしている。また、1997年7月に返還された香港では、多様なマルチメディアビジネスが模索されている。

3.1 インターネットの普及

中国では、郵政部系の「ChinaNet」と電子工業部系の「ChinaNet」が1次プロバイダーで、それに民間の2次プロバイダーが接続する形になっており、国民はこれらを通じてインターネットを利用している。利用者も着実に増えており、1997年に中国インターネット情報センターが行った調査によれば、中国国内でインターネットに接続するコンピュータ台数約30万台（IP専用線接続：約5万台、ダイヤルアップ接続：約25万台）、利用者数は約62万人にのぼることがわかった。その後、急速に増加を続けており、1998年の利用者数は約100万人とも、300万人とも言われている。

3.2 衛星通信の利用

中国では広い国土をカバーするために衛星通信が注目されてきたが、その応用も広がりつつある。上海証券市場はアジアサット1号を使って、2600社を単方向デジタル放送で、400社以上を超小型地球局（VSAT）を用いた双方向デジタル通信で結んだ証券取引システムを構築した。民間のテレビ放送サービスに関しては規制が強かったが、香港系の衛星放送会社によるCATV向け番組供給が行われている。また、ヒューズは「ディレクTV」の中国向け放送に関して、中国政府と基本的な合意に達したと表明している。さらに、アジア各国の企業と共同でパーソナル衛星移動通信システム「APMT」を構築するため、1998年4月には「中国アジア太平洋移動通信有限責任公司」を発足させた。

3.3 マルチメディア産業政策官庁の再編成

このような中国におけるマルチメディアの産業化を大きく推進することになりそうな動きが、1998年3月に開催された全国人民代表大会で発表された官庁再編である。この中で国家経済貿易委員会は、石炭工業部、機械工業部、化学工業部など、10の部・委員会・総公司を統合した産業政策官庁になった。この委員会では、強い競争力を持った国際的中国企業を育てることを目標としている。また、郵電部、電子工業部、ラジオ・映画・テレビ部を統合して、情報産業部とした。これは、通信とコンピュータとあわせ、デジタル時代のコンテンツ産業を育成していく戦略と言える。

3.4 香港メディア間競争の活発化

香港のビデオ・オン・デマンド（VOD）事業については、1997年秋にライセンス入札が行われ、ホンコンテレコムIMSが単独で落札した。ホンコンテレコムIMSとともに有力視されていたスターインタラクティブTVは、同社が抱えている訴訟問題を理由にライセンスが見送られた。

ホンコンテレコムIMSのシステムは、共同住宅

の入口まで光ファイバーを敷設し、その後は既存の電話線(銅線)を使って高速デジタル配信を行うVDSL技術を用いている。1998年3月にサービスを開始したところで、今後2年間に30万件の利用者を獲得する計画である。一方でCATVは、ワーフ・ケーブルが1993年10月からサービスを行っている。1997年末の利用者数は約40万件であるが、今後VOD事業との競合が予想される。

アメリカンオンライン(AOL)は、1998年2月に中国新華社系のチャイナ・インターネット・コープ(CIC)と業務提携し、香港でオンラインサービスを提供することを発表した。香港のインターネット市場は、現状で利用者数30~60万人程度であるが、2000年には100万人に拡大すると見込まれている。ISP事業者は、大手5社が9割程度のシェアを持っている。通信管理局が1993年から営業許可した事業者数は約120社であるが、現在も事業を行っている業者は30~40社程度と言われ、すでに淘汰が始まっている。今後、AOLの進出により競争が激化し、ISPのサービスがいっそう発展するものと考えられる。

4 中国の情報通信インフラ

中国でのコンピュータの使用と製造の歴史はアメリカより少なくとも20年以上は遅れているので、インターネットの始まりも同じように遅れているのが実情である。情報ハイウェイでは97年10月末現在で全国コンピュータネットワークの利用件数は62万。ユーザーサービス項目も多様化、情報調査、電子新聞、電子メール、遠隔教育、遠隔医療、テレビ会議、電子銀行、電子買物など今後の拡大は急ピッチである。光ファイバーケーブルの建設も進展している。

4.1 最初の国際接続CANET誕生

中国での初の国際間コンピュータネットワークの接続は、1986年の中国科学院高エネルギー研究所と西ドイツのカールスルーエ(Karlsruhe)大学間でのダイヤルアップのUUCP接続でした。使

用できるサービスは、電子メールとUSENET-newsだけでしたが、この接続により、中国の知識界はコンピュータを通して、世界に門戸を開いたことになる。

4.2 NCFCプロジェクト

1991年に、中国政府は世界銀行から資金を得て、NCFCプロジェクトを発足した。このプロジェクトは、中国大陸を始め海外と64kbpsのリンクを張って、アメリカのNSFNETと接続するというものである。

NCFCバックボーンは、中国科学院、北京大学、清華大学各自のローカルネットワーク、およびCSTNET、PUnet、TUnetで構成される。このローカルネットワークの間は、FDDIで結ばれている。その後、NCFCバックボーンには、Canet、CRNetが64Kbpsの専用線で接続を加え、現在のNCFCバックボーンとなった。NCFCバックボーンは、郵政部門のCHINAPAC、ChinaPSTNの通信回線にも通じていて、地方の上海、広東、遼寧、四川、湖北、西安、南京にも結ばれている。つまり中国全土のネットワークの中核を担っている。

4.3 高エネルギー研究所のIHEPnet

中国と世界のコンピュータネットワークの接続の歴史において、中国科学院高エネルギー研究所のIHEPnetはとても重要な役割を果たした。IHEPnetは設立されて以来大きく発展し、現在までに全国の1000人以上の科学者や研究者たちにアカウントを発行した。これより中国の科学者は世界中の科学者や研究者と電子メールでやり取りできるようになった。IHEPnetは中国のインターネットの発展に貢献した一番大きなことは、中国のインターネット業界に多くの技術人材を育てたことである。

4.4 初のデジタルネットワークCHINAPAC接続

中国のインターネットの歴史は、郵電部門が独占する通信事業の発展と緊密な関係がある。中国

の郵電部門は高い技術水準を維持するために、世界各国の先進技術を積極的に導入し続けた。とくに現在、世界でも高い技術レベルを持つデジタル通信、広帯域交換システムなどに力を入れて、積極的に導入している。

1988年に中国郵電部はフランスから一本の回線で複数のユーザーが同時に送信できるパケット交換設備を導入し、中国初のパケット交換公衆デジタル網CHINAPACが誕生した。1993年にカナダから規模も容量も比較的大きなパケット交換設備を導入し、第2期のパケット交換公衆デジタル網を完成させた。4ヶ月の試用期間を経て1993年9月から正式に稼動し、一般ユーザーに向けてサービスを開始した。

4.5 教育・科学研究ネットワークCERNetの発足

1994年、アメリカのインターネットブームの影響を受けて、中国政府は教育と科学研究用のコンピュータネットワークCERNetを建設することを決め、国家プロジェクトとしての位置付けでスタートさせた。このプロジェクトは、中国教育委員会が指揮と取り、清華大学を中心に展開された。その内容は、1994年から1996年まで、全国100の大学をネットワークに接続することでした。そして1997年3月までに、中国全国の100以上の大学、中学校の一部と研究部門、トータルで110以上のローカルネットワークがCERNetに接続された。プロジェクトの最終目的は、中国全土の1000以上の大学を4・5年の間で、全てネットワークに接続することである。

4.6 商用ネットワークCHINANETの始動

郵電部データ通信局は3年計画として、1996年半ば頃までに全国の30の省・市・自治区に31個のネットワーク接続センターを完成させ、全国範囲でカバーする巨大な商用ネットワークCHINANETを作り上げることを決めた。1997年の上半期に、この巨大なネットワークの完成により、中国全土に、電子メール、FTPサーバ、

Webサーバなどのインターネットサービスを提供できるようになった。

1995年9月に郵電部の電信総局が12の会社と部門にインターネットのサービスを提供することを許可した。その後、数回にわたって、さらに数十社に許可が下った。今の中国では、郵電部門による商用インターネットサービスの独占経営も打ち破られ、許可制のインターネットビジネス競争が始まっている。1997年9月までの統計で、CHINANETのユーザー数は、中国全土で15万人以上であり、中国最大のネットワークでもある。

4.7 商用サービスChinaGBNetの開始

1993年3月に中国の政府会議で正式に中国国家公用経済情報通信網を建設することを決定した。このプロジェクトは「金橋（GoldenBrige）工程」と名づけられた。具体的な実施者は電子工業部に直属する吉通通信有限公司が命じられた。1996年6月に、郵電部は電子工業部の公文書に方針を示し、吉通通信有限公司の全国24都市でのインターネットサービスを許可した。この許可を受けて、吉通通信有限公司のChinaGBNetは、中国の商用インターネット市場に参入したのである。

4.8 デジタル通信網CHINADDN

中国デジタル通信網CHINADDNは、90年代から建設が開始され、現在中国の大部分の地域をカバーする巨大なネットワークにまで発展した。

CHINADDNは、国家幹線網、省DDN網およびローカル網とに区別されている。国家幹線網は、各省の省会都市に設置される設備で構成され、各省間のDDN業務を提供する。省DDN網は、省内の設備で構成され、省内の市外電話業務とDDNサービスを提供する。

ローカル網は、DDNの末端ネットワークで、ローカルのユーザーに市外電話業務とDDNサービスを提供する。ローカル網の設備は市内電話局に設置され、直接ユーザー設備に接続されている。

これからの中国でのコンピュータの普及とインターネット・ネットワークの発展に伴って、デジ

タルデータ通信網DDNに対する要求はますます増えてくることでしょう。

5 おわりに

インターネットの急速な普及が、中国国民経済の成長と市場経済活動の大きな推進力になることは間違いないだろう。一方、反政府活動、ポルノ情報などの事情からインターネット規制に踏み切るとは、ネットワークの発展を阻害する要因となって跳ね返る可能性がある。

China Internet Network Information Centerの予測によると、中国のインターネット人口は、99年末までに670万人に拡大する見込みという。中国政府は、インターネットを開放するに当たり、国外からのさまざまな情報が悪影響をもたらすことを恐れ、取り入れ口で情報をふるいにかけるために「CHINANET」を利用しているものと思われる。中国は、国务院の許可なしにはいかなる機関も個人も勝手にインターネットを利用できないと規定しているが、技術的には抜け道も多く、「有害な情報」を完全に阻止するのは困難であろう。

なお、本研究は、1998年度比較法研究所助成研

究「主要国におけるインターネット情報規制に関する政策形成過程の国際比較」の第1段階として、中国の情報通信インフラと情報政策について考察したものである。第2段階として、こうした中国文化の背景と情報インフラの発展を踏まえて、インターネットの推進政策により、インターネット情報規制に関する政策形成過程を考察する予定である。

【参考文献】

- 1) 情報サービス産業白書1998, 通商産業省機械情報産業局監修, (社)情報サービス産業協会編, p. 214 216, 1998, 4.
- 2) 情報化白書1998, 情報ネットワーク社会の枠組みづくり, (社)日本情報処理開発協会編, p. 397 415, 1998, 6.
- 3) マルチメディア白書1998, 通商産業省機械情報産業局監修, (財)マルチメディアコンテンツ振興協会編, p. 172 181, 1998, 8.
- 4) 中国年鑑1998, (社)中国研究所編, (株)新評論, p. 169 170, 1998, 7.
- 5) 何徳倫「中国インターネット案内」, 日本エディタースクール出版部, 224p, 1998, 7.

Information communication infrastructure and information policy in China,
by Cheng-wen TU

[Abstract] Most of the Asian countries know that the movement of the information service industry depends on the government policy greatly and many countries promote their national information policy (NII) positively. Under common recognition to be an indispensable element for national life improvement and economic development, China, Republic of Korea, Vietnam, Thailand and Malaysia programmed their own national information policy (NII) On this study, I investigate the present situation of information industry and the multimedia situation in China, then analyze the trend of Information and the promotion process of Information communication infrastructure policy in China.

[Key Word] Information industry, information, information service, multimedia, information infrastructure, Internet, ChinaNet, CANET, NCFC, CHINAPAC

索引の研究(3)

出版物索引あるいは索引出版物を考える(その3)

戸田光昭

1. 出版物索引における「索引」の説明と定義

1.1 「索引」という用語の取り扱い

「索引」という用語は出版物索引においてどのように取り上げられ、説明され、定義づけられているのであろうか。その事例を総合百科事典、国語辞典、漱石全集総索引、梅棹忠夫著作集総索引、ならびに図書館情報学関係書から収集して、以下に列挙する。

1.2 総合百科事典

(1) 『日本大百科全書』第25巻 索引(小学館, 1989) p. 355

「索引<インデックス> ⑩59C」

第10巻, 59ページの3段目に掲載されているという意味である。

本文はA4判の1ページのうち、四分の一程度の長さでまとめられている。内容は出版物の巻末索引が中心になっており、索引出版物については、別巻索引ならびに、図書館において作成される閲覧者向けのものを紹介している程度の取り扱いである。冒頭の部分を中心に、本文の一部を抜粋して、次に掲載する。

「さくいんindex 単行本、叢書などの本文に記載されているおもな事項を抽出し、読者が検索しやすいように、一定の順序に配列し、本文の掲載ページを示したもの。主要事項のなかには、件名、人名、地名、文献名、語句、術語、条文名(法律書)などがある。単行本の索引は、巻末に掲載されることから、巻末索引または内容索引ともいう。また、叢書、個人全集などは、索引のみ別巻(総

索引)にして発行される例もある。事項の配列の順序は、五十音順、アルファベット順、いはは順、漢字の音訓をもとにする電話帳式などがある。」

(2) 『大百科事典』第16巻 索引(平凡社, 1985) 「索引 6 196㊦」

第6巻, 196ページの右欄から記載されているという意味である。

本文はB5判変形で、1ページの三分の二程度で記述されている。上述の『日本大百科全書』よりも詳しい内容になっており、索引の種類についても説明してあり、配列、項目見出し、索引の目的、目次との違い、項目の採択、索引の詳しさ、本文内容との関連、さらに歴史にも言及しており、別の執筆者による西洋の索引についても、東洋や日本との違いを中心に記述している。

(3) 『世界大百科事典』第33巻 索引(平凡社, 1988)

「索引 11 196㊦」

第11巻, 196ページに右欄から記述してあると意味である。上記の『大百科事典』と内容を比較したが、全く同じ内容であった。書名が違うので別の内容の百科事典であることを期待して調べる人にとっては、騙されたと感じるであろう。『大百科事典』と比較して巻数が多いのは、カラー写真のページを本文に挿入する形で増やしたためである。

1.3 国語辞典

(1) 『広辞苑』第5版(岩波書店, 1998) p.1057

「書物の中の字句や事項を一定の順序に配列して、その所在をたやすく探し出すための目録。インデックス。」

「人名」「事項」

(2) 『大辞林』第2版(三省堂, 1995) p. 1007

「(一)ある書物に載っている事項・人名・用語などを書き出して五十音順などに並べ, その所在などを示した表。インデックス。」

(3) 『大日本国語大辞典』縮刷版 第4巻(小学館, 1980) p. 1358

「①()する)さがし出すこと。ひき出すこと。索隠。②ある書物の中の, 語句や事項が容易にさがし出せるように, それらを抽(ぬ)き出して一定の順序に排列した表。インデックス。」

(4) 『新編大言海』(富山房, 1982) p. 818

「[索(もと)めて引出すこと](一)サガシ, イダスコト。見出スコト。(二)書籍ノ中ニアル, 物事ノ名称ノミヲ挙ゲテ, 五十音順, いろは順, 又八画数順ナドニ並ベタル表。其名称ノ存在ヲ, 容易ニ見出スノニ便ニスルタメモノナリ。」

(5) 『文学作品書き出し事典』(日外アソシエーツ, 1994) 746p.

この本は国語辞典ではないが, 文学作品の書き出しから引けるというもので, 国語辞典の変形と考えることも可能である。ここには, 明治4年から昭和58年までに出版された日本の小説が2,195点収録されていて, その書き出しの最初の段落が掲載されている。これらの書き出し地名で調べた結果, 三回以上採用された地名は次の7カ所であった。当時の日本における人気のある土地のランキングを反映しているようで, 興味深い。

大阪 3, 鎌倉 4, 神田 3, 木曾 3,
京都 5, 小石川 3, 東京 12。

(6) 『逆引き熟語林』(日外アソシエーツ, 1992) 1,338p.

逆引き辞典の先駆的な作品。多様な活用が可能である。この辞典で「索引」が末尾につく用語を拾った結果, 次の用語が収録されていた。

巻末索引, 人名索引, 件名索引, 地名索引, 団体名索引, 機関団体名索引, 著者名索引, 書名索引, 著者書名索引, 機関名索引, 総画索引, 首部索引, 群書索引, 事項索引, 総索引, 相関索引。

1.4 『漱石全集』第28巻 総索引(岩波書店, 1999) 820p.

明治から大正時代に執筆活動を行なった文学者で「索引」ということばを使った人はそれほど多くないが, 漱石は『大日本国語大辞典』にその用例が引用されているほどに, このことばを使っている数少ない作家の一人として挙げるができる。

この「総索引」の254ページに「索引」という項目があり, 次のように記述されている。

「索引 ①680¹², 153³, 354¹¹
の付いてゐる人の心 ⑤491¹³
機嫌のわるい ⑥148⁴
理解力の ⑩116¹³」

1.5 『梅棹忠夫著作集』別巻 年譜 総索引(中央公論社, 1994) 447p.

上に述べたように, 著作集の用語索引に「索引」ということばが出現するのは珍しいことであるが, 『知的生産の技術』というベストセラーで知られる梅棹忠夫の場合には「索引」という用語がなければならぬ。しかし, 期待に反して, 総索引に採られた数が少なかった。すべての索引という用語が収録してあるとは言えないが, 漱石全集よりも少ないとは予想外である。

「総索引」の219ページに次のように記述されている。

「索引 11214, 22447
づくり 18526」

1.6 図書館情報学関係書における「索引」の扱いと説明

(1) 『ALA図書館情報学辞典』(丸善, 1988) 328p.

この辞典で取り上げられている「索引」と「索引」で始まる用語とその解説は次の通りである。

「索引 index

ファイル, 文献, 文献集の内容に対する系統的な内容で, 内容にアクセスするために, 内容を表す用語その他の記号と, 参考文献, コード番号, ページ番号等を規則的に排列したもの。

索引語句 chunk

自動索引を行なう場合に、一単位として扱う連続した語の列。

索引語リスト go list

自動索引において、キーワードに選ばれる重要語のリスト。

索引図 index map

一組もしくは一連の地図または区分された一枚ものの地図の地理的範囲全部を示す地図で、当該地域が複数の地図に分割されている有様のほか、当該地図の位置付けを示すことが多い。

索引付き順編成ファイル index sequential file

情報検索の用語で、レコードの位置を定める単数または複数のキーの順序に排列したファイル。各レコードの位置は、索引を使用して計算する。このキーは、別建ての索引に納めてあって、レコードがファイルの中にあるかどうか、また、あればその位置を確かめるために高速で検索することができる。

索引用語集 index vocabulary

情報の蓄積・検索システムにおいて、文献の内容を索引付けする際に用いられるディスクリプターの集合。Index languageと同義語。」

なお、この他に関連で次の用語がある。

「インデックス index

- ① 指印[㊦]の記号のことで、印刷資料への参照を指示する昔風の参照符。Hand, first, index fingerとも言う。
 - ② 大文字で始まるときは、禁書目録 (Index Librorum Prohibitorum) は一般的な短縮形。」
- (2) 『資料組織化便覧』(日本図書館協会, 1975) 412p.
索引 84, 318, 359
索引語 164
索引用語 320
- (3) 『学術雑誌 その管理と利用』(日本図書館

協会, 1976) 400p.

索引 187, 189, 221, 230, 257

索引(標準化) 344

索引(作成法) 262

索引(種類) 257

索引(定義) 257

索引誌 25, 44, 45, 120, 304

索引抄録部門 138

索引と抄録 256, 266

この索引からは落ちているが、索引(ここでは雑誌記事索引に限定)の評価という項目があり、評価の観点がまとめてあるので、以下に掲載する。

- ① 索引の範囲(対象誌の種類, 誌数, 選択方法の明示, 外国雑誌・パンフレット・官公庁出版物・単行本などの有無など7項目あり)
- ② 発行頻度(発行は速いか, 頻度, 収録対象年月, 進行中か否か)
- ③ 収録期間および刊行形式(発行場所・発行日付・発行形態, 累積版, 発行地, 費用, 入手方法)
- ④ 編成の正確性と完全性(a. 見だし語選択の適性さ, b. 編成方法と排列法, c. 凡例の有無・分類表や語彙表の明示と解説), d. 印刷の鮮明さ・標目の区分・使用法の難易・所在指示の適切性)

2. 出版物に取り上げられた「索引」

2.1 「索引で本が化ける」『本の枕草紙』井上ひさし著(文藝春秋, 1982) p. 173 178

筆者が索引を作りながら読んだ本の実例が、その効用と共に紹介されている。

『79新版プロ野球記録大鑑』(講談社)に索引をつけ、それをもとにして読むと、長島茂雄の「デビュー戦でいきなり金田正一投手から四三振を食ったり、一塁を踏まなかったのでせっかく打った本塁打をフイにし投ゴロを打ったことになってしまったり…」という姿が浮かび上がる。あるいは、『川柳江戸砂子』(昭和五年春陽堂刊)に索引をつけ、日本橋越後屋呉服店に関するもの

を全て集めて、「川柳に見る江戸後期越後屋店頭風景」をまとめ、『江戸の夕立ち』という中篇に仕上げたということである。

2.2 「索引の始まりは？」『本の世界のホントの話』久源太郎著(ローカス,2000)p. 52 53 .

「ヨーロッパでは、アルファベット順の索引が十五世紀頃からできていますが、日本では洋書の輸入が定着しはじめた大正期からの作成がはじまりです。和漢の古書に索引はないのですが、索引的なものと、例えば村田直温『事物類字』、岸本由豆流『万葉類語』、高田与清『日本紀類語』などがあります。これらはいずれも1700年代後期のものです。」

欄外にキーワードファイルというコラムがあって、次のような解説がある。「日本索引家協会：「書誌索引展望」「書誌年鑑」などを発行し、この分野での先駆的活動を続けている。」

しかし、この団体(日本索引家協会)は二、三年前に既に解散し、「書誌索引展望」も廃刊となっている。これで、この『本の世界のホントの話』は最新情報をきちんと調べていないことが判明した。

2.3 『「超」整理法』野口悠紀雄著(中公新書, 1993)p. 140

ベストセラーになった流行の書である。「情報検索と発想の新システム」という副書名がついている。索引については数カ所で記述しているが、わかりやすい個所を次に抜書きする。なお、この本は新書版であるにもかかわらず、巻末索引がついていて、大変便利である。この引用個所は巻末索引で探した。

「日本には、索引を作るという発想が薄い。だから、体系を知らない「よそ者」には、検索できない場合が多い。たとえば、官庁の建物内にある課の案内図は、組織別に書いてある。これは、ある課がどの部局に属しているかを知らないと、引けない。業種別電話帳も、探したい対象がどの業種に分類されているかを知らないと、検索できな

い。大学の授業時間表も、科目名や教官名で引けることが望ましいが、そうっていない。音楽店では、CDを交響曲、室内曲などと区別しているが、音楽家の名前だけで並べるほうが探しやすい。」

3. 専門書における「索引」と解説内容

(1) 『索引作成マニュアル』日本索引家協会編(日外アソシエーツ, 1983) 237p .

「索引

機能	10 12
機能(単行本)	77
型式(百科事典)	105 107
構成要素(単行本)	78 79
構成要素(百科事典)	109 113
構造	21 22
種類	22
種類(法律判例文献情報)	142
対象	10 11
対象(単行本)	79 80
編成	7 9, 54 56
要件(単行本)	79 80
要件(百科事典)	104 105
用途	10 11
類別	11 14」

この他に、索引で始まることばが二十以上採録されている。

(2) 『書誌と索引 情報アクセスのための機能と使い方』(図書館員選書・19)補訂版 堀込静香著(日本図書館協会, 1996) 306p .

「索引	15, 61 79
索引語	69
索引誌	20, 29 31
索引的書誌	10, 15 17, 18, 28 37, 97 98, 138
索引のキー	69 74
索引の効用	76 79
索引の作成	70, 93, 253 260

索引の種類 61 69

索引のめばえ 90 92

索引類 17」

この本は書誌・索引に関する概論書であり、また教科書としても使える入門書でもある。索引についても広範囲に扱っているため、大変役立つ専門書である。その内容を紹介するために目次を以下に引用する。

「3. 索引 61

3.1 索引の種類 61

3.1.1 一般的な内容索引・巻末索引 62

3.1.2 用語索引 63

3.1.3 特殊な索引 67

3.2 索引のキー 69

3.2.1 キーワード索引 70

3.2.2 主題索引 72

3.3 索引語によるちがい 74

3.3.1 固有名索引 74

3.3.2 ワード索引 75

3.4 索引の効用 76」

<3.4 索引の効用>では、つぎのように述べている。

「内容情報あるいは文献情報をひき出す場合に、索引がないと目的とする情報を探すのに苦労し、遠回りしてしまうことが生じる。通読もするが、必要が生じたとき必要とする箇所を読み直したり、参照・引用しようとした場合、索引がなければ手がかりは目次か、記憶をたどるよりほかにない。図書に目次も索引もついていなかった時代には、読者は自分で覚書を作る、欄外に書き込みを入れる、あるいはカード状にメモを作るなど、索引化という作業を行っていたと伝えられている。」

大宅壮一は「本は引くものである」という考え方のもとに多くの資料を集め、組織化して、その結果が「大宅壮一文庫」として後世に残された。その膨大なデータベースは、現在、CD ROM版も完成して、『大宅壮一文庫雑誌記事索引』として、多くの人々の役に立っているのである。索引の効用を誰でも享受できるようになったのである。

(3) 『インデクシングによる情報内容の明示 そ

の原理と実際』ロベルト・フーグマン著、荒木啓介、井上孝、長谷川正好、福島勲訳（情報科学技術協会、2000）237p.

「索引

情報システム；著者名索引；事項索引；索引，電子版；索引，体系的；最小限の索引；中間索引；出現箇所；配列語；副見出し；参照指示 もも見よ

アルファベット順索引の欠陥 22；465

データベースに追加して 566

主題認識 426

インデクシング作業記録の作成 480

報知的索引；指示的索引 433.1；433.2

インターネットでの提供 433.05

カテゴリーに基づく 117；454

欠陥索引が広まっている 576

配列語の役割 228

事前組合せは不可避 158 161

事項索引と著者名索引の分離 434

必要な特定性は見積れる 135

統語法は無くても済む 428

テキスト処理による仕上げ 484

活版印刷 505

良好だがコスト高に対する出版社のためらい 495

～における参照 158；183；485

テキスト処理システムによる参照の記入 485

キーワードの予見可能性 85

目的 425」

この他に、「索引」で始まる索引項目が5つ取り上げられている。

この索引は用語の採録が大変に詳細で、しかも報知的な内容に編集されていることが大きな特徴である。さらに、本文内容への指示がページではなく、細分化された項目番号であるため、その内容へ容易に接近することができる。索引を考えたときに参考になる、しかも示唆に富む、深い索引ということができる。索引を読むだけでもアイデアが生まれてくる。

そこで、興味深いテーマを索引から拾い、その本文を読んでみよう。上記の索引項目の中から「欠陥索引が広まっている」を選び、その該当項目番号のところを開くと次のように記述されている。(p. 188)

「今日の専門文献には、商用データベースやインターネットの検索の不完全性に対する苦情が溢れている。また情報技術の発展にも拘わらず、図書の不十分な索引に出会うことも珍しくない。」

「576. この問題に関して最近発表された広汎な研究によれば、最近の専門書10点のうちで、索引に関する最小限の要求を満たすものは1点もなかった。この調査の対象となったのは著名な参考図書、しかも情報処理分野のものである。」

「577. このような状況に至った理由の一つは、いくつかのソフトウェアハウスや研究グループによって広められた(そして意思決定者も同様に考えている)、間もなく高品質のインデクシングが完全に自動的かつ極めて低コストで実行できるようになるという希望であろう。そのためには情報技術分野の研究が更に進歩すればよいと信じられている。

特に広まっている誤りは、解釈を加えないままの自然言語テキストを逐語的に蓄積すれば、検索のためにはそれだけで十分な品質が達成され、あとは十分な検索プログラムを開発すればよいと思いつくことである。このような希望には全く根拠がないことは前に述べたとおりである。

しかし現状ではほとんどすべての研究資源がこの方向に向けられており、それに応じて知的なインデクシングに向けられる予算と人員はますます減少していて、質の高い情報提供が著しく妨げられている。」

「578. しかし、そのような甘い期待を抱かせる言説には、疑うべき多くの理由がある。たとえば30年前から約束されている自律的機械翻訳は今日なお実現していないのである。この目標はその不確実的な性質から言っても幻想にすぎないのであって、自律的に行なわれる完全自動インデクシングなるものもこの点では同じである。何十年に

もわたる実りのない努力の末に、人工知能分野の多くの研究グループが予測したような、翻訳者や通訳が無用となる日は決して来ないであろうという認識が生じたのである。」

4. 索引と索隠

索引は索隠と書かれたこともあったように、隠れている、あるいは隠れてしまいがちな情報を引出してきて、その所在と内容を知らせる機能を持っている。この働きによって、興味ある情報を偶然に発見したり、アイデアを思いついたり、それが大発明につながることもある。これらは、ブラウジングという行動であり、あるいはセレンディピティとよばれる能力であるが、索引が持つ本来の機能が低下していくと、ブラウジングやセレンディピティも難しくなってしまう。

引用・参考文献

- 1) 日本大百科全書・第25巻 索引・小学館、1989. p. 355
- 2) 大百科事典・第16巻・平凡社、1985.
- 3) 世界大百科事典・第33巻・平凡社、1988.
- 4) 広辞苑・第5版・岩波書店、1998.
- 5) 大辞林・第2版・三省堂、1995.
- 6) 大日本国語大辞典・縮刷版・第4巻・小学館、1980. p. 1358.
- 7) 新編大言海・富山房、1982. p. 818.
- 8) 文学作品書き出し事典・日外アソシエーツ、1994.
- 9) 逆引き熟語林・日外アソシエーツ、1992.
- 10) 漱石全集 第28巻 総索引・岩波書店、1999. 820p.
- 11) 梅村忠夫著作集 別巻 年譜・総索引・中央公論社、1994、447p.
- 12) ALA図書館情報学辞典・丸善、1988. 328p.
- 13) 資料組織化便覧・日本図書館協会、1975. 412p.
- 14) 学術雑誌 その管理と利用 . 日本図書館協

- 会，1976．400p.
- 15) 本の枕草紙．井上ひさし著．文藝春秋，1982．
p. 173 178．
- 16) 本の世界のホントの話．久源太郎著．ローカ
ス，2000．p. 52 53．
- 17) 「超」整理法（中公新書）．野口悠紀夫著．中
央公論社，1993．p. 140．
- 18) 索引作成マニュアル．日本索引家協会編．日
外アソシエーツ，1983．237p.
- 19) 書誌と索引 情報アクセスのための機能と使
い方 ．補訂版．堀込静香著．日本図書館協
会，1996．306p.
- 20) インデクシングによる情報内容の明示 その
原理と実際 ．ロベルト・フーグマン著，荒
木啓介ほか訳．情報科学技術協会，2000．
237p.

Indexing (3): Study notes on indexes to books or index publications

By TODA Mitsuaki

ホスピタリティ，ノーマライゼーション， 宗教多元主義について（ ）

自己実現の心理学，多文化主義，文明の衝突論

西岡久雄

【要旨】この 編では， 編で提起した日本人のホスピタリティ性の問題点と，宗教間のホスピタリティのあり方とを考えるための伏線として，始めに自己実現の心理学，次に宗教の私事化・脱私事化，移民・難民・PKO問題，そして最後に，多文化主義，文明の衝突論，を省みる。

【キーワード】マスロー心理学，宗教の脱私事化論，移民・難民・PKO問題，多文化主義，ハンチントン文明衝突論

目次

日本の宗教的・倫理的風土

- 1 はじめに
- 1.1 本稿の目的 1.2 ホスピタリティの定義
- 2 ホスピタリティの意義 なぜいまホスピタリティなのか
- 3 日本の宗教的・倫理的風土とホスピタリティ精神
- 3.1 論語 v s 福音書 3.2 日本は仏教（とりわけ大乘仏教）国ではないのか
- 3.3 日本人は無宗教なのか
- 4 近年における経済社会の潮流とマーケティングにおけるホスピタリティズムの登場
- 5 ノーマライゼーションの意義
- 5.1 ホスピタリティの真の根源
- 5.2 人生の真の目的はなにか 障害者への親切の意義
- 5.3 障害者旅行を推進したもの（以上，第6巻・第1号）

日本社会の支配原理

- 6 続編のはじめに
- 7 日本社会の支配原理
- 7.1 母性原理・集団主義の支配する社会 7.2 風土と国民性（以上，第6巻・第2号）

カルヴィニズムの予定説，資本主義，マックス・ウェーバー

- 8 編のはじめに
- 9 「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」に関連して
- 9.1 カルヴァン派の禁欲倫理と予定説
- 9.2 カルヴァン派の予定説への宗教的疑問
- 9.3 予定説立脚型禁欲と資本蓄積または経済発展との関係への疑問
- 9.4 自立運動後の資本主義と大塚およびウェーバーの見解
- 9.5 予定説へのジョン・ウェスレーの立場とウェーバー
- 10 マックス・ウェーバーの思想

- 10.1 ウェーバーの歴史(特に歴史の変革力)観 10.2 ウェーバー像の再考
10.3 余録 ウェーバーの難点の一つ (以上、第7巻・第1号)
自己実現の心理学, 多文化主義, 文明の衝突論 (以下本号)

11 編のはじめに

12 自己実現の心理学, 宗教の私事化・脱私事化, 移民・難民問題, およびPKO

- 12.1 マスローの自己実現の心理学 12.2 マスロー心理学へのコメント
12.3 トランスパーソナル心理学 12.4 カサノヴァによる宗教の脱私事化論
12.4 移民・難民問題と道義性 12.5 国連の平和維持活動(PKO)

13 文化多元主義と多文化主義

- 13.1 文化多元主義と多文化主義 13.2 文化多元主義・多文化主義についてのコメント
13.3 信教の自由について

14 ハンチントンの文明衝突論

- 14.1 ハンチントンの文明衝突論 14.2 ハンチントン文明衝突論についてのコメント
(以下次巻・次号)

11 編のはじめに

編(第6巻・第1号)では,日本人のホスピタリティ性の問題点を日本の宗教的・倫理的風土との関係から考察し,兼ねてマーケティング理論におけるホスピタリティ概念の浮上,ノーマライゼーションの観点からの障害者旅行開発,等についても言及した。

編(第6巻・第2号)では,上記問題点を解明する鍵を社会心理学等の分野にも求め,日本社会での支配原理に関する諸説を省みた。

編では,宗教間・民族間のホスピタリティ問題を考える一環として,マックス・ウェーバーの最著名作で重視されたカルヴィニズムの予定説をめぐって考察し,兼ねてウェーバーの支配・服従等に関する思想を省察した。

この編では,編で提起の日本人のホスピタリティ性の問題点と,また宗教間のホスピタリティのあり方とを考えるための伏線として,始めにマスローの自己実現の心理学,次に宗教の私事化・脱私事化,移民・難民問題およびPKO,そして最後に多文化主義,ハンチントンの文明衝突論を省察する。

なお,①(ホスピタリティの観点を踏まえての)宗教多元主義の考察は,再び時間・体力等の不足で割愛した(来る3月の退職後に記念特集号

を出して下さるとかがっている)ので,それに寄稿できればと願っている。②私の本来の専攻分野ではないので,今回も というより結局次回も含めて最後まで 学習的試論である。③敬称は省略する。

12 自己実現の心理学, 宗教の私事化・脱私事化, 移民・難民問題, およびPKO

12.1 マスローの自己実現の心理学

エイブラハム・マスロー(アブラハム・マスロー, Abraham Harold Maslow, 1908-1970)は,心理学における二大潮流 科学性・客観性を重んじて人間の内面性を無視しがちな行動主義の心理学と,異常心理や過去の心理体験に重きをおく精神分析学 に対して,動物の行動や病的な人格ではなく,心理的に健康で成熟した人間を研究対象とすることを考え,人間性を肯定的に受けとめる人間学的な第三勢力の心理学 自己実現(後述)の心理学,あるいは人間性の心理学(マスロー自身は後者のこの語を好まなかったようだが),と呼ばれる を説き,また後にはトランスパーソナル心理学(後述)の提唱者の一人ともなった。

「自己実現」という語を普及させたのはマスローであるが,この語の最初的使用者は,マスローが

尊敬した一人，神経生理学のクルト・ゴールドシュタイン（K. Goldstein）である。ゴールドシュタインは，脳損傷患者が残された能力を可能な限り発揮しようとする傾向を持つことに気付き，一般に有機体はその能力・本性を可能な限り実現しようとする根源的衝動を持つと考えた。消化器官の所有は食べることを，筋肉は動きを，鳥は飛ぶことを，必要とする。芸術家にはたとえ苦闘と努力を要するとしても創作が必要なのである。（諸富1990，224頁；フレイジャー他，小野訳1991，432-434頁）あえて平たく言えば，筋肉・頭脳あるいは能力を使用すれば発達し，その人も健康で幸福になり得るが，使用しなければ衰え，その人も不健康・不幸になる，ということであろう。

さて，マズローがすばらしく感じる人たちは，自己葛藤が少なく，自立しており，自己受容的で，遊びと仕事の双方を楽しむことができる。また一般に，正しく理にかなった健全な価値観を好み，「実質的に全員が意義ある宇宙と霊的と呼びうる人生を信じていた。」（フレイジャー他，小野訳1991，435頁）

そもそも人間の欲求の最も基本的なものは，生理的欲求（食欲・睡眠・性欲等）であるが，それが満たされれば，順次より高い階層の欲求（安全の欲求（安定・秩序），愛情と所属の欲求（家族・友情），自己評価の欲求（自尊心・承認）

へと進む。欲求が阻止されると人は病気になるか，衰弱する。そして低次の欲求の満足に立脚して高次の欲求（したがって価値）が成立する。健康な人々はこれらの欲求を満たしているのだから，さらに「自己実現」——簡単には，個人の才能，能力，潜在性などを十分に開発・利用すること，自身の可能性を十分に開発・発揮すること（マズロー，小口監訳1971，第12章；佐治・飯長1991，138頁，等）——へと向かう。人間の本性は善で，本性に逆らえば病気になる。（マズロー，上田訳1998，3-6頁）

「自己実現」（self-actualization）とは，もう少し詳しく言えば，「可能性，才能，能力の絶えざる実現として，使命あるいは，天職，運命，天

命，職責の達成として，個人みずからの本性の完全な知識や受容として，人格内の一致，統合，共同動作へと向かう絶え間ない傾向」である（上田訳，31頁）。そして自己実現に達した人は，例えば愛を他人に与えることに大なる幸福を覚えもする。

マズローは，このような自己実現者に共通する多数の特徴（一人でそのすべてを持つというわけではないが）をあげていて興味深い。ここでは，分りやすさも考慮して，以下のように記しておこう。（Cf. 岡野1991，1814頁；フレイジャー他，小野訳1991，437-438頁；佐治・飯長1991，138-139頁，等）

現実を有効に認識し，それと快適な関係を結ぶ。自己・他者・自然に対する受容的態度。自発性・簡素さ・自然さ。自己中心ではなく問題中心である。無執着で孤独を好み，欠乏・不運に対して平然としている。特定文化・環境に過度に適応・埋没しない内面的超越性。手段・目的や善悪の識別。斬新な鑑賞眼と豊かな情緒反応。しばしば神秘的な至高体験（peak-experience）がある。全人類との一体感。比較的少数の人々との深い結びつき。民主的で誰からでも学び得る。哲学的で敵意のないユーモア。対立性・二分性，欲望と理性，利己的・非利己的，の解決または調和。自己実現的創造性。

いま上述中の「至高体験」の項目について付言すれば，それは宗教家・神秘家・芸術家等に限られるものではなく，日の出・夕焼けなどの美しい風景に接しても，また初恋のキスや夫婦愛のさいにも人々が感得できるものなのである。したがってマズローは，性を悪または穢れとして強く抑圧する伝統的慣習からの解放をもたらしたことでフロイトを評価している。「性的機能に対する理解の改善は，人間の適応能力の大幅な改善につながる」（小野訳1991，428頁）のである。（ちなみに「至高体験」は，ユニークな評論家として知られるC. ウィルソンのマズロー論の邦訳（1979）の書名でもある。）

私は学生時代，独創的なフロイトの精神分析学

を知って感銘したが、異常または病的心理と性問題に傾きすぎ、またパヴロフ(Ivan Petrovich Pavlov, 1849-1936)の条件反射研究の開拓も尊敬できるが、唯物論的であり、両心理学とも(読みえたかぎりでは)霊的な高みまたは深みに気付いていないゆえに、不満を感じていた。それゆえ宗教的な深味も認められるマスローの心理学には、多大の共感を覚えた。そしてマスローが、自分の心理学は教育・産業・宗教・企業経営(これに関しては、マスロー、原訳、1967があり、また佐々木宏茂1997が簡単ながら取り上げている)・心理療法・自己開発等で応用できると言うことにも、うなずけるのである。

尤も、私がマスローを読んだのは、実は今夏が初めてで、それも、たまたま大学図書館で借用できた少数書に限られる。しかも彼の心理学は「用意周到な理論体系というより、さまざまな考え、意見、仮説の集大成」であり、彼は科学者というより人生の思索的哲学者であって、最終的解答を出すことはなく、彼の偉大な才能は、社会学者等に重要な「意義ある問いを発したところにある。」(小野訳1991, 425頁)。彼自身も、理論的成熟以前に人びとに早く自分の思想を伝えたいとの願望を禁じえなかった旨を、告白している。したがって、私には要約・解説・コメントすることは無理。その点では本稿のこれまでの諸編、および本編の以下、においても同様なのであるが、感想を3点のみに絞って)述べさせていただこう。

12.2 マスロー心理学へのコメント

(1) マスローの欲求階層説は、食費等に関するエンゲルの法則、経済学における財(サービスの場合も含む)に対する需要の所得弾力性理論等を連想させる。それはともかく、マスロー心理学に対して多くの人々が抱くと思われる疑問の1例を取り上げよう。

すなわち、「①低次の欲求が不充足でも、より高次の欲求を抱き、かつ、実現するという場合、あるいは、②低次欲求が満たされても、より高次の欲求に向かわない場合、もよくあるの

ではないか」と。

これに対してマスローは、①については、不健全に実現する(あるいは、その可能性が大きい)と、答え(cf. 後掲の注2の①)、また②については、それは自己限定か社会的規制のために、その克服のためにも私の心理学は必要・有益なのだと、答えるかも知れない。それらの答えには、確かに真実が含まれている。

しかしながら、低次欲求の充足度のいかに関わらず(充足されていないからこそ、あるいは充足を断念しても、という場合すらあろう)、人は高次の価値実現を(不十分にしか達成できないことを覚悟の上で)目指しうる。母は愛児を救うために自身を犠牲にすることをいとわず、芸術家はたとえ衣食が極貧であろうとも創作に努める。また仏教でもキリスト教でも説かれる「貧者の一灯」の場合を、どう見るのか。

また、いま仮に国・民族・集団にも階層的欲求論が適用できるとすれば(無制約・全面的に適用できるわけではないが)、米国によるハワイ王朝転覆やヴェトナム戦争介入、あるいは中国によるチベットへの強圧的支配は、当該地域の人びとの高次欲求へ向けての進化のために、または低次欲求充足のために、必要または望ましかったと、言えるのかどうか。

尤も、マスローの心理学は、賢者(たち)が残した数々の短い格言・箴言(それら個々相互間で矛盾と見える場合がよくある)あるいは随想集に、敷衍的解説を加えているような趣きもあるので、人は①であれ②であれ、疑問に対する適切な応答を、どこかで見出せそうである。

(2) 宗教vs心理学、より一般的には宗教vs宗教代替財、の問題である。マスローの心理学は、宗教という名目を用いないで(したがって神仏や天国・地獄、過去世・来世を持ち出さずに)、人びとをかなり深い宗教的な悟達または救いに通じる境地に導こうとしている観がある¹⁾。そうだとすれば、宗教の存在意義とは何かが、問われることになるのではないか。しかしこの問題は、12.4小節でカサノヴァによる宗教の脱

私事化論と関連して、少しく省みることにする。
 (3) 最後に、性愛問題に移ろう。基本的には、性そのものは、人類の生存と発展に必要なものである。その根源的重要性のゆえに、性愛には至高の楽しみの一つが神から与えられていると、解される。したがって、人生の肯定的受容を説くマスローが、性を悪または穢れとして厳しく抑圧する思考や慣習に対して批判的であるのは正しい。夫婦が並んで歩くことすらタブー視したのは遠い昔ではない日本の場合、性に対するもっとおおらかで、健康的な寛容性が望まれるゆえ、マスロー説は有益といえる。

だが今日では、品位のない写真掲載誌の電車内広告に平然(?)としている。そしてこれに類するさまざまなことが、日本の少・青年を毒していることに、また海外のいかなる民族文化に属する来訪者も日本人への侮蔑の念を抱くであろうことに、無神経な日本人(とりわけ男性)が多い。私たちは、マスローの上述見解に対して、見当違いの受けとめかたをしてはならない。マスローは、至高体験の一つにあげた「初恋のキス」の後、やがてその恋人と結婚しているのである²⁾。

性関係の適度な寛容または抑制とは何かは、難しい問題である。しかしここでは、最少限必要かつ簡単な目安または格率として この目安以上の強い条件を自分自身に課すことはもちろん自由で、望ましくさえあるが 「誰かを不当に苦しめることがあってはならない」をあげておこう。

12.3 トランスパーソナル心理学

トランスパーソナル心理学は、マスロー(上田訳, 1998, ii頁)の言葉を借りれば、「[彼自身の]人間主義的で第三勢力の心理学は、過渡的なもので、なお一層『高次の』第四勢力の心理学、すなわちトランスパーソナルで、人間を超えた心理学の準備段階と考えられる」ものである。トランスパーソナル心理学は、「人間の欲求や利害よりもむしろ宇宙に中心をおき、人間性、アイデンティ

ティ、自己実現などを超えてゆこうとする」ものであり、「人生哲学」、「宗教に代り得るもの」なのである。

しかし本稿では、その内容には立ち入らず、この派の人びとによる新宗教等の分類論を、簡単に見ておくにとどめる。吉福伸逸(フレイジャー他, 第3巻, 「訳者あとがき」, 特に240頁以降)によれば、『霊的選択』編者の1人ディック・アンソニーが新宗教および/またはセラピー・グループを典型的に分類し、ケン・ウィルバーがそれを紹介・解説している。第1表はアンソニーによる類型チャートであるが、例えば、「禅仏教系」は表の①に、また「統一教会」や「人民寺院」は②に、「ノーマン・ヴィンセント・ピール」(米国のキリスト教系光明思想家の1人, 近年逝去)は③に、配置されている。(本稿の表では他の配置例を省略。)

第1表 アンソニーによる新宗教等の類型図表 簡略化]

		一元論	二元論
多元レベル	カリスマティック		
	テクニカル	①	
単一レベル	カリスマティック	②	
	テクニカル		③

[出所] フレイジャー他, 吉福監訳, 第3巻1989, 訳者解説、特に241頁。(①, ②, ③は本文で説明。)

そして平均的に言って、問題の起こりやすいタイプまたはブロックはいずれかをも指摘している。例えば、グループの中心に人格を据えるカリスマ的宗教は、非人格的な技術や実践または歴史的伝統を中心に据えるテクニカルな宗教よりも、問題を生じやすい。前者は唯一の人物の権威に依存するが、その中心人物が真正な域に達していないことがあるからである。

尤も、中心者が真正な域に達しているかいないかは、過去の場合はまだしも、現在進行中の場合については判断が困難であろう。このことは、現在社会的に承認されている宗教といえども、その

草創期には激しい非難や攻撃を招くことが多かったことから容易に分る。同時に、非難の有無で、その宗教の正邪を判断できないことも分る。しかしそうであるからこそ、また邪教・淫祠の続出が社会問題化しているのです、形態的・外面的・平均的に過ぎるとしても、最少限の指摘を暫定的に試みたということであろう。

12.4 カサノヴァによる宗教の脱私事化論

マスローの心理学やその後のトランスパーソナル心理学を省みると、心理学が倫理学や、さらには宗教との結び付きを深めてきたことが感ぜられる。と同時に、宗教側からすれば、強力な代替・競争者が登場したことになる。法律・政治・経済・科学・技術等の進歩にともなって、宗教は従来担当してきた多くの任務を失ってきたが、ついに本丸というべき最後の、かつ最重要な精神または魂の領域にまで、(より広くはニュー・エージ³等をも含む)代替宗教または宗教代替群が進出しつつある。しかも進出者たちは、組織化する場合でも、通常の宗教組織のように個人の内面(ごく常識的な意味であるが)を拘束しないなど、現代の社会に適合したスタイルをとっていて、それぞれ人びとを惹き付けている。したがって、最終的には宗教は無用または個人の嗜好財になるのではないかと、との見解が出てきても不思議ではない。もちろん、宗教代替群のなかには邪悪・危険なものがある。だが宗教界にもきわめて悪質なものがあつた。とすれば、宗教の真価あるいはレーゾンドートルは、いったい何であるのか、あるべきなのか⁴⁾。

しかしこの問題は、社会の近代化が進むにつれて、宗教が衰退し、個人または家庭の事柄となるすなわち、「私事化」するという一般的傾向に伴う大きな問題の(重要ではあるにしても)一部といえる。ところがNew School for Social Researchのカサノヴァ(José Casanova, 津城寛文^{つしろひろみ}文訳, 1997)は、宗教の「脱私事化」論を説いているのである。彼によれば、そもそも世俗化論には、

- ① 宗教的な制度・規範から世俗的領域が分化・離脱する、
 - ② 宗教的信仰・実践が衰退する、
 - ③ 宗教が私事化され周縁的領域に追いやられる、
- という3命題があるが、①のみが有効で妥当なものであって、②と③は(例えば、1979年とそれに続く1980年代に生じたイランのイスラーム革命、ポーランドの連帯運動、ラテンアメリカのサンディニスタ革命、米国のプロテスタント根本主義、等を見ても分るように)事実と反するのである。

宗教の「脱私事化」(deprivatization)とは、「世界の宗教的伝統が、近代化論や世俗化論によって当てがわれてきた周縁的私的な役割を受け入れることを拒否しつつづけている」ことであり、また、「個人の宗教的領域および道徳的領域の再政治化と、公共の経済的および政治的領域の再規範化」(13頁)なのである。簡単には、宗教の公的領域への参入といえるが、それは、かつてのように宗教の伝統的領域を擁護するためだけではなく、私的領域と公的領域(例えば道徳vs法律・政治・経済・科学・芸術、個人・家族vs社会・国家)の間の境界線を定める闘争に参加するためなのである。

ここで大事な問題は、宗教の脱私事化あるいは公的領域への参入活動をどう評価・分別するかである。例えば、大衆動員的な国家宗教(state religion)は脱私事化の形態をとり、全体主義的参加で公共性を演出するが、私権(最神聖なものは「良心の自由」である)や公共の自由(近代の公的領域の構成原理は「言論の自由」)を、したがってまた私的・公的両領域の境界線を、破壊しがちである。(278頁)一方、それらの領域を擁護するための脱私事化があり、公的領域への参入が正当化でき望ましくさえある(したがって近代的な公共宗教と言えり)場合がある。

近代化世界の諸宗教には、公的参入か不参入か、私生活中心か共同体中心か、いずれも自由で、私事化と脱私事化は「歴史的なオブション」(279頁)である。とはいえ宗教は、個人を間主観的・公的・共同体的な「世界」に統合する役に立つことで私的・自閉的な現実を超越している。またその

個人を，特定の「世界」から解放して超社会的で宇宙的な現実に統合する役に立つことで，どの特定の共同体祭祀をも超越するものなのである。（273頁）

上記の①の世俗化（近代的分化）に抵抗する宗教は，②のような衰退が進み，ますます苦しむようになる。また公認教会（established church）は分化した近代化国家とは（特定の場合を除き原則として）両立不可能であって，政教分離で信教の自由が確立すれば，すべての宗教は任意団体となるが，そのためかえって活動・発展しやすくなる宗教団体もあるはずである。

かくしてカサノヴァは，旧来の価値に異義が申し立てられ秩序が拡散するなかで，新しい価値と秩序の構築が必要となっている今日，

(A) 「共通善」の希求において規範的伝統をもつ宗教が正負の役割を果たす，

(B) 討議を拒否する原理主義・根本主義は近代的な公共宗教としての資格を欠く，

(C) 政治社会レベルで動員される宗教の存在理由がますます減少する，

ことを指摘するのである（訳者あとがき，388頁）。そしてこれらの指摘は，この12.4小節の冒頭で問題提起された問題に対して，カサノヴァならどう答えるかを（それへの賛否はともかくとして），示唆してくれるであろう。

考えうる回答の1例をあげれば，宗教が(B)や(C)の立場あるいは行動をとるなら，時代錯誤と言わねばならない。宗教の真の役割は(A)にある。すなわち，宗教であれ宗教代替物であれ，あるいは世俗の事柄であれ，それらの真偽・正邪・善悪を，真実の宗教（を持つ宗教共同体あるいは宗教者個人）ならば，その高みまたは深みから，かなりの程度適確に見とおし，かつそれに基づいて何らかの行動（これと(C)の行動とは区別すべきである）を起こすことができ，それらのことによって人類の真の福祉を維持・向上できる，少なくとも不幸を予防・軽減し得るはずである。

なお，ジョンストンとサンブソンの編著（橋本・畠山監訳，1997）は，宗教が世界の紛争地域

において平和的解決を促す建設的な役割を演じたり，民主化運動に重要な支援を与えたりしている多数の事例を解説している。宗教的価値観は私的領域のみならず公的領域にも現れている。その現出が衝突をもたらす事実はあるが，それを仲裁し調停し解決する努力として示される事実もある⁵⁾。

底流でつながっているとも思われるコメント3点を，付言させていただこう。

(1) カサノヴァの議論はまことに正論というべきで，上述の彼の指摘(A)，(B)，(C)はいずれも，首肯できるものである。とはいえ，(A)の宗教（と見られるもの）が正負の役割を果たしていない，(B)の宗教（と見られるもの）が大きな力を発揮している，(C)の宗教（と見られるもの）が減少しない，ように見える場合がある。北アイルランドやパレスチナ周辺の紛争は，その例だとすれば，どう考えるべきなのか。

もちろん，正しい理念を掲げることは必要だし，それが生かされて現実化するには，時間（試行錯誤努力，経験の蓄積その他）が必要である。だが，時の経過とともに，注4）の第2文節で見たような状況も生じ得る。理念そのもの，あるいは理念と現実の中間項，についての検討の必要性はないのだろうか⁶⁾。（Cf. 13.3小節）

(2) 個人の「良心の自由」，社会における「言論の自由」（それらのコアには「信教の自由」がある）は，西洋（その内部での差異はともかく）の近代的・民主的な国の政府と人々には最も神聖なものとされており，彼らの物事への基本的な評価・判断はその観点からなされる傾向があることを，非西洋の人々は知るべきであり，非西洋の人々は必ずしも西洋と全く同様には考えないことを，西洋の人々は知らねばならない。

例えばアジアで近代化の著しい日本であっても，その人びとは，西洋的価値観と並べて（ひょっとするとそのうちのあるものよりも上位に），和または調和を持ってくるかもしれない。

ある意味で独得な国であるが，多民族社会で

あるシンガポールの政府白書は、国民の共有する価値観を、次のように定義している。(ハンチントン、鈴木訳1998 490 - 491頁)

- ① 「民族的」地域社会よりも国家を、自己よりも社会を重んじる。
 - ② 社会の基本単位として家族を大切にする。
 - ③ 個人を重んじ、社会的に支援する。
 - ④ 論争ではなく合意によって解決する。
 - ⑤ 人種のおよび宗教的な調和をはかる。
- (3) ここでは立ち入る余裕はないが、将来世代総研編(1998)が比較思想的観点から、西欧(福田歓一)・中国(溝口雄三)・イスラーム社会(板垣雄三)・日本(渡辺 浩)における公私または公私両領域の概念には、かなり異なる面があることを検討・討論して、示唆に富んでいる。

12.5 移民・難民問題と道義性

普遍的・基本的あるいは人道的と考えられる価値のために、またはそれに立脚して、実際に行動した場合に、期待はずれの成果または敗北しか得られないことがあり得る。それどころか、かつて禁酒法が米国でマフィアを生み出したように、また母子家庭の手厚い保護が偽装をも含む離婚や少女のシングル・マザーを増やしたり、そして、日本で契約1年後の自殺なら保険金が出るように法改正がなされてから、借金返済用保険金期待自殺や保険金詐取目的の他殺を隠蔽する偽装自殺が続出したように、逆効果または事態の悪化をもたらす場合もある。

宗教家あるいは人道家は、マックス・ウェーバーのいう心情倫理に徹してみずからを慰めることはできるかもしれないが、政治的または職業的に生々しい現実問題に取り組む人々は、やはりウェーバーのいう責任倫理のゆえに、結果責任を問われる。宗教的・道徳的な人ほど、このような事情を心得ておく必要がある。

同様またはそれよりも複雑・深刻な困難は、移民・難民の受容・定着問題に見られる。近年のフランスの学校における有名なムスリム少女のチャ

ドル着用事件(cf. コスタ=ラスクー、林訳、1997)はまだしも、難民の受容国が受け入れを進めるとその排出国では弾圧が弱まるどころか、排出 受容拡大を狙って民族浄化が強化されることすらある。

ハンチントン(14節で後述)との共編著もある政治学者のマイロン・ウェイナー(Myron Weiner、内藤訳、1999)によれば、難民・移民の入国阻止、市民権等の授与拒否、帰国促進、を目指す右翼政党と、庇護希望者全員に対する入国許可、市民権等の(不法入国者にすら)授与、を目指す人権活動家との両極の間で、政府は国民に許容される負担内でいかに適切に対応するかに苦悩している。(42頁)

かつて仏独両国にヨーロッパ諸国から多数の移民があったさい、移民は1~2世代で同化した。だが、戦後の第三国あるいは旧植民地からの西欧への多数の新移民は、同化できるのか、同化させるべきなのか、多文化主義が単一文化主義に取って代わるべきなのか、多文化的とは何を意味するのか、「こうした問題に多くの国が格闘している最中」なのである。(98 99頁)

ウェーバー的に言えば、心情倫理に共鳴できるとしても政治は責任倫理に立脚しなければならない。さまざまな分野から難民問題研究へのアプローチがなされているが、人権擁護や国際正義を強調する人々は、受容国の人々や政府には無関心であったり、移民・難民自身が紛争発生要因でもありうることに気付かないことがよくある。移民・難民の受け入れ問題の複雑性・困難性を熟知するマイロンは、道義性と国益の「せめぎ合いあいの中でいかに均衡を保つか」(訳者あとがき、441頁)との観点から、興味深い考察を行なっている。理念的・観念的理解に終始しがちなきらいがある私たちは、この種の文献に触れることによって、実経験の不足を補う必要がある。

12.6 国連の平和維持活動(PKO)

さて、以下は昨1999年の夏に記したものである。その後の国際情勢に変化はあったが、殆どそのま

まここに掲載させていただこう。

アレックス・モリソン等編著（内藤訳，2001予定）の『国連平和活動と日本の役割』は，1994年11月に防衛研究所の主催で東京で開かれた国連の平和維持活動（UN Peacekeeping Operations）に関する研究会議で報告された論文を，取りまとめたものである。モリソンはカナダ人であるが，平和維持活動に関する世界的権威であり，またカナダの安全保障政策の第一人者でもあって，現在，カナダ戦略国際問題研究所所長代行の職にある。彼をも含む報告者たちはすべて，国連の平和維持活動に参加または関与して実体験をつんでおり，その経験に裏打ちされた平和維持活動の現状，評価および将来的課題についての議論や主張には，強い説得力がある。

日本では第2次大戦への反省，憲法第九条の拘束，安全保障条約による米軍への依存等で，たとい平和維持活動のためであっても自衛隊の海外派遣には絶対反対とのムードが強かった。しかし湾岸戦争やカンボジア問題その他を経て，国際的な平和維持活動に参加することの意義がおそまきながら理解されるようになってきた。（その間の舵取りの苦心は，本書で唯一の日本人筆者である柳井現外務次官が語っている。）とりわけ最近では，コソボ問題，台湾海峡や尖閣諸島の緊張，北鮮のミサイル発射等で，観念的な平和主義，中立主義では事態を悪化させることはあっても改善には無効であることが，漸く認識されるようになってきた。とはいえ，では日本は自国のために具体的には何を如何になすべきか，またとりわけ現在以上に海外の平和維持活動に参加するとすれば，どのような難問に遭遇するのか等については，はかりかねている日本人が多いのではなからうか。

日本のメディアあるいはジャーナリズムも議論は盛んにするが，戦争への贖罪意識が強く，問題点・不安材料の指摘に熱心な傾向があり，内外の平和維持のための積極的かつ聡明で説得力に富んだ見解には乏しいきらいがある。また，海外の平和維持活動への積極的参加を主張する人びとといえども，参加のためには事前にどのような準備や

訓練が必要なのかを，よく心得ていないというのが実情であろう。そもそも，日本は世界最大の大洋と最大の大陸との狭間に位置し，近代文明の中心から最遠隔地にあった。しかも維新以前の徳川時代は鎖国，戦後は憲法第九条の制約，米軍による保護等があり，深刻な国際的紛争に他の国々と協力して対処する機会あるいは経験が，非常に乏しかったという，やむをえない事情はあった。

しかし，そのような難点あるいは経験不足を，かなり補い，救ってくれるものが本書であると思われる。例えばUNTACの司令官であったサンダーソンによる第1章は，現地で重責をになった人にしてはじめて言えるさまざまな問題点とそれらの解決策（あるいは失敗とその理由，また将来のための提案）を，余分な感情をまじえず，節度ある態度で次々に指摘している。会ったことのない私でも，この司令官の良きパーソナリティと聡明性には感銘させられる。（当時のカンボジア問題の解決には，明石氏〔日本ホスピタリティ協会賞の受賞者でもある〕のすぐれた活動を含む日本の良き貢献があったことは他の諸章でも触れられているが，有能な司令官を中心とする国際協力組織があってこそその貢献であったことをも，再認識させられるのである。）

しかし同様のことは，編著者たちや他の筆者たちについてもいえる。日本の政治家や評論家は国際的な軍事協力については，アジアにおける対日警戒感情が法律・条約問題に関心を集中しがちであるが，協力相手の主要者の人物いかんは，それらと同じかそれ以上に重要な問題なのである。（日本の指導層にこのような考え方が確立しておれば，日本は太平洋戦争突入を避け得たかもしれない。）例えば別の章の筆者ヒュー・スミスは，オーストラリア人で豪国防大教授であるが，戦前の白豪主義から戦後は文化多元主義に転じたこの国にふさわしく，日・豪・アジア諸国それぞれの事情を踏まえつつも，国際平和維持活動に日豪両国が協力することを歓迎し，希望している。編著者モリソンの祖国カナダも多文化主義または文化多元主義の国であるが，それはともかく，彼も

他の筆者たちもスミス教授と同様で、日本のおかれた事情を理解した上で、日本が貢献できる方途、日本にこそ期待したい貢献、を示唆している。

率直に言って、日本が自分の力のみで日本を守りぬくことは不可能である。それどころか、例のカルト教団への手入れがもう半年もおくれているならば、首都は麻痺して大混乱状態となり、海外からの善意の救援部隊がこないかぎり、手のつけようがなくなり、最悪の場合、海外からの偽装侵攻部隊によって国内が戦場化したかもしれないのである。それはともかくとして、日本を守るためには、自由に意見を交換しうる民主的な国々との協力を中核とする連携に依存するほかに、道はないことを、そしてそうだとすれば、それらの国々との協議によって、海外応援のための出動も当然ありうることを、私たちは悟るべきである。

本書を一読して私が得た印象3点を率直に述べさせていこう。

- (1) 編著者たちを含む筆者たちは、さすがに国際的平和協力を努力してきた人たちだけのことであって、経済学者のアルフレッド・マーシャルのいう冷静な頭脳と温かいハートの人々であり、あるいは、未経験の難問に遭遇した場合、神学者の故ラインホルド・ニーバーの有名な「冷静を求める祈り」に似た心境で、対処する人々であるように思われる〔cf. 本稿の 編の冒頭部〕。この印象に大過なしとすれば、このような人々、そして彼らを出している国々とは安んじて協力関係に入れるし、入るべきなのではないか。彼らは平和協力の先達として日本を善導し、日本なりの貢献の実績をあげるよう協力してくれるであろう。その協力の中で日本が有効に貢献できれば、彼ら自身の国々が経済上も非経済上も助かるのみならず、対日警戒心のある国々も次第にその意識を和らげ、相互信頼感を高めることになるだろう。アジアあるいは有色人種の先進者として維新以後労苦を積み重ねてきた日本は、国際平和維持活動の分野での先進者たちの苦労を理解できるはずである。
- (2) 筆者たちは国連に対する苦情や要望も行なっ

ているが、立場上、国連を中心とし、国連のもとでの平和維持活動であることを原則的に前提して議論している。本書の本来の主旨からしてそれは当然のことである。しかしコソボ問題で端的に示されたように、現在の国連では対処しきれないケースがあり、そういう場合が続出すれば、結局、経済力があり、しかも民主的に相互批判をも含む意見交換ができる国々が中核となって難局に協力して当たるほかはないケースが増えそうである。そのようなケースが積み重なると、国連は権威を弱め、国連とは異なる機構が形成されるのか。そうではなくて、国連が新たな観点をも取り入れて再構築されるのか。そしてもし後者だとすれば、国連は具体的にはどのように変貌する(あるいは、すべきである)のか。これは今日、多くの人々にとっての関心事であろう。本書の筆者たちの中には、こういったことについて示唆をしている人々もいるが、本書の性格上あまり深くは立ち入っていない。しかし将来、本書の続編というべきものが出るのであれば、この点をもっと論じてほしいものである。

- (3) 本書は日本を愛し、しかも日本が世界から愛されることを願う人々に、読んでいただきたいと思う。一般に戦後の日本人は、西洋といえば(美術とかクラシック音楽とか分野を限定すれば別だが)まず米国あるいはアメリカ人を思い浮かべる。そしてカナダともなると、その風景はともかく、国民性や国際的貢献については殆ど無知であり、また知ろうとする熱意も殆どないのではないか。〔ほかならぬ私自身、ナイアガラ滝の観光のためカナダを通過したに過ぎない。〕しかし本書を一読すれば、カナダに関する認識を改め、カナダをもっと知りたい、カナダともっと親しくなろうと思うのではないか。米国という(しかも率直に言ってアグレッシブな)超大国と延々と国境を接しながら、長期にわたって平和と高度の文明を維持してきたこの国の秘密あるいは美德を、本書は日本の人々に或る程度悟らせることができよう。そしてそのこ

とは、日本にとってはもとより、カナダ自身にとっても大きなプラスとなるはずである。したがって私は、本訳書を「カナダ首相出版賞」にまことに相応しいものとするのである。

13 文化多元主義と多文化主義

13.1 文化多元主義と多文化主義

宗教多元主義というとき、多くの人々が想起する語または概念は、恐らく「文化多元主義」(cultural pluralism) およびより近年の「多文化主義」(multiculturalism) であろう。ただしこの両用語は、同義語とされたり、混用されることが多い⁷⁾。

しかし、「多文化主義」と「文化多元主義」とを区別する場合はどう考えるべきであろうか。例えば、米・加・英・豪各国 これらは英国を別とすれば移民で創られた国であり、移民をかなりよく受け入れた国であるが の多文化主義について編訳を刊行した多文化社会研究会の小川晃一は、多文化主義の意味は多様で曖昧とはいえ、一定の方向性はあると見る。

すなわち、多文化主義とは、「一国内に複数の民族 文化が共存し、諸少数派をも含めてすべての民族の者が個々人として差別なく平等に扱われる(機会均等など)べきで」あり、かつ、「それぞれの民族 文化が許容され、公共政策の中でも公認されたものとして扱われるべきだという主張」である(東洋学園編訳、1997、「はしがき」9頁)。ただしそれは、「同化主義とも、また単なる多元的(共存)主義とも異なる。」(10頁)したがって小川は、マイノリティの民族 文化も公的領域で認められ、生かされるべきであって、同化主義や統合主義が目指されている限り、積極的差別是正措置や二言語教育がなされても多文化主義とはいえない、とする。

次に、オーストラリアのエスニック・ツーリズム⁸⁾および食文化について著書(1999c)もある朝水宗彦によれば、「多文化主義」に先行する段階として、①「同化主義」や②「統合主義」がある。

①も②も同質的な社会あるいは統合された社会を目指すものではあるが、①の同化主義は、マイノリティを受け入れるが、彼らの文化は否定し、ホスト社会の文化を彼らに強要するものである。一方、②の統合主義は、マイノリティの文化をある程度認めるが、あくまでもホスト社会の文化が中心である。

それらに対して、③「多文化主義」は、各民族の優れたところを認め合い、諸民族を積極的に社会に参加させ、多様性の中の調和をはかるものである。したがって比喩的にいえば、①と②は「メルティング・ポット」志向型であるが、③は「サラダ・ボウル」状あるいは「モザイク」状社会志向型なのである。(朝水1999b、第1章の第1節、等。なお、メルティング・ポット以下の諸用語について簡明には、明石監修1997、等がある。)

「文化多元主義」についての朝水自身の見解は不明確であるが、上記の②に近いと考えられる。そして朝水の③といえども、統合を保つために「多様性の中の調和をはかる」のであれば、小川の観点からは、多文化主義とは言えないように思われる。だがもしそうだとすると、多文化主義は、国または地方自治体あるいは論者が、統合を保つことを、明示的にのみならず、暗黙裡にも目指していないと認められる場合にしか言えないのかどうか、との疑問が出てくる。

さらにもう一つ、米国のパリーロ(Vincent Parrillo、富田訳1997、30-34頁)の見解を省みよう。彼によれば、米国における多文化主義は新しい現象ではなく、20世紀初期の文化多元主義の改作である。当時の多文化社会の提唱者たちは、米国はゴタ混ぜの寄せ鍋ではなく、諸民族が各楽器を担当するオーケストラであるべきなのに、同化主義が移民の文化価値を破壊している、としたのである。

しかし第1次大戦参戦による愛国熱とドイツ系移民沈黙化、20年代の移民制限諸法、30年代の世界恐慌、第2次大戦等による移民の激減、第2世代の成長、GI(従軍兵士)への住居・教育上の

優遇等で、白人諸民族の同化志向が高まった。

ところが、60年代の公民権運動や、とりわけ65年の国別移民数割当制廃棄による移民の大波、等により、多元主義は多文化主義と名を改めて再開花した。多文化主義は、支配文化に対する少数派グループの自己主張、二言語・多文化政策等で新時代の到来を或る人々に示唆し、他の或る人々には民族的部族主義による米国分裂の脅威を示唆して、論争が始まった。[論争の1例は、東洋学園編訳(1997)の第1章で、多文化主義に民族的部族主義の傾向があると痛烈に批判するラヴィッチ(D. Ravic)「多文化主義 多から成る多」と、第2章で、彼女に認識不足と激しく駁論するアサンテ(A. K. Asante)「多文化主義 応酬」[原論文、*The American Scholar*誌の1990夏季号と1991春季号)に見られる。]そして両者の中間に、「どちらにもつかないが懸念を禁じえない大多数の人びと」(6頁)がいた。

パリー口の見るところ、米国の歴史は多元主義と同化主義の二重の過程の継続であり、たいていのアメリカ人は自身の家族系譜史に、その二重性の実例を見出し得る。そして「同化は、わが国のモットーである『多様ななかの統一』を生き生きと保つ一つの強力な社会的な力として存続している。」のであり、「多元主義の諸力が同化の諸力にとって必要不可欠な補完物」(10 11頁)であって、多文化主義は「アメリカ社会への脅威でもない」(5頁)と達観している。上述中で彼が「多元主義の諸力」と記して多文化主義の語を避けているのは、多文化主義が米国の統一を無視して主張されるならば容認できない、という気持の現れでもあろう。

なお、英国の文化地理学者ジャクソン(P. Jackson, 徳久・吉富訳1989, 19頁)は、文化あるいは文化多元主義などは人種差別主義や反動政治の立場の人々の逃げ場、隠れ場になっていると見る。平たく言えば、差別を残したい人びとによって、同化主義・統合主義への反感者・怨恨者たちに対する融和策・ガス抜き策に利用されている、ということかもしれない。多文化主義を見事に演出し

たシドニー・オリンピックではあったが、アボリジ族でそれに背を向けた人々もいた。ある豪州研究者は、オーストラリアの多文化主義やその一環としてのエスニック・ツーリズム奨励を、過去の白豪主義等の贖罪意識のためである、と断じた。しかしそうだとしても、過去に対して無反省のままであるよりは向上しているのである。問題は、豪州の非アボリジの国民の中で、文化をガス抜き対策の手段視する人々(または意識)と、良心、人間愛、健全な学習意欲などから意義を認める人々(意識)との、いずれが多いか(強い)か)にあるだろう。余計な発言だが、私は後者が多い(強い)と見たい。

13.2 文化多元主義・多文化主義についてのコメント

文献をすぐに手にできた上述三者の議論を参考にした上で、「文化多元主義」と「多文化主義」とを区別するとすれば、一応次のように言えるのではなからうか。「多文化主義」はもちろんだが、「文化多元主義」も、同化主義とは相容れない。しかし統合主義とは「文化多元主義」は両立できる。一方、「多文化主義」は、統合主義と協力できる場合も、強く対抗する場合もある。(それゆえ「文化多元」・「多文化」両主義が並存し、しかも相互に何らかの違和感を感じている場合は、多分、文化多元主義は多文化主義を急進的と見、逆に多文化主義は文化多元主義を保守的と見ているのであろう。)

さて以上の(および他の諸家の そのうちS. ハンチントンの見解については次の14節で述べる)所説を省察するとき、多文化主義・文化多元主義について、次のことが言えそうである。

- (1) ある国(または地域)の民族 文化構成が単純または同質性が大きく、ホスト社会の比重が大きく、そして人口に比して国土が大きい場合、移民受容と多文化主義を推進しても、その国の統一性崩壊の危険は少ないであろう。
- (2) しかし逆に、民族 文化構成が複雑かまたは異質性が大きく、ホスト社会の比重が小さく、

そして人口に比して国土が小さい場合，移民受容と多文化主義を推進すれば，統合性がゆらく危険が大きいであろう。

- (3) そして上記諸条件の組み合わせは国によって，また時代によって異なる。さらに，流入移民が特定の地区に集中し，ホスト社会に同化しない場合と，分散性・同化性が大きい場合とがある。それゆえ，民族・文化の多元性・多様性の尊重をとる国であっても，具体的な尊重のあり方，アクセントのおき方は異なりもすれば，時と共に変化もする。
- (4) さらに，当該国（または地域，民族）の立場および／またはそれを越えたグローバルな平和や発展の観点からすれば，その国の統合性が必要または望ましいこともあれば，逆に分離ないし分割がベターと考えられることもある。
- (5) かくして，文化多元主義と多文化主義とのまたそれぞれの政策適用 実践諸国の 優劣評価は，仏教で言う人・時・所に応じた待機説法に似た考え方で，人時所への適機性（適合性），とりわけ適時性，の観点からもなされる必要がある⁹⁾。

朝水は，多文化主義がかなり順調に働いているオーストラリアを主対象としたためか，多文化主義の問題点には殆ど立ち入っていない。その彼でさえも，民族構成が複雑であって，しかもホスト社会または中央政府による求心力が弱すぎる状態で，同化政策から文化多元主義または多文化主義に急転換した場合，激しい民族対立が起こり，アノミー¹⁰⁾に陥る危険性があると指摘している（朝水1999b，5頁）。読者はその例にたやすく思い当たるのではないか。この点は，宗教多元主義を考える場合にも留意すべきことかもしれない。

13.3 信教の自由について

文化多元主義・多文化主義を難しくする最重要因の一つは，宗教問題である。「信教の自由」は，①それを否定する信念を認めない，しかし，②無信教または不熱心の立場を許容する，ものである

う。ところが，例えばイスラームのように狭義の宗教ではなく「宗教と国家」であり，政教不分離である（例えば，島園 進1992，254頁）場合，移民・難民・高出産率などのためその宗教（あるいは国法等に反する教義や戒律を固守する宗教）の人口が増えれば，その国が「信教の自由」を認めて政教分離制をとっていても（とっていれなばおさら，というべきかもしれないが），民主主義的多数決によってその宗教が国教となり得る。それを許せないのであれば，政教不分離の立場の宗教を禁止するか，教義や戒律を改めさせなければならない。

だがその宗教人口の大半が，実は旧宗主国が旧植民地独立時にその住民に国籍を与えたため，あるいは戦後の労働力不足解決または難民救済のため，受け入れた人々およびその子孫だとすれば，その宗教の禁止は簡単な問題ではなくなる。そこで，その宗教人口が民主主義社会での選挙に力を発揮しないよう，彼らに選挙権（特に国政のそれ）等を与えないか制限（できれば入国を禁止または制限）しようとする。あるいは帰国したくなるように仕向ける。

さてここで，加藤尚武（1992，310 311頁）の見解の要旨を見ておこう。

世界には「信教の自由」の支持派と否認派の双方が存在し，両者間の紛争は近代化（自由主義・民主主義の導入）で解決できるものではない。「信教の自由」支持派が多数を占めて，少数の否認派を力か政治的妥協によって圧迫・支配することでしか解決できない。「否認派が多数ないし実勢を占めれば，他の宗派との共存という形で解決はえられない。世界の平和は力ある者の寛容に依存しているが，その寛容な者が，平和を至上の価値と見なしているかと言えば，必ずしもそうではない。」（311頁）

先に注4）で英国の近年の事情を見たが，最近たまたま視聴したCATVのDiscoveryチャンネルで，米国で或る専門家たちが，将来は英語の分らない人々が大部分または全部になることを前提して，或る問題（放射性廃棄物埋蔵所での警告的

表示)への対策を論じていた。長期的には、そのような覚悟または前提が必要になりそうである。短・中・長各期に応じて、最適経路というべきものが考案・構想されるべきであろう¹¹⁾。

地方参政権は過渡期における典型的な問題であったとして、将来省みられるかもしれない。ただし今日の地方参政権の推進者が、ある特定宗教を(それがグローバルな、あるいは宇宙的な、普遍性・高度性をもつものであれば問題はなく、難中至難の僥倖というべきだが、さもなければ)将来の国教化のための票集めの布石と見なしているのであれば、問題であろう。

14 ハンチントンの文明の衝突論

14.1 ハンチントンの文明の衝突論

文明間の衝突性とそれへの(とりわけ米国にとっての基本的な国家戦略というべき)対応策を明晰に詳論して注目を浴びたサミュエル・ハンチントン(S. P. Huntington, 鈴木主税^{ちから}訳, 1998; 同, 2000)の文明衝突論は、かなりよく知られているので詳説の必要はないと思われるが、最少限の紹介は必要であろう。

彼によれば、文明も文化も人々の生活様式全般を意味するが、「文明」は、文化の総体、文化を拡大したもの、包括的で最も範囲の広い文化的なまとまり(政治的なまとまりではない)、であり、きわめて長命でさまざまな段階を経るが、いずれは滅びるものであり(鈴木訳, 1998, 52-58頁)、そして文明を定義する要素で最重要なものは通常は宗教なのである(54頁)¹²⁾。

そして彼は、現代の主要な文明は次の7つ(または8つ) ①中華、②日本、③ヒンドゥー、④イスラーム、⑤西欧[西洋だが訳者は日本人には西欧のほうが分りやすいとする]、⑥ロシア正教会、⑦ラテンアメリカ、⑧アフリカ(存在すると考えた場合)の各文明 であるとする(59-60頁)。これらの文明の境界線は、いわば断層線であり、世界の危険地帯である。冷戦終了後は、イデオロギーや経済などの相違よりも、文明の相

違による衝突のほうが重要なのである。

さて、文化と文明の観点からすると、日本の特異性は、

- (A) 最初に近代化に成功した非西欧国であるのに西欧化しなかったこと、
 - (B) しかもその近代化は革命的な大激動を経験せずに達成された、そしてそれゆえ伝統的な文化の統一性を維持できたこと、
 - (C) 他の主要な文明には複数の国が含まれるが、日本文明は日本国と一致しており、日本は彼の*Foreign Affairs*誌掲載論文の題名を用いれば「ひとりぼっちの大国」(The Lonely Super Power)であること、
- 等にあるとハンチントンは見る¹³⁾。[英字記号は後述での引用便宜のため。]

したがって日本は、危機に際して文化的つながりのある国々が結集して支援してくれることをあてにできず、一方、他の国々を文化的つながりに基づいて支援する責任がなく、自国の権益を思うがままに追求できるのである。(鈴木訳2000, 45-49頁)このあたり、近現代の日本および日本人の特異性の淵源を鋭く指摘するものと言えよう。

ハンチントンの考えでは、国内での「多文化主義」はアメリカと西欧をおびやかす、海外での[西欧文化の普遍性を信じ世界に普及させるべきとする]「普遍主義」は西欧と世界をおびやかすものである。(1998, 488頁; 2000, 182頁)多文化主義はアメリカを世界のようにしたいと思い、普遍主義は世界をアメリカのようにしたいと思っているわけだが、ハンチントンは、多文化的なアメリカはありえず、非西欧的なアメリカはアメリカではない、また世界帝国がありえない以上、世界が多文化からなることは避けられない、とする。「アメリカと西欧を保持していくには、西欧のアイデンティティを一新する必要がある。世界の安全を守るには世界の多文化性を認めなくてはならない。」(488-489頁)

上述中の「アメリカと西欧を保持」とは、「アメリカと西欧の覇権(あるいは全世界の中心性、指導性)を保持」という意味に解することもでき

よう。それは今日の現実であるし、豊かな国や大国が指導性（望むべくは善導性）を発揮するのは当然かつ公共的義務でもあろう。そうだとすると、ハンチントンは西欧のアイデンティティを一新する必要を説いている。その一新は、他の文明に対するアメリカと西欧の在来のやり方や考え方の自制・自省・修正の上に立つもの、特に上述の「普遍主義」を危険として新しい方途を求めるべきことを意味しているのであるから、首肯できることであらう。

彼は、異文明間の大規模衝突を避けるためのルールとして、次のことをあげる。

- ① 不干渉（中核国家 例えは西欧文明ではアメリカ は他文明内の衝突に介入しない）、
- ② 共同調停（中核国家の相互交渉で自文明内の戦争を阻止）、
- ③ 共通性（他文明と共通する価値観・制度・生活習慣を模索・拡大する）

そして国連の安全保障理事会には、主要文明のそれぞれに少なくとも一つの席が与えられること、七つの文明がそれぞれ常任の席を持ち、西欧が二つを占める（一つは米国、したがって英仏両席は一つにまとめ、その席をどの国が交替で占めるかはEUにまかせる）ことをも、提案している。486 488, 492頁）

簡単に言えば、西欧とりわけアメリカは、世界では「多文化主義」のような考え方をとり、異文明と共有できる価値観等をさぐりあて、相互の理解と協力を通じて平和と発展をはかるべきであり、国内または自文明内では、「多文化主義」のゆえに西欧＝アメリカの道德観等の最貴重なものを相対化したり、分裂をもたらしたりすべきではない、ということであらう。

ともあれ、日本を孤立的ながら一つの文明と認めていることは、それだけの文明に対して米国の戦後の占領政策が極めて破壊的で不当だったことを認めたことでもあり、「マッカーサーの過ちをハンチントンが正している」との見方もある（cf. 鈴木訳2000, の中西輝政による「解題」204頁）わけである。

14.2 ハンチントン文明衝突論についてのコメント

ハンチントンは、冷戦時代には第一義的にはイデオロギーや経済によって世界は第一・第二・第三各世界に分割されていたが、今後は、人類の大きな境界と紛争の支配的な源泉は文化的なものにならうと見る。

ところが第三の波で著名なアルビン・トフラー（1993）は、今日の世界は「第一の波 農業社会、第二の波 産業社会、第三の波 情報社会」に基づく三つの文明、すなわち「前近代、近代、^{ポスト・モダン} 脱近代」の各文明で構成されており、脱近代と他の二文明間では、絶えず緊張が生じる、そして、新文明はかつての近代文明と同様に世界の覇権の確立を求めて闘うことになる、また、二分割世界から三分割世界への移行は、地球上の最も根源的な権力闘争の引き金となる、と見る。

内外の先駆的な諸研究をも省みつつ比較文明学の発展に努めている神川正彦（1995, 128 130頁

ハンチントンの主著以前の出版ゆえ、ハンチントンについては論文が対象とされている）によれば、ハンチントントフラーも文明衝突論を説いているが、前者は領域的文明に、後者は歴史的文明に基づくという違いがある。とはいえ、両者ともに、①文明を実体化・主体化している、②世界文明・地球文明という視点が欠けている、③文明内の多様性が捨棄されている（中心文明の脱中心化、周辺文明との交流等による世界文明的状況の無視）、のである。そして、ハンチントンのほうは世界政治学的、トフラーのほうは国際政治学的である。また、トフラーには文明間での覇権意識（西欧または新文明が現代文明の最中心）が強いが、ハンチントンは「脱近代という未来に比重をおかず、どこまでも近代文明の地平において考えようとしている」ので分りやすいだろう、と神川は見る。

神川の海外の（他の著名学者たちをも含む）諸家へのコメントは重要かつ興味深いとはいえ、彼の真骨頂は、「文明の生態史観」の梅棹忠夫（中央公論社版の著作集がある）等、日本の学者たち

の優れた仕事をも省みつつ、それらからの新たな発展を目指すかなり壮大な世界文明論の構想にある。ここではそれに立ち入らないが、「中心-周縁」も重要なキーワードの一つとされており、その点では、私の「地域構造」概念(西岡1976, 第1編; 1988, ペーパー1; 1994a, 第1章および特に第8章; 簡単には1994b, 等)になじむものなので、彼の議論は、私には理解しやすく感じられる。神川のハンチントンとトフラーに対する批判はいずれも適切だが、私には②が長期的視点からは(具体的な思考内容等が互いに異なるが)特に重要であるように思われる。これについては、本稿の末尾で後述する。

ハンチントンの日本版というべき『文明の衝突と21世紀の日本』(鈴木主税訳, 2000)の末尾に中西輝政による理解の行き届いた適切な「解題」があり、追加してハンチントン自身に対して言うべきなものもないほどである。そこで以下では、ハンチントンよりはむしろアメリカ人に対して、非専門者の気楽な立場から、ハンチントン指摘の(A), (B), (C)に関連して私が抱いた感想・連想を、述べさせていざよう。(ここに限らないが、ミスや不適切な点が多いはずで、ご指摘を得れば幸いである)。

ハンチントンは、(A), (B)の善悪正邪を論じているわけではないが、(C)でそれらの日本にとっての(したがってまた他の諸文明または諸国にとっての)考え得る潜在的な利害得失を客観的に指摘ないし示唆しているといえよう。彼の客観的な姿勢と明晰な議論は敬意に値する。聡明な彼個人には周知で必要のない蛇足的なことだが、補足的に以下のこと述べておこう¹⁴⁾。

日本の孤立 孤独性については、12.6小節の第4文節等で触れた日本の地理的・歴史的事情等もあるが、米国がそのように仕向けてきたことの影響もかなりあるのではないか。その多くの例をあげることは、米国に親しみを感ずる者としては避けたいのだが、アジア基金を日本が構想し、東南アジアの国々も好意または関心を示しつつあった時、米国の横槍で取りやめになった。その後ア

ジア経済の混乱が生じたとき、基金構想の中止を残念がった識者は、東南アジアにもかなりいた。日本が孤立的で、しかも米国には従属的であるという状態が、米国の国益に(また世界への責任を回避できない米国の観点からは世界の利益にも)最も適っていると、米国は考えるのであろう。

北鮮のミサイルが発射されて日本を飛び超えても、日本人には非情に見えるほど、米国は平静であった。だが、北鮮ミサイルの米国土攻撃可能性が推定されるようになってから、米国土ミサイル防衛構想(NMD)を打ち出すなど、米国も関心を高めるようになったことに、鼻白む思いを禁じ得なかった人、ヴェトナム敗戦時に現地協力者を放置して米兵がヘリで米艦へ逃げたことを思い出した人は、少なくなかったであろう¹⁵⁾。

要するに、米国や世界に危険とならない程度に日本が朝・中・口の脅威を受けることは、さまざまな意味で(経済的にも)有益だと米国は達観(?)しているかのように見える。仮にそうだとすれば、なぜ日本はそれほどまでに信頼されず、軽侮されるのか。日本が日本なりにアジアと連帯・協力する経験を積むことを、なぜ警戒されるのか。その理由を日本は自省しなければなるまい。だが一方、米国は、忠実な仲間たちに対して非礼なことが少なくなかったことを、最強最大最富の国であるからこそ(その立場ゆえの重責と労苦は察しなければならないが)、反省していただきたいのである。

さて、12.2小節の(1)で、「仮にマスローの欲求階層論を国・民族・集団にも適用できるとすれば」と述べたが、適用対象の冒頭に人類を加え、さらに上述の神川の②(世界文明・地球文明)という視点を設定すれば、ルドルフ・シュタイナー(Rudolf Steiner [1861-1925], 西川隆範訳1992)等の用語でもある時代精神、民族精神あるいは時代理念、民族理念というものが浮上してくる。欲求の諸段階を自己実現の諸段階とし、最高の段階を至高または究極の理想・理念・使命とすれば、民族(あるいは国)によって現にある段階、次に目指す段階はそれぞれ異なる。しかし民族にとっての究極の理念が異なれば、自己実現の各段

階の具体相は異なるし、どの段階に重きをおくかも異なる。さらに個々の民族を超えた人類の観点に立てば、時代の基本理念または精神が異なり得る。時代には長短さまざまなものが考えられるが、それに応じて基本理念や副次理念が異なるであろう。それは天命や宿命のように見える、または感じられるが、人間の意欲や努力に対応して変容もするだろう。

時代精神が民族精神と一致する場合、その民族は一種の選民意識を持つかもしれない。しかし多くの場合、部分的な一致に留まり、謙虚さを欠き自民族中心的利己主義性が強い選民意識は、高慢的支配とそれに対する反抗（不可抗力の場合は被支配民族の衰退、ときには滅亡）を生じるであろう。民族精神が時代精神と合致しない場合、その民族は時代精神を拒否して停滞・衰退するか、時代精神を導入してそれを上位におくか、副次的に尊重するか、なんらかの折衷に努めるか、その選択に直面するだろう。

そして、時代精神の実現にはなんらかの異なる段階・方途・過程があるだろう。仮に現代の時代精神が、①物質的・科学的・物質的福祉重視から高度精神的・霊的志向への転換、②次の時代の他の諸地球（惑星）人類との交流と共存共創の準備、③そのためでもあるが、地球上の諸文明間（大文明内の下位諸文明間をも含む）のさらなる交流と共存共創の推進、というものだとしよう。ただし、例えば③については、それが基本的な地球人類の時代的使命だとしても、まず文明間の衝突の無益有害な局面を極小化し、有益有意義な競争的かつ共存共創¹⁶⁾の局面を大きくすることを、「時代精神」は当然期待するだろう。（「時代精神」の期待を適確にキャッチする存在が大預言者であろうが、真か偽か、あるいは真正度は、同時代の人びとには必ずしも判断できない。預言者問題はともかくとして）、こういった観点から、日本や世界のあり方を考えることもできよう¹⁷⁾。

〔注〕

- 1) マスロー（上田訳，1998）から、任意に3例をあげておこう。（読者は、本稿の ， 両編で述べた「隣人愛なき自助努力社会も、自助努力なき隣人愛社会も一面的に過ぎるのであり、大乘への展開なき小乗も、小乗の基礎を欠く大乘もしかりなのである。」を想起して下さるかもしれない。）
 - ① 「第二版への序文」で。 「最善の『援助者』は『よい人間』なのである。病的あるいは不適格な人は往々にして、援助しようと努めながらも、逆に害を与えていることが多い。」(ii頁)
 - ② 「無為の瞑想」の問題点に関連して。 「仏教徒は、他人とは別に自分だけの悟りを得る独覚（縁覚Pratyekabuddha）を、悟り得ても他人が開悟されなければ救いが完全でないと感じる菩薩（Bodhisattva）と区別している。自分の自己実現のためには、[中略]至福に背を向けて、他人を助け、教えなければならぬ、とよい。」(153頁)
 - ③ 患者等に対する過度の寛容あるいは無差別的受容の問題点に関連して。 「大部分の心理療法家は患者に対して、訓練あるいは処罰の態度でのぞむことを拒絶するだろう。一方、多くの行政官、管理者、軍人は、自分の部下や、解任したり罰したりしなければならない人びとに、治療的あるいは個人的な責任を負うことを断るであろう。」患者に対しては治療家と警官という矛盾した悩ましい双方の役割が必要であるが、「自己実現する人びとは、一般に二つの機能をうまく結び付けることに成功している」のである。患者に対して「本質または本性を」「完全なもの」と見ることは、彼を誤解させやすい。彼が無条件に受容され全面的に愛されていると感ずれば、すばらしく元気になり、治療的・健康的になる。しかし、「非現実的で完全主義的な生活を求める無理な要求」として、「重荷だ」と

誤って受け取られる可能性もある。(156-157頁)[付言すれば、彼を無反省で独善的な自信過剰家に仕立て上げるおそれもある。]

- 2) 近年の深刻な少・青年犯罪問題は、性衝動を健全に昇華・解決する方式または仕組みを社会が備える 単なる一素案として、例えば(すべての少・青年を対象とするものではない)、学校教育・職業・結婚・育児・再就職・再学習・家庭内(可能ならば家庭間・地域内)世代間協力等(必要ならば再婚も)のありかたを再検討・再構築すること、両親が仲良くすることで、かなり減らすことができるはずである。また青年・成年の場合をも含めて言えば、結婚(必要ならば再婚を含む)愛・育児愛の楽しさ、喜び、幸福性の認識を高めることが肝要であろう。

そして誰であれ、自分にとって使命・天職・生きがい、と言えるものは何であるのか、それを果たすためには今、そしてその次には、何に努めるべきか、を意識・自覚する、させる、ことが大切である。その志が今生で果たせないなら、来生で、というほどの意気込みを持つ、または持たせること、が望まれるのである。(Cf. 本稿の 編, 5.1 および5.2 両小節。)

- 3) New ageは、COD(*Concise Oxford Dictionary*, 2000)によれば、“a broad movement characterized by alternative approaches to traditional Western culture, with an interest in spirituality, mysticism, holism, and environmentalism.”である。
- 4) 教会のかつての諸機能を他の諸機関が果たすようになった。教会が社会生活に君臨する時代は去り、地域共同体の生活の中心ではなくなり、「より狭い、特殊な、隔離された一つの宗教的中心にすぎなくなった。」(久米 博 1992, 251頁)のである。とはいえ、異なる状況も見られる。

英国のサンデー・タイムズ紙は、キリスト教系の慈善団体であるクリスチャン調査協会

による次のような調査結果を報道していた。1995年にイスラーム教徒は53万6千人、(総数は約2,700万だが)教会に通うほどの熱心な国教会信徒は85万4千人であった。2002年にはそれぞれ76万人、教会に通う熱心な国教徒は年々減少するので75万6千人となる。そして同紙は、「イスラームの魅力の一つは、人種や社会の公平を訴えていることである。国教会もこれを学ぶべきだ」と危機感を訴える国教会主教の言葉を紹介している。(日経紙, 1997.5.12号, 「英はあと5年でイスラーム国?」)

状況が2大宗教間でかくも異なるのである。最近の外国書案内で、C. Brown, *The Death of Christian Britain*という物騒な(?)題名の書が目にとまった。

- 5) 韓国の金大中・大統領が北朝鮮を訪問、金正日総書記と会談して朝鮮半島の状況は急変しつつある。今後なお紆余曲折はあるとしても、希望が見えてきた。誤解・偏見・妬みで受けた弾圧や死の危険に、神に祈りつつ耐え抜き、克服してきた彼がカトリック信徒であることを、鈴木 宏が教えてくれた(Cf. 金大中 2000)。また彼の李夫人はメソヂストである。なお、興味深いことに、雑誌『ザ・リバティ』(1999年11月号, 23頁)が当時の小渕首相に対して金総書記にじかに面談・説得することを提案していた。[本稿をほぼ脱稿し、文献一覧を整理しつつあったとき、金大統領のノーベル平和賞決定のニュースを知った。なお、青山学院大学は1998年4月、李夫人に名誉博士学位を贈っている。]
- 6) 英国のウォリック大学民族関係研究所長であったジョン・レックス(J. Rex, 勝田訳, 1997)は、異なる民族文化集団を含む多元的社会(multicultural society)は、放置すればかつての植民地によく見られたように、各集団が閉鎖的な共同体道徳を強化したり、集団間の搾取・被搾取関係が顕著になったりしがちである。それゆえ、多元的社会の理想あ

るいは望ましい理念が打ち出されねばならない，として，さまざまな提言をしている。その紹介は割愛するが，理念を明確にし，それに立脚して方策を考案し実施し，その結果によって方策，場合によっては理念をも修正または再検討すること，理念と経験の間のフィードバックが肝要だと示唆を受ける。

- 7) 「文化相対主義」(cultural relativism) という語もある。井門富二夫(1991, 第 部, 第 1~2章)は, 地域文化の比較研究には, ①神話的(部族的)思惟, ②存在論的(国家的)思惟, ③操作主義的(流動社会的)思惟, の3段階があったとする。①は, 「異文化を驚きでむかえ, そして多くは野蛮なものとしてつき放す」(井門, 44頁), ②は自文化をヨリ権威あるものとする, そして, ③はグローバル化時代にあつて, 「文化相対主義」の立場で国際的コミュニケーションを考えていくもの(井門の言う比較文化論), なのである。

この「文化相対主義」は, 積極的・主体的・政策的・政治的に或ることを強く主張(または反対)する公然たる意図はないか, 少なくとも控えるべきとする学問的立場であろう。したがって, その意図の表明と可能ながざりの実現とを望む人は, 「多文化主義」の語を用いるだろう。

ここで, ごく大まかな類推を許していただければ, 上述の比較文化論の発展に関する①, ②, ③の各段階は, 次編で述べる予定の, 比較宗教論における①, ②, ③, すなわち「キリスト教主義(一般的には護教論), 合理主義, 普遍主義」(あるいは異なる表現で「排他主義, 包括主義, 多元主義」)に形式的にほぼ相当するといえよう。(あえて{形式的に}と記すのは, 自己が帰依する宗教を絶対視して相対視しないのが一般であることへの留意喚起のため。)

- 8) オーストラリアは, かつての白豪主義から転換して「多文化主義」に移行し, 今日では観

光に関してエスニック・ツーリズム(その地域の土着の人々のエキゾチックな生活文化や民俗芸能, 工芸などを資源としておこなう観光 徳久1996, 28頁)をも推進している。(Cf. それらの事情については, 朝水の諸論著。)

なお, 文化多元主義あるいは多文化主義が諸国で登場してきた理由・事情は, 重要かつ興味深いものであるが, 本稿では取り上げない。(Cf. 英・米・加・豪については東洋学園編訳1997。)

- 9) 正しい理念は時空を超えて普遍的妥当性を持つとしても, この世でそれを実現するには, ある所である時間をかけねばならない。耐忍と努力が創造の根本源泉である。ヘンデルは, ハレルヤ・コーラスの靈感を一瞬に得たとしても, 実際にそれ(をも含むメサイア)を作曲し, 歌い手を探し, 育て, 会場を求め, 人気をはくし, ついにはコーラスを聴いている最中の英国王がその聖なる崇高性に感動して演奏中に起立するに至るまでには, 時間を要したのである。かつて「時間」について純粋持続という独特の観点の哲学を説いたアンリ・ベルクソンは, 「砂糖を水に入れれば溶ける, だが溶けるまでは時間がかかる」と言ったことがある。

- 10) Anomieはごく簡単には無秩序状態と言えるが, COD (Concise Oxford Dictionary, 2000) によれば, “lack of the usual social or ethical standards.” であつて, ギリシャ語の*anomia*が起源, フランス語の*anomos* (すなわち lawless) に由来する。

- 11) 最近の欧州における多元民族社会に関する動向を英独仏3国の例を取り上げて考察している毎日新聞客員編集委員の伊藤光彦(2000)の議論を(ただしドイツは省略して)見ておこう。

イングランドのブラッドフォードでは, 人口50万の20%がイスラム教徒(過半がパキスタン出身, 繊維工業等のため呼ばれた移民と

その子孫)であって、彼らの子弟はウルドゥーまたはヒンディー語の教育やコーラン(ただし公立とは別の学校で)の教育を受けることができ、そのことと給食の肉料理を除けば、英国公民として同じ訓練を受けている。差別が皆無になったわけではないが、かつての日常的な人種間抗争は姿を消し、キリスト教とイスラム教の市民が「隣人として折り合って暮らして行く処世術を身につけた。」(42頁)

コルシカ人独立闘争に手を焼いていたフランスが、今夏、コルシカ島住民に「今後4年かけて一定限度の自治権を渡すという政策転換に踏み切った。」シュベヌマン内相は「共和国の一体性の危機」として抗議辞職したが、中央集権のフランスにとってはそれほど衝撃的な決定だった。フランスでも緒についた統治様式多元化の一現象かもしれない。「コルシカ人の一途さは困りものだが、彼らの魅力でもある」とつぶやいたのはシラク大統領である。(43頁)

伊藤は関連して日本における至近の企業問題または事件にも触れ、「多元的な文化風土を取り入れ、異なる(時としては敵対的な)考え方にも身をひたしつつ、企業体質を強靱にしてゆく経営思想が欠けていた。それは日本社会全体の問題でもある。[中略]もはや仲間うちだけの論理は通用しない。同時に、社会多元化への過程は高いコストを要する」覚悟も肝要だと説いて、議論を締め括っている。

これらの欧州諸国は、国境を超えてEUでの共生的統合と、国境内での多元的民族文化の統合的共生との、両路線で試行錯誤的努力を続けている。そしていずれか一方の路線が失敗すれば、他方にも深刻な影響が生じる可能性がある。移民に受容国が国籍を与えた、あるいは与えなかった場合のEU籍いかななどの問題が次々に生じる。(Cf. コスタ=ラスクー、林訳、1997; 林 瑞枝1998、

2000)とはいえ、諸国民・諸民族共生の理想郷建設のための貴重な実験的努力が、試行錯誤・紆余曲折を経ながら積み重ねられている。今後の成り行きが注目されるのである。

- 12) ハンチントンはドイツ流の文明と文化の区別観 文明は機械・技術・物質的要素にかかわるもの、文化は価値観・理想や高度に知的・芸術的・道徳的な社会の質にかかわるものとする見解 はドイツ以外では受け入れられなかった、と否定している。

COD(2000)における文明(civilization, civilisation)・文化(culture)は、ほぼハンチントンの文明・文化両概念に対応している。しかしここではより簡潔で分りやすいBBC English Dictionary(Harper Collins, 1992)から引用しておこう。

Civilization: ① a human society with its own social organization and culture which makes it distinct from other societies; ② the state of having an advanced level of social organization and a comfortable way of life.

Culture: ① consists of the ideas, customs, and art produced by a particular society; ② a particular society or civilization. [③以下省略]

しかしドイツ等の学風の影響も強かった日本の知識人は、文化を文明と対比する場合には、文化を狭義の意味にとることが多い。例えば『広辞苑』(岩波書店、第4版)は「文化」について、③の後半部分で、「文明とほぼ同義語に用いられることが多いが、西洋では人間の精神的な生活にかかわるものを文化とよび、文明と区別する。」とし、一方「文明」では、□で「宗教・道徳・学芸などの精神的所産としての狭義の文化に対し、人間の技術的・物質的所産。」としている。

また近年の文化経済学推進者たちの議論には、「[前略]技術の発展を中心とする物質面の成果を『文明』、人間の精神的価値の成果

を『文化』と定義するなら、『日本は便利な国だが、住みたい国ではない』という留学生の言葉は、『日本は文明国だが、文化国ではない』と筆者には響いてくる。（渡辺 明1999, 43頁）、「物質文明と文化、双方の視角を満たす経済……」（佐々木晃彦1999, 56頁）とある。

日本には早くから「和魂漢才」、「和魂洋才」という言葉があるが、ドイツ・日本流の両概念区別観になんらかの対応性があるろう。そして本稿の 編でも述べたように、技術等は普遍性したがってまた伝播性が高く、その対極的なものが民族の精神あるいは理念だとすれば、日独流の区別論は無意義とは言えないだろう。

ハンチントンも、文明を定義する要素で最重要なもの通常は宗教である、「文化は相対的であり、道徳は絶対なのだ。」（鈴木訳2000, 183頁）、「近代化によって一般的に文明の物質的レベルは世界的に高まった。だが、それによって文明の道徳的および文化的側面も高まっただろうか？」（1998, 493頁）と言っている。にもかかわらず、米英等が区別観を否定するのはなぜか（そこにこそ文化の違いがあるという見方もできそうではあるが）。

一つには、日独流の考え方で文化・文明の厳密な区別は不可能または困難であるからであろう。例えばその区別観からすれば、道教・儒教・仏教の流入または導入は、狭義・広義いずれの文化の導入か、文明の導入でもあるのではないかと、等の疑問が生じよう。したがってハンチントンのように考えるのが無難とはいえる。

別の一つはこうであろう。例えば民族の道徳的価値観といえども、①高度に普遍的と考えられるものもあれば、②いかなる場合にも肯定できないと考えられるものもある。そしてそれら両端の間には、③種々の段階または程度で特殊的・特定のあるいは部分的に妥

当性があるもの、があるだろう。しかし、ある民族や文化あるいは宗教が、これは①であるとしても、他の民族・文化・宗教はそれを②または低段階の③とすることがあろう。そして、排他的・独善的な価値観・選民観（例えば、ゲルマン民族が最優秀である、日本のみが神国である、等。似た考え方は、興隆期または絶頂期にあった国または民族によってしばしば持たれた）を抱いたままで文化・文明の区別観が強調されると、人類はすべて神仏の眼からすれば等しく愛児であって（現象面ではなく本質において）神性または仏性を有するものであるにもかかわらず、人々を本質的に差別・分離することになりかねない。それゆえ第1の見方と合わせ考えれば、文化・文明区別観（少なくともその強調）は有害無益ということになりそうである。

しかし、上記の文化経済学者たちは、日本文化の特異性の検討・反省の上に立って、またもちろん広義の文化概念をも承知した上で、議論しているのであるから、そこに狭義の文化観の否定論をおしつけるとすれば、行きすぎであろう。上述のように、ハンチントンにしても、文化の中で特別扱いすべきものがあるとすれば、道徳あるいは宗教だという気持がある。

13) かつてアメリカ側で日本文化異質論が提起され、これに対して日本側から反論（例えば本稿 編で紹介した濱口恵俊編著1996）が出るなど、太平洋を挟んで盛んに論戦がなされたことがある。どの国あるいは民族でも文化が異なる（しかしまたどこか共通・類似する面もある）のは当然であるから、米国人による非難的・短絡的な日本文化異質論には、日本文化理解不足と経済的利害関心による独善性がかかり混入しているであろう。だがハンチントンの議論の場合は、日本の文化そのものよりも、他の文化・文明との間の関係に重点をおいているので（本文後述の神川が指摘するように、文明を実体化・主体化しているこ

とを棚上げて言えば), 説得性は高いように思われる。

- 14) ハンチントン指摘の(A), (B), (C)は, 日本が大陸の圧力(地政学・軍事学ではユーラシア大陸のコア部分は, 世界で最難攻不落の地域といわれてきたそうだが)に抵抗して独立を保ち, またスターリン体制が東アジアの隅々まで支配すること防いできたこと それがいかに大変なことかは, 米軍がアジア大陸縁辺の半島部で戦った経験と結果で実感できたはずであるが とは, ある意味では表裏の関係にもある。もちろん, 日本が出すぎた行動で中国等の人びとをひどく苦しめたことは深く反省しなければならない。そして米国が戦後, 東 東南アジアの臨海帯の非共産圏諸国・地域の発展に寄与したことは高く評価できる。たが, もし大陸の圧力が全東アジアを支配し尽くしていたならば, どうだっただろうか。
- 15) 外交評論家の岡本行夫は, 米大統領選と日米関係に関連して「今から二通りの政策用意」(日経紙2000.10.7号)と題して, よくバランスのとれた評論を行なっているが, 彼もそのなかで, 日本の安全のためソ連のアジア地域に展開の核ミサイルSS20を撤去させた前々政権(レーガン)と, 日本向けの核ミサイルの照準には関心を示さなかった現政権との差に触れている。
- 16) 藤井 隆には「競争と協力」を中核アイデアとした経済政策学の書(1985, 1994)があるが, 競争と協力は, 服部勝人はじめ私たちのいう競争的かつ共存的な共創に通じるものであろう。なお藤井は(神川とは専攻・学風その他が異なるとはいえ, やはり)視野あるいは射程が広大な経済社会論を展開し続けている。最近のものに『地球システムのエコ社会経営』(2000)がある。
- 17) 抽象的に過ぎて分りにくいかもしれないので, やや具体的に, しかし全く仮想的に語ってみることも試みたが, 種々の事情を考慮して,

今回は断念した。

(2000年10月18日提出)

[文献]

- 明石紀雄監修・村上伸子訳(1997)『ナンシー・グリーン「多民族の国アメリカ」』創元社。
- 朝水宗彦(1999a)「マルチカルチュラル・ツーリズム オーストラリアにおけるエスニック観光の多様性」(新風社出版賞論文)。
- 朝水宗彦(1999b)「多文化社会 オーストラリアにおけるエスニック・ツーリズム」桜美林大学大学院(未公刊論文)。
- 朝水宗彦(1999c)『オーストラリアの観光と食文化』学文社。
- 井門富二夫(1991)『比較文化序説 宗教と文化』玉川大学出版部。
- 伊藤光彦(2000)「『多民族社会』への欧州の決断」, 『選択』10月号, 42-43頁。
- ウェイナー, マイロン(内藤嘉昭訳, 1999)『移民と難民の国際政治学』明石書店[原本, Weiner, Myron(1995) *The Global Migration Crisis: Challenge to States and to Human Rights*, Harper Collins.]
- ウィルソン, コリン(由良君美・四方田剛己訳, 1979)『至高体験 自己実現のための心理学』河出書房新社。[原本, Wilson, Colin(1972) *New Pathways in Psychology: Maslow and the Post-Freudian Revolution*, Gollanzsz.]
- 岡野守也(1991)「マズロー」, 「トランスパーソナル心理学」, 山折哲雄監修の1381-1383, 1814頁。
- カサノヴァ, J.(津城寛文訳, 1997)『近代世界の公共宗教』玉川大学出版部。[原本, Casanova, José(1994) *Public Relations in the Modern World*, Univ. of Chicago Press.]
- 加藤尚武(1992)「宗教と戦争 過去のない文化の世界」, (河合隼雄ほか共編, 第10論文, 302-333頁)。
- 神川正彦(1995)『比較文明の方法 新しい知

- のパラダイムを求めて』刀水書房。
- 河合隼雄ほか共編（1992）『宗教と社会科学』（岩波講座・宗教と科学，第5巻）。
- 金 大中（NHK取材班訳2000）『わたしの自叙伝』日本放送協会。
- 久米 博（1992）「宗の将来と解釈学」，（河合隼雄ほか共編，第8論文，244-274頁）。
- コスタ＝ラスクー，ジャクリーヌ（林 瑞枝訳，1997）『宗教の共生 フランスの非宗教性の視点から』法政大学出版局。[原本，Costa-Lascoux, Jacqueline（1996）*Les trios ages de la laicite*, Pariss: Hachette Livre.]
- 佐々木宏茂（1997）「社会構造におけるホスピタリティ考察」，『HOSPITALITY』第4号，14-19頁。
- 佐治守夫・飯長喜一郎編著（1991）『パーソナリティ論』放送大学教育振興会。
- 東洋学園大学・多文化社会研究会編訳（1997）『多文化主義 アメリカ，カナダ，イギリス，オーストラリアの場合』木鐸社。全体の要旨，小川晃一「はしがき」，9-23頁。[東洋学園編訳，と略記。]
- 徳久球雄（1996）『キーワードで読む観光論』学文社。
- 佐々木晃彦（1999）「進化する社会の経済」，佐々木編著の第1部・第4章，46-57頁。
- 佐々木晃彦編著（1999）『文明と文化の視角 進化社会の文化経済学』東海大学出版会。
- 島園 進（1992）『現代救済宗教論』青弓社。
- ジャクソン，ピーター（徳久球雄・吉富 亨訳，1989）『文化地理学の再構築』玉川大学出版部。[原本，Jackson, Peter（1989）*An Introduction to Cultural Geography*, Routledge.]
- 将来世代総合研究所編（1998）『比較思想史的脈絡から見た公私問題』将来世代国際財団。（第1回公共哲学共同研究会報告書）
- ジョンストン，ダグラスとサンブソン，シンシア（橋本光平・畠山圭一監訳，1997）『宗教と国家 国際政治の盲点』PHP研究所。[原本，Johnston, Douglas and Sampson, Cynthia（1994）*Religion, The Missing Dimension of Statecraft*, Oxford Univ. Press.]
- シュタイナー，ルドルフ（西川隆範訳1992）『民族魂の使命』イザラ書房。[原本，現在のオースロでRudolf Steinerが1910年に行なった連続講演（*Die Mission einzelner Volksseelen*）が後に出版されたもの。]
- 田中敬之（1999）「NPO（非営利組織）と芸術文化産業」，佐々木晃彦編著の第4部，第4章，219-230頁。
- トフラー，アルビン（徳山三郎訳，1993）『アルビン・トフラーの戦争と平和』フジテレビ出版。[原本，Toffler, A. and Toffler, H.（1993）*War and Peace in the Post-modern Age*, Com Corporation.]
- 西岡久雄（1976，増補版1986）『経済地理分析』大明堂。
- 西岡久雄（1988，増補版1993）『立地論』大明堂。
- 西岡久雄（1994a）『立地・地域構造・所得較差および地域開発』（青山学院大学経済研究叢書），（株）内外出版。
- 西岡久雄（1994b）「アルフレート・ウェーバー批判への反批判」，『駿河台経済論集』第5巻・第2号，419-431頁。
- 林 瑞枝（1998）フランスにおけるイスラームの地位 マグレブとの関連で」，『文化情報学』第5巻・第1号，69-84頁。
- 林 瑞枝（2000）「フランスにおける外国人参政権問題」，『文化情報学』第7巻・第1号，69-81頁。
- 濱口恵俊編著（1996）『日本文化は異質か』NHKブックス。
- パリーロ，ヴィンセント・N.（富田虎男訳，1997）『多様性の国アメリカ』明石書店。[原本，Parrillo, Vincent N.（1996）*Diversity in America*, Pine Forge Press.]
- ハンチントン，サミュエル（鈴木主税訳，1998）『文明の衝突』集英社。[原本，Huntington, Samuel P.（1996）*The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order*, G. Borchardt.]

ハンチントン, サミュエル(鈴木主税訳, 2000)
『文明の衝突と21世紀の日本』集英社新書。(解説, 中西輝政, 190 205頁。)[原本, Huntingtonの, ①前掲書からの抜粋; ②日本での講演(1998), “Japan’s Choice in the 21st Century”; ③“ The Lonely Super Power,” *Foreign Affairs*, Mar./Apr. 1999 .]

藤井 隆(1985)『競争と協力』同文館。

藤井 隆(1994)『競争と協力の政策学』同文館。

藤井 隆(2000)『地球システムのエコ社会経営』, 立正大学経済学部, 石橋湛山講座・叢書第1号。

フレイジャー, R. とファディマン, J.(吉福伸逸監訳, 第1巻1989, 第2巻1991, 第3巻1989)
『自己成長の基礎知識』第1巻, 深層心理学; 第2巻, 身体・意識・行動・人間性の心理学; 第3巻・東洋の心理学, 春秋社。[原本, Frager, Robert and Fadiman, James (2nd ed. 1984) *Personality and Personal Growth*, New York: Harper & Row.]

フレイジャー, R. とファディマン, J.(小野京子訳, 1991)「アブラハム・マズローと自己実現の心理学」。[フレイジャーとファディマン(吉福監訳, 第2巻)の第6章, 423 482頁。]

マズロー, アブラハム・ハロルド(原 年広訳, 1967)『自己実現の経営』産業能力率短大出版部。[原本, Maslow, Abraham Harold (1965) *Eupsychian Management: A Journal*, Homewood,

Ill.: Irwin.]

マズロー, アブラハム・ハロルド(小口忠彦監訳, 1971)『人間性の心理学』産業能率大学出版部。
[原本, Maslow, Abraham Harold]

マズロー, エイブラハム・H.(上田吉一訳, 1998)『完全なる人間(第2版) 魂のめざすもの』誠信書房。[原本, Maslow, A. H. (2nd ed. 1968) *Toward a Psychology of Being*, Van Nostrand Reinhold.]

モリソン, アレックスとキラス, ジェームズ(内藤嘉昭訳, 2001予定)『国連平和活動と日本の役割』文化書房博文社(カナダ首相出版正賞訳書)。[原本, Morrison, Alex and Kiras, James (1996) *UN Peace Operations and the Role of Japan*, Clementsport: Canadian Peacekeeping Press.]

諸富祥彦(1990)「自己実現」, 国分康孝編『マインド・セラピー事典』誠信書房, 224頁。

山折哲雄監修(1991)『世界宗教大事典』平凡社。

レックス, ジョン(勝田晴美訳, 1997)「多文化社会の概念」, 東洋学園編訳の第9章, 245 272頁。
[原論文, Rex, J. (1996) “The Concept of a Multicultural Society,” *Ethnic Minorities in the Modern Nation State*, MacMillan.]

渡辺 明(1999)「進歩する科学技術と文明文化考」, 佐々木晃彦編著の第1部, 第3章, 31 45頁。

主要正誤表(本稿の 編)

			< 誤 >	< 正 >
p. 52	目次	3行目	余録	余録
p. 55	右	15行目	疑問の第三	疑問の第二
p. 58	右	下から9行目	大きなに特色	大きな特色
p. 61	右	6行目	西岡1994	西岡1994a
p. 63	右	4行目	来世は前世の結果	来世は現世の結果
p. 65	右	19行目	1994, 序章	1994a, 序章
p. 65	右	20行目	特に1994	特に1994b
p. 65	右	21行目	上野(1992a, 1992b)	上野(1985, 1992)
p. 66	右	文献一覧	同	上
p. 67	左	文献一覧	西岡(1994), 同(1994)	西岡(1994a), 同(1994b)

Essays on Hospitality, Normalization, and Religious Pluralism: Part —Self-actualization Psychology, Multiculturalism, Clash of Civilizations
by Hisao Nishioka

[Abstract] The fourth part of the paper considers Maslow 's psychology of self-actualization; Casanova 's view of religious deprivatization; peacekeeping operations; cultural pluralism and/or multiculturalism; and Huntington 's theory of the clash of civilizations.

[Key Words] A. Maslow, self-actualization, psychology, religious deprivatization, PKO, cultural pluralism, multiculturalism, S. Huntington, clash of civilizations.

執筆者紹介（掲載順）

岩 熊 史 朗（本学助教授）

加 藤 修 子（本学助教授）

杜 正 文（本学助教授）

戸 田 光 昭（本学教授）

西 岡 久 雄（本学教授）

* ただし，掲載は種目ごとに50音順とした。

編集委員

西野泰司 林瑞枝

『文化情報学：駿河台大学文化情報学部紀要』 第7巻 第2号 2000年12月28日発行

編集者 文化情報学部機関誌委員会

〒357 8555 埼玉県飯能市阿須698
電話 0429 72 1111（代表）

発行者 駿河台大学文化情報学部

〒357 8555 埼玉県飯能市阿須698
電話 0429 72 1111（代表）

印刷者 勝美印刷株式会社

〒112 0002 東京都文京区小石川1 3 7
電話 03 3812 5201（代表）

CULTURAL INFORMATION RESOURCES

BULLETIN OF THE FACULTY OF CULTURAL
INFORMATION RESOURCES, SURUGADAI
UNIVERSITY

Vol. 7 No. 2 DECEMBER 2000

Articles

- The psychological construction of "traits"Iwakuma Shiro (1)
The Constructing Cultural Heritages (Cultural Information
Resources) of Music and sound (3) : The Systematization of
the Ways which Reproduce the Historical Music and Sound:
Reproduction in the Early Music.....Kato Shuko (15)

Research Notes

- Information communication infrastructure and information policy
in ChinaTu Cheng-wen (29)
Indexing (3) Study notes on indexes to books or index publications
.....Toda Mitsuaki (35)
Essays on Hospitality, Normalization, and Religious Pluralism: Part IV
Self-actualization Psychology, Multiculturalism, Clash of
CivilizationsNishioka Hisao (43)

THE FACULTY OF CULTURAL INFORMATION RESOURCES
SURUGADAI UNIVERSITY

698 AZU, HANNO, SAITAMA 357 8555, JAPAN